

昭和三十三年大蔵省令第五十四号

国家公務員共済組合法施行規則
国家公務員共済組合法の規定に基き、及び同法を実施するため、国家公務員共済組合法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条―第二条の五）

第二章 組合

第一節 運営規則（第三条）

第二節 財務

第一款 通則（第四条―第八条）

第二款 資産管理（第九条―第十五条）

第三款 出納職員（第十六条―第二十一条）

第四款 事業計画及び予算（第二十二条―第二十四条）

第五款 契約（第二十五条―第三十二条）

第六款 出納（第三十三条―第五十一条）

第七款 経理

第一目 通則（第五十二条―第五十五条）

第二目 伝票、帳簿及び出納計算表（第五十六条―第六十条）

第三目 決算（第六十一条―第八十四条）

第三章 連合会（第八十五条―第八十六条）

第四章 組合員（第八十七条―第九十五条の二）

第五章 給付

第一節 通則（第九十六条―第九十八条の二）

第二節 短期給付（第九十九条―第一百十三条の五）

第三節 長期給付

第一款 厚生年金保険給付

第一目 老齢厚生年金（第一百十四条）

第二目 障害厚生年金及び障害手当金（第一百十四条の二）

第三目 遺族厚生年金（第一百十四条の三）

第四目 脱退一時金（第一百十四条の四）

第五目 離婚等をした場合における特例（第一百十四条の五―第一百十四条の十一）

第六目 被扶養配偶者である期間についての特例（第一百十四条の十二―第一百十四条の十六）

第七目 雑則（第一百十四条の十七―第一百十四条の三十）

第二款 退職等年金給付

第一目 通則（第一百十五条―第一百十五条の十三）

第二目 退職年金（第一百十六条―第一百十六條の十一）

第三目 公務障害年金（第一百十七条―第一百十七條の八）

第四目 公務遺族年金（第一百十八条―第一百十八條の八）

第五目 日本国籍を有しない者に対する一時金（第一百八条の九）

第六目 雑則（第一百九条―第一百九条の十一）

第五章の二 福祉事業（第一百九条の十二―第一百九条の十四）

第六章 掛金等及び負担金（第一百二十条―第一百二十条の九）

第六章の二 地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金（第一百二十一条）

第七章 雑則（第一百二十三条―第一百三十五条）

附則

第一章 総則

第一条 この省令は、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会の財務その他その運営に關し必要な事項を定めるとともに、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「法」という。）及び国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「施行法」という。）の実施のための手続その他法及び施行法の執行に關して必要な細則を定めるものとする。

（定義）

第二条 この省令において、「行政執行法人」、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「組合の代表者」、「運営規則」、「事業計画」、「予算」、「連合会」、「独立行政法人」、「国立大学法人等」、「組合員」、「組合員期間」、「短期給付」、「地方の組合」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「福祉事業」、「組合員等記号・番号等」、「組合員等記号・番号」、「社会保険診療報酬支払基金」、「船員組合員」、「公庫等」、「公庫等職員」、「特定公庫等」、「特定公庫等役員」、「継続長期組合員」、「組合職員、連合会役員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、恩給公務員期間又は在外組合員をいう。」（令第二条第一項第九号ロの財務省令で定めるもの）

第二条の二 令第二条第一項第九号ロの財務省令で定めるものは、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第九号ロに規定する最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものとする。

（令第二条第一項第九号ハの財務省令で定める者）

第二条の三 令第二条第一項第九号ハの財務省令で定める者は、健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者とする。

（令第二条第二項第三号の財務省令で定める規定）

第二条の四 令第二条第二項第三号の財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 人事院規則八一―一二（職員の任免）第四十二条第二項

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に關する法律（平成九年法律第六十五号）第三条第一項

三 国と民間企業との間の人事交流に關する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十九条第一項

四 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に關する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第三条第一項又は第二項

五 科学技術・イノベーション創出の活性化に關する法律（平成二十年法律第六十三号）第十四条第一項（同条第二項の規定により任期を定める場合に限る。）

六 国家公務員の配偶者同行休業に關する法律（平成二十五年法律第七十八号）第七条第一項第一号

七 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項又は第二項（被扶養者）

第二条の五 法第二条第一項第二号に規定する健康保険法第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの

二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの

法第二条第一項第二号に規定する日本国内に生活の基礎があると認められるものとして財務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

2

一 人事院規則八一―一二（職員の任免）第四十二条第二項

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に關する法律（平成九年法律第六十五号）第三条第一項

三 国と民間企業との間の人事交流に關する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十九条第一項

四 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に關する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第三条第一項又は第二項

五 科学技術・イノベーション創出の活性化に關する法律（平成二十年法律第六十三号）第十四条第一項（同条第二項の規定により任期を定める場合に限る。）

六 国家公務員の配偶者同行休業に關する法律（平成二十五年法律第七十八号）第七条第一項第一号

七 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項又は第二項（被扶養者）

第二条の五 法第二条第一項第二号に規定する健康保険法第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの

二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの

法第二条第一項第二号に規定する日本国内に生活の基礎があると認められるものとして財務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

2

一 人事院規則八一―一二（職員の任免）第四十二条第二項

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に關する法律（平成九年法律第六十五号）第三条第一項

三 国と民間企業との間の人事交流に關する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十九条第一項

四 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に關する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第三条第一項又は第二項

五 科学技術・イノベーション創出の活性化に關する法律（平成二十年法律第六十三号）第十四条第一項（同条第二項の規定により任期を定める場合に限る。）

- 一 外国において留学をする学生
- 二 外国に赴任する組合員に同行する者
- 三 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- 四 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であつて、第二号に掲げる者と同等と認められるもの
- 五 前各号に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

第二章 組合

第一節 運営規則

第三條 (運営規則)

組合は、法第十一条第一項の規定により、次の各号に掲げる事項を運営規則で定めなければならない。

- 一 組合の事業を執行する権限の委任に関する事項
- 二 医療機関又は薬局との契約に関する事項
- 三 削除
- 四 給付の請求、決定及び支払に関する事項
- 五 福祉事業の運営に関する事項
- 六 法第十三条に規定する組合に使用され、その事務に従事する者及び組合職員の範囲に関する事項
- 七 法令又は定款の規定により運営規則で定めることとされている事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、組合の業務の執行に關して必要な事項

第二節 財務

第一款 通則

第四條 (会計組織)

組合の経理は、本部（法第五条第一項に規定する主たる事務所をいう。以下同じ。）、支部（同条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下同じ。）及び所属所（本部又は支部の所轄機関をいう。以下同じ。）の別に従つて設ける会計単位並びに組合の行う事業の種類ごとに設ける経理単位に区分して行うものとする。（会計単位）

第五條 前条の会計単位は、本部会計、支部会計及び所属所会計とする。

2 本部会計は、本部及び本部に属する所属所（第四項の規定により所属所会計の設けられる所属所（以下「単位所属所」という。）を除く。）の経理を行い、本部、支部及び本部に属する単位所属所の経理を統轄する会計とする。

3 支部会計は、支部及び支部に属する単位所属所以外の所属所の経理を行い、支部及び支部に属する単位所属所の経理を統轄する会計とする。

4 所属所会計は、組合の代表者が特に必要があると認める場合において設けるものとし、所属所の経理を行う会計とする。

(経理単位)

第六條 第四條の経理単位は、次の各号に掲げる

- 一 短期経理 短期給付及びこれに準ずる給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第一百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）、法附則第十四条の三第二項の特別拠出金及び同条第三項第一号の調整拠出金に関する取引（組合の資産、負債及び基本金の増減及び異動の原因となる一切の事実をいい、会計単位間及び経理単位間におけるものを含む。以下同じ。）
- 二 厚生年金保険経理 厚生年金保険給付及びこれに準ずる給付並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第八十四条の五第一項に規定する拠出金、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十四条の第二項に規定する基礎年金拠出金及び法第二百二条の二に規定する財政調整拠出金（法第二百二条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）に関する取引
- 二の二 退職等年金経理 退職等年金給付及び法第二百二条の二に規定する財政調整拠出金（法第二百二条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。）に関する取引
- 三 業務経理 法第九十九条第五項に規定する組合の事務に関する取引
- 四 保健経理 法第九十八条第一項第一号に規定する組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業、同項第一号の二に規定する特定健康診査等並びに同項第二号に規定する組合員の保養及び教養に資する施設の経営に関する取引（医療施設及び宿泊施設に係るものを除く。）

五 医療経理 法第九十八条第一項第一号に規定する組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業のうち医療施設の経営に関する取引

六 宿泊経理 法第九十八条第一項第二号に規定する組合員の利用に供する宿泊施設の経営に関する取引

七 住宅経理 法第九十八条第一項第三号に規定する組合員の利用に供する住宅の取得、管理又は貸付けに関する取引

- 八 貯金経理 法第九十八条第一項第四号に規定する組合員の貯金の受入又はその運用に関する取引
- 九 貸付経理 法第九十八条第一項第五号に規定する組合員の臨時の支出に対する貸付けに関する取引
- 十 物資経理 法第九十八条第一項第六号に規定する組合員の需要する生活必需物資の供給に関する取引
- 2 法第九十八条第一項第七号に規定する事業に係る取引の経理は、前項の規定にかかわらず、財務大臣が定める経理単位（以下「指定経理」という。）により行うものとする。ただし、財務大臣は、前項各号に掲げる経理単位において当該事業に係る取引の経理を合わせて行うことが適当と認める場合においては、当該経理単位においてその取引の経理を行わせることができる。

第七條 (業務経理又は福祉経理の財源)

法第九十九条第一項第一号に規定する事務に要する費用に充てなければならない。短期経理から業務経理に繰り入れなければならない。

2 保健経理、医療経理、宿泊経理、住宅経理、貯金経理、貸付経理、物資経理及び指定経理（以下「福祉経理」と総称する。）に属する経理単位の財源は、福祉経理に属する他の経理単位の前事業年度における剰余金に相当する金額の範囲内において、財務大臣の承認を受けて当該他の経理単位から繰り入れられる金額を財源とすることができる。

3 法第九十九条に規定する福祉事業に要する費用に充てるときは掛金及び国、行政執行法人、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）

う。）、法第九十九条第六項に規定する職員団体（以下「職員団体」という。）又は法附則第二十条の二第一項に規定する郵政会社等（以下「郵政会社等」という。）の負担金は、保健経理に受け入れたのち、これを福祉経理に属する他の経理単位に繰り入れることができる。

(管理責任)

第八條 組合の代表者、会計単位の長（本部、支

部及び単位所属所の長をいう。以下同じ。）、第二十条に規定する出納職員及び第二十五条に規定する契約担当者並びにこれらの者の補助者は、組合の行う事業の経理について、善良な管理者の注意を払わなければならない。

第二款 資産管理

(資産の価額)

第九條 組合の資産の価額は、取得価額によるものとし、取得価額が不明のものは、見積価額によるものとする。ただし、第六十五条及び第六十七条に規定する場合には、それぞれ当該規定の定めるところによる。

2 売渡を目的として取得した不動産で、割賦で代金を収納し、その完納後において、当該財産を引き渡すことを契約したものの価額は、前項の規定にかかわらず、その取得価額から取得価額に対してその売渡価額に対する収納金額の割合を乗じて得た金額を控除して得た金額とする。

(資産の保管)

第十條 組合の資産の保管は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 現金、預金通帳又は信託証書、預り証書その他これらに準ずる証書は、厳重な鍵のかかる容器に保管しなければならない。
- 二 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託又は証券投資信託の受益証券その他の有価証券（以下「有価証券」という。）は、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。第八十五条の七第一項において同じ。）、信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。第八十五条の七第一項において同じ。）、若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業を行う者に保護預けをし、

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿への記載若しくは記録をし、又は日本銀行その他の登録機関に登録をしなければならぬ。

三 前各号に掲げる動産以外の動産は、その取扱責任者を明らかにして保管し、かつ、当該動産のうち福祉経理に属するものについては、損害保険に付しておかなければならぬ。

四 不動産は、登記をし、かつ、土地については常時その境界を明らかにし、土地以外の不動産については損害保険に付しておかなければならぬ。

二 組合は、第七十四条の規定により災害補てん引当金を計上した場合には、前項第三号及び第四号の規定による損害保険に付さないことができる。

（資金の集中）

第十一条 支部又は単位所属所の長は、余裕金のうち、当該支部又は単位所属所の行う事業に必要な当座の支払資金を除いたものを、すべて経理単位ごとに統轄する会計単位の長に送金しなければならない。

（資金の運用）

第十二条 令第八条第一項第一号に規定する財務大臣の指定する金融機関は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）第一条第一項に規定する金融機関（銀行を除く。）とする。

二 令第八条第一項の規定により業務上の余裕金を同項第一号に掲げるものに運用する場合には、余裕金のうち、当座の支払資金については、同号に規定する金融機関への短期の預金とし、その他の資金にあつては、長期の銀行預金とするものとする。

三 令第八条第一項第三号に規定する財務省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 特別の法律により法人の発行する債券
二 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）に規定する特定社債券（当該特定社債に係る特定資産が連合会の譲渡する信託受益権であるものに限る。）

三 社債券（担保付社債券その他確実と認められるものに限る。）

四 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資と

して運用することを目的とするもので、株式又は出資に対する投資として運用しないものをいう。以下同じ。）の受益証券

五 貸付信託の受益証券

六 外国の政府、地方公共団体、特別の法律により設立された法人又は国際機関が発行する債券（元本が本邦通貨で支払われるものに限る。）

（経理単位の余裕金）

第十三条 各経理単位（厚生年金保険経理及び退職等年金経理を除く。）の余裕金は、予算の定めるところにより他の経理単位に貸し付けることができる。

（貯金経理の資産の構成）

第十三条の二 組合が保有する貯金経理の資産のうち、次の各号に掲げる資産の価額は、常時、第一号にあつては同号に掲げる額以上、第二号及び第三号にあつては当該各号に掲げる額以内でなければならない。

一 現金、当座預金、普通預金、通知預金又は定期預金（預入期間が一年未満のものに限る。） 前月末日において当該組合が寄託を受けている貯金のうち普通貯金（預入及び払込み）について特別の条件を附けないものをいう。）の残高に百分の四を乗じて得た額と同日において当該組合が寄託を受けている積立貯金（一定のすえ置期間を定め、一定の金額をその期間内に毎月預入するものをいう。）

定額貯金（一定のすえ置期間を定め、分割払いもどしをしない条件で一定の金額を一時に預入するものをいう。）及び定期貯金（一定の預入期間を定め、その期間内には払いもどしをしない条件で一定の金額を一時に預入するものをいう。）の残高に百分の一を乗じて得た額との合計額

二 公社債投資信託 前月末日において当該組合が寄託を受けている貯金（保険料相当額として預入されたものを除く。以下次号において同じ。）の残高に百分の五を乗じて得た額

三 固定資産 前月末日において当該組合が寄託を受けている貯金の残高に百分の二を乗じて得た額

二 前項各号に掲げる資産の構成額が当該資産の価格の変動その他当該組合の意思に基づかない理由により、同項に規定する額と異なることとなった場合には、当該組合は、同項の規定にかかわらず、その異なることとなった額によるこ

とができる。この場合において、当該組合は、同項の趣旨に従つて、漸次、その額を改めなければならない。

（債権の放棄等）

第十四条 組合の債権は、その全部若しくは一部を放棄し、又はその効力を変更することができない。ただし、債権を行使するため必要とする費用がその債権の額をこえるとき、債権の効力の変更が明らかに組合に有利であるとき、その他やむを得ない理由がある場合において財務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（資産の交換等の制限）

第十五条 組合の資産は、この省令で定めるもののほか、これを交換し、適正な対価なくして譲渡し、若しくは貸し付け、担保に供し、又は支払手段として用いてはならない。ただし、組合の目的を達成するため必要な場合において財務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第三款 出納職員

（出納役）

第十六条 会計単位の長は、その所属の職員又は組合職員のうちから出納役を任命し、取引の命令に関する事務をつかさどらせるものとする。

二 組合の代表者は、必要があると認める場合には、会計単位の長をして、経理単位ごとに組合役を任命させることができる。

（出納主任）

第十七条 会計単位の長は、その所属の職員又は組合職員のうちから出納主任を任命し、出納役の命ずるところにより取引の遂行、資産の保管及び帳簿その他の証ひよう書類の保存に関する事務をつかさどらせるものとする。

二 組合の代表者は、必要があると認める場合には、会計単位の長をして、経理単位ごとに組合主任を任命させることができる。

（代理出納役等）

第十八条 会計単位の長は、必要があると認める場合には、出納役若しくは出納主任の事務の全部を代理する代理出納役若しくは代理出納主任又はその事務の一部を分掌する分任出納役若しくは分任出納主任を任命することができる。

（出納員）

第十八条の二 会計単位の長は、単位所属所以外の所属所において、特に必要があると認める場合には、その所属の職員又は組合職員のうちから出納員を任命し、出納役の命令するところによる取引の遂行、資産の保管及び帳簿その他の

証ひよう書類の保存に関する事務をつかさどらせるものとする。

二 組合の代表者は、必要があると認める場合には、会計単位の長をして、経理単位ごとに組合主任を任命させることができる。

（官職等を指定する方法による出納職員の任命）

第十八条の三 会計単位の長は、第十六条から前条までにおいて、その所属の職員又は組合職員について官職又は役職を指定することにより、その官職又は役職にある者を出納役（代理出納役及び分任出納役を含む。以下同じ。）又は出納主任（代理出納主任、分任出納主任及び出納員を含む。以下同じ。）とすることができる。

この場合においては、会計単位の長は、あらかじめ組合の代表者に協議しなければならない。

（出納職員の兼任の禁止等）

第十九条 出納役と出納主任とは兼任することができない。ただし、組合の代表者が特別の必要があると認める場合には、この限りでない。

（出納職員の任免報告）

第二十条 会計単位の長は、出納役及び出納主任（以下「出納職員」という。）を任免した場合には、組合の代表者に報告しなければならない。ただし、第十八条の三の規定を適用している場合には、この限りでない。

二 前項本文の規定により会計単位の長が組合の代表者に報告する場合において、統轄する会計単位の長があるときは、当該会計単位の長を経由して行うものとする。

（出納職員の事故報告）

第二十一条 会計単位の長は、出納職員がその保管する資産又は第五十七条に規定する帳簿を亡失したときは、遅滞なく、その事実を調査し、次に掲げる事項を明らかにしてこれを組合の代表者に報告するとともに、本省支部及び本庁支部以外の支部及び単位所属所にあつては、当該報告書の写しを当該支部又は単位所属所の所在地の所轄財務局長（当該所在地が、福岡財務支局の管轄に属するときは福岡財務支局長。第三項において「関係財務局長等」という。）に報告しなければならない。

一 事故物件
二 事故の日時及び場所
三 事故の具体的事項
四 平素における事故物件の管理状況
五 被害物件に係る直接担当者及びその直接監督責任者

六 損害に対する賠償責任者

七 警察又は検察当局に対する連絡状況及びこれらの機関の執った処置

八 事故の発生に対して執った具体的善後措置
九 事故の発生にかんがみ制度上及び運営上の欠陥並びにこれらの改善に関する具体的意見

十 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
2 組合の代表者は、前項の規定による報告を受けた場合には、当該事故に関する自己の所見及び処置した事項とともに、遅滞なく、これを財務大臣に報告しなければならない。

3 関係財務局長等は、第一項の規定による報告書の写の提出を受けた場合には、当該事故に関する自己の所見とともに、遅滞なく、これを財務大臣に提出しなければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。

第四款 事業計画及び予算

(事業計画及び予算の認可)

第二十二條 組合の代表者は、毎事業年度、経理単位ごとに、事業計画及び予算を作成し、これを前事業年度の二月末日までに財務大臣に提出しなければならない。

(事業計画の内容)

第二十三條 事業計画には、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 組合員の数、標準報酬の月額（法第五十二条に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）、標準期末手当等の額（法第四十一条第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。）、並びに被扶養者及び国民年金法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者の数

二 組合に使用される者の数、支部及び所属所の現況並びに当該事業年度に予定される異動

三 短期経理における給付並びに法第百条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金（短期給付及び介護納付金に係るものに限る。）との割合の前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度の推計並びに当該事業年度の資金計画

四 業務経理における当該事業年度の資金計画
五 保健経理における事業の種類、施設の現況、当該事業年度における施設の設置及び廃止に関する事項、施設の利用状況及び利用料金並びに当該事業年度の資金計画

六 宿泊経理における施設の種類及び現況、当該事業年度における施設の設置及び廃止に關

する事項、施設の利用状況及び利用料金並びに当該事業年度の資金計画

七 医療経理における施設の現況、当該事業年度における施設の設置及び廃止に関する事項、施設の利用状況及び利用料金並びに当該事業年度の資金計画

八 住宅経理における施設の現況、当該事業年度における施設の設置及び廃止に関する事項、施設の利用状況及び利用料金並びに当該事業年度の資金計画

九 貯金経理における貯金の種類、貯金の現況、貯金の支払利率、当該事業年度の資金計画及び資産の構成割合

十 貸付経理における貸付金の種類、貸付金の現況、貸付金の利率及び当該事業年度の資金計画

十一 物資経理における事業の種類、施設の現況、当該事業年度における施設の設置及び廃止に関する事項、販売計画、仕入原価に対する平均利潤率、資金の回転率並びに当該事業年度の資金計画

十二 前各号に掲げるもののほか、財務大臣の定める事項

(予算の内容)

第二十四條 予算は、予算総則、予定損益計算書及び予定貸借対照表に区分して作成するものとする。

2 予算総則には、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 人件費及び事務費の最高限度額

二 法第十七条ただし書の規定による借入金及び翌事業年度以降にわたる債務の負担の最高限度額

三 組合の経理単位相互間における資金の融通の最高限度額

四 第七条第一項の規定により業務経理（繰り入れられる金額及び短期経理から業務経理に繰り入れられる金額の最高限度額

五 福祉事業に要する費用に充てることができる金額の各福祉経理ごとの最高限度額

六 不動産の取得に要する金額の最高限度及び不動産を譲渡する場合における譲渡金額の最低限度

七 前各号に掲げるもののほか、財務大臣の指定する事項
3 予定損益計算書には、前々事業年度における実績を基礎とし、前事業年度及び当該事業年度における推計を表示しなければならない。

4 予定貸借対照表には、前々事業年度末日における貸借対照表を基礎とし、前事業年度末日及び当該事業年度末日における推計を表示しなければならない。

第五款 契約

(契約担当者)

第二十五條 契約は、組合の代表者又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければ、これを行うことができない。

(一般競争契約)

第二十六條 契約担当者は売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ契約をしようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに契約条項を示す場所等を公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(一般競争等に付さなくてもよい場合)

第二十六條之二 契約の性質又は目的により競争に加わらべき者が少数で前条の競争に付する必要がある場合及び前条の競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付するものとする。

2 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが、不利と認められる場合においては、随意契約によるものとする。

(指名競争)

第二十六條之三 第二十六條の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、指名競争に付することができる。

一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

二 予定価格が三百万円を超えない財産を購入するとき。

三 予定貸借料の年額又は総額が百六十万円を超えるない物件を借入れるとき。

四 予定価格が百万円を超えない財産を売却するとき。

五 予定貸賃料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸付けるとき。

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき、
2 指名競争に付そうとするときは、あらかじめ契約をしようとする事項の予定価格を定め、財

務大臣が別に定める指名基準にしたがってなるべく十人以上の入札者を指名しなければならない。

3 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(随意契約)

第二十七條 第二十六條の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、随意契約によることができる。

一 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

二 予定価格が百六十万円を超えない財産を購入するとき。

三 予定貸借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借入れるとき。

四 予定価格が五十万円を超えない財産を売却するとき。

五 予定賃賃料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸付けるとき。

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

七 運送又は保管をさせるとき。

八 国、地方公共団体及び他の組合並びにこれらに準ずる団体として財務大臣が指定する団体との間で契約をするとき。

九 外国で契約をするとき。

十 物資経理において商品の売買を行うとき。

十一 競争に付しても入札者がいないとき、若しくは再度の入札に付しても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないとき。

2 前項第十一号の規定により随意契約による場合は、最初競争に付するときに定めた次の各号に掲げる条件を変更することができない。

一 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないとき 契約保証金及び履行期限を除くほか予定価格その他の条件

二 落札者が契約を結ばないとき 落札金額の範囲内で履行期限を除くほかの条件

3 随意契約によるものとする場合には、あらかじめ、契約をしようとする事項の予定価格を定め、なるべく二人以上から見積書を徴さなければならない。

(長期継続契約ができるもの)
第二十七條之二 契約担当者は、翌年度以降にわたり、次に掲げる電気、ガス若しくは水又は電

気通信役務について、その供給又は提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその供給又は提供を受けなければならない。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者が供給する電気

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定するガス事業者が供給するガス

三 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者が供給する水

四 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が提供する電気通信役務

2 契約担当者は、前項に定めるもののほか、組合の代表者が財務大臣の承認を受けたときは、翌年度以降にわたる役務の供給又は提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

（入札保証金）

第二十七条の三 契約担当者は、競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の百分の五以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、競争に参加しようとする者が保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときは、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつて代えることができる。

一 国債

二 政府の保証のある債券

三 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

四 銀行が振り出し又は支払保証した小切手

五 その他確実と認められる担保で別に財務大臣の定めるもの

3 契約担当者は、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金は組合に帰属する旨を第二十六条の規定する公告において又は第二十六条の三の規定により指名する際その指名の通知において明らかにしなければならない。

（契約書の作成）

第二十八条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りでない。

一 契約履行の場所

二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

三 監督及び検査

四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除

五 危険負担

六 契約に關する紛争の解決方法

七 その他必要な事項

2 前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当者は、契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。（契約書の作成を省略することができる場合）

第二十八条の二 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には契約書の作成を省略することができる。

一 指名競争又は随意契約で、契約金額が百五十万円（外国で契約をするときは、二百万円）を超えない契約をするとき。

二 せり売りに付するとき。

三 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。

四 第一号及び前号に規定する場合のほか随意契約による場合において、組合の代表者が契約書を作成する必要があると認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

（契約保証金）

第二十九条 契約担当者は、組合と契約を結ぶ者として契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、指名競争契約及び随意契約による場合のほか、次の各号に定める場合には、その全部又は一部を納めさせないことができる。

一 せり売りに付するとき。

二 契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

三 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。

2 第二十七条の三第二項の規定は、契約担当者が契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用する。

3 契約担当者は、契約保証金を納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は組合に帰属する旨を第二十八条に規定する契約書において明らかにしなければならない。（手付金）

第二十九条の二 契約担当者は、土地、建物その他の不動産の買入れ又は借入れに際し、慣習上手付金を交付する必要があるときは、その交付によつて契約を有利にすることができ、かつ、その交付した金額を契約金額の一部に充当することができ、手付金を交付することができ、

（部分払）

第三十条 契約担当者は契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既済部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができるものとし、その支払金額は工事又は製造その他についての請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の十分の九、物件の買入契約にあつてはその既済部分に対する代価をこえることができる。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

（財産の貸付け）

第三十一条 契約担当者は、財産を貸し付ける場合には、賃貸料を前納させなければならない。ただし、国、地方公共団体若しくは他の組合に対し貸し付ける場合又は賃貸期間が六月以上にわたる場合には、定期に納付させる契約をすることができ、

（代金の完納）

第三十二条 契約担当者は、財産を売り払う場合には、その引渡しのとしまで又は移転の登記若しくは登録のとしまでに、その代金を完納させなければならない。ただし、組合員に対して宅地又は建物の譲渡をする場合その他財務大臣の定める場合であつて、組合の代表者の定めるところにより担保を提供させ、かつ、利息を付して宅地又は建物等の代金の割賦弁済の特約をするときは、この限りでない。

第六款 出納

（取引命令）

第三十三条 取引は、すべて、出納役の命ずるところにより出納主任が行うものとする。ただし、出納役の不在その他の事故のある場合において、法令の定めるところにより収入又は支払をしなければならないときは、その他緊急やむを得ない理由があるときは、出納役の命令によらないで収入又は支払をすることができる。

2 出納主任は、前項ただし書の規定により収入又は支払をしたときは、その理由を明らかにし、遅滞なく出納役の承認を受けなければならない。

3 出納員は、組合の代表者があらかじめ指示した事項については、第一項の規定にかかわらず、出納役の命令によらないで取引を行うことができる。

4 出納員は、前項の規定による取引をしたときは、会計単位の長の定める期間ごとに、一括して出納役の承認を受けなければならない。（各経理単位間における取引命令の制限）

第三十四条 各経理単位間における取引の命令は、本部の出納役でなければ行うことができない。ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りでない。

一 組合職員に係る掛金等（法第百条第一項に規定する掛金等をいう。以下同じ。）及び組合の負担金の支払

二 短期経理の医療経理に対する診療費の支払

三 福祉経理に係る施設を利用した場合（物資経理に係る商品を購入した場合を含む。）において他の経理単位が負担する代価の支払

四 他の経理単位に属する収入金又は支払金を収入又は支出した場合において、その決済のためにする受払

五 前各号に掲げるもののほか、組合の代表者が財務大臣の承認を受けた事項

（現金の払いもどしの制限）

第三十五条 出納役は、預金を現金によつて払いもどすことを命ずることができない。ただし、次条第二項に規定する預金口座相互間に資金を異動する場合、第四十七条及び第四十八条第一項の規定による支払をする場合、第四十一条若しくは第五十一条の規定による送金をする場合には、この限りでない。

(取引金融機関の指定等)

第三十六條 組合の代表者は、会計単位ごとに、かつ、経理単位ごとに、取引金融機関を指定しなければならない。

2 会計単位の長は、取引金融機関に自己名義の預金口座を設けなければならない。ただし、組合の代表者が特に必要と認める場合には、会計単位の長の名義に代え出納員の名義とすることができる。

3 第二十条の規定は、会計単位の長及び出納員が前項の規定により預金口座を設け、又はこれを廃止した場合について準用する。

(登録印鑑)

第三十七條 取引金融機関に登録する登録印鑑は、会計単位の長の印鑑と出納主任の印鑑との組合せとしなければならない。ただし、前条第二項ただし書の場合には、この限りでない。

2 会計単位の長の印は、出納役が保管しなければならない。

(当座借越契約の禁止)

第三十八條 会計単位の長及び出納員は、取引金融機関と当座借越契約をすることができない。

(先日付小切手の振出の禁止)

第三十九條 会計単位の長及び出納員は、先日付の小切手を振り出すことができない。

(手形等による取引の制限)

第四十條 会計単位の長及び出納員は、手形その他の商業証券(小切手を除く。)をもつて取引をし、又は取引に関して電子記録債権法(平成十九年法律第百二二号)第二条第一項に規定する電子記録の請求をしてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、他人が振り出した手形その他の商業証券を担保として受領するとき又は同項に規定する電子記録債権(会計単位の長及び出納員が同法第二十条第一項に規定する電子記録債務者として記録されているものを除く。)を担保とするときは、この限りでない。

(出納の締切)

第四十一條 会計単位の長は、毎日の出納締切時刻を定めておかなければならない。

2 出納主任は、出納締切時刻後すみやかに帳簿と現金(小切手その他現金に準ずるものを含む。以下第四十三条までにおいて同じ。)の在高とを照合し、現金を取引金融機関に預入しなければならない。ただし、やむを得ない理由により出納締切時刻後に収納した現金及び第四十

五条第一項ただし書の規定による支払をするために保有する現金については、この限りでない。

(収納手続)

第四十二條 出納主任は、現金を収納した場合(第四十七条の二の規定により受領の委託をした場合を除く。)には、当該取引に係る伝票に領収日付及び職名を記載し、領収証書を相手方に交付しなければならない。

(収納金の預入)

第四十三條 出納主任は、その収納した現金を取引金融機関に預入することとし、直ちにこれを支払にあててはならない。ただし、組合の現金自動預払機により第四十五条第一項第九号に規定する貯金の払いもどしをするときは、この限りでない。

(支払手続)

第四十四條 出納主任は、支払をする場合には、必ず領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付及び職名を記載しなければならない。ただし、第四十八条第一項の規定による支払の場合にあつては、領収証書を徴しないことができる。

(支払の方法)

第四十五條 出納主任は、支払をしようとする場合には、支払を受ける者を受取人とする小切手を振り出して交付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、小切手による支払に代え、現金をもつて支払をすることができる。

- 一 出納主任の属する本部、支部又は単位所屬所の所在地に当座取引を有する取引金融機関がないとき。
- 二 組合員以外の者に対し支払をしようとする場合において、受取人が小切手による受領を拒んだとき。
- 三 常用の雑費の支払で一件の取引金額が五万円を超えないとき。
- 四 旅費の支払をするとき。
- 五 組合に使用されている者に対して給与の支払をするとき。
- 六 短期経理において、法第五十条、第五十一条及び附則第八条の規定に基づく給付の支払をするとき。
- 七 保健経理、医療経理、宿泊経理又は物資経理において、日常消費する物件を購入するとき。

八 保健経理において、厚生費の支払をするとき。

九 貯金経理において、組合員に貯金の払戻しをするとき。

十 貸付経理において、組合の代表者が財務大臣と協議して定める額以下の貸付金の支払をするとき。

十一 掛金等を還付するとき。

十二 前各号に掲げる場合を除くほか、組合の代表者が財務大臣の承認を受けたとき。

2 出納主任は、前項ただし書の規定により現金をもつて支払をするため預金の払戻しを受けようとするときは、同項第一号に掲げる場合を除き、自己を受取人とする小切手を振り出すものとする。

(小切手事務の取扱)

第四十六條 小切手帳は、経理単位ごとに、かつ、取引金融機関ごとに、常時各一冊を使用するものとする。

2 小切手帳の保管及び小切手の作成は、出納主任又はその指定する補助者でなければ行うことができない。

3 小切手は、出納役が印を押した当該取引に係る伝票に基かなければ振り出すことができない。

4 小切手の券面金額は、所定の金額記載欄にアラビア数字で表示しなければならない。この場合において、その表示は、印影を刻み込むことができる印字機を用いてしなければならない。

5 小切手の振出年月日の記入及び押印は、当該小切手を受取人に交付するときにしなければならない。

(給付金等の支払の委託)

第四十七條 会計単位の長は、給付金及び組合員に対する貸付金の支払を取引金融機関に委託することが適当であると認める場合には、組合の代表者の承認を受けて、取引金融機関に給付金及び組合員に対する貸付金の支払を委託することができる。

(収入金の受領委託)

第四十七條の二 会計単位の長は、収入金の受領を取引金融機関に委託することが適当であると認めた場合には、組合の代表者の承認を受けて、取引金融機関に収入金の受領の委託をすることができる。

(隔地払等)

第四十八條 出納主任は、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十五条の規定にかかわらず、必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座からの必要な資金の払出しを当該預金口座を設けている取引金融機関に行わせて、当該必要な資金の払出しを行わせた取引金融機関に支払をさせることができる。

- 一 隔地者に対して支払をする場合
 - 二 前号に掲げる場合を除き、預金への振込み又は口座振替の方法により支払をする場合
 - 2 出納主任は、前項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、その旨を支払を受ける者に通知しなければならない。ただし、口座振替の方法によつて行つた場合は、この限りでない。
 - 3 第一項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、交付手続又は払出し手続が完了した日に支払がなされたものとして当該取引を整理するものとする。
- (前金払)
- 第四十九條** 会計単位の長は、次の各号に掲げる経費を除くほか、前金払をすることができる。
- 一 削除
 - 二 外国から購入する機械、図書、標本又は実験用材料の代価(購入契約に係る機械、図書、標本又は実験用材料を当該契約の相手方が外国から直接購入しなければならない場合におけるこれらの物の代価を含む。)
 - 三 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対し支払う受信料
 - 四 土地、家屋その他の財産の賃借料及び保険料
 - 五 運賃
 - 六 研究又は調査の受託者に支払う経費
 - 七 諸謝金
 - 八 助成金及び交付金
 - 九 電話、電気、ガス及び水道の引込工事費及び料金
 - 十 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社により同条第二項に規定する前払金の保証された工事の代価
 - 十一 官公署に対し支払う経費

十二 前各号に掲げるもののほか、組合の代表者が財務大臣の承認を受けた経費

2 前項第十号に掲げる経費について同項の規定により、前金払をする場合における当該前金払の金額の当該経費に対する割合は、当該請負代価の十分の四以内とする。

(概算払)

第五十条 会計単位の長は、次の各号に掲げる経費を除くほか、概算払をすることができない。

- 一 旅費
- 二 組合職員に係る組合の負担金
- 三 社会保険診療報酬支払基金に対し支払う委託金及び診療報酬
- 四 契約医療機関に対し支払う療養費

五 前条第一項第八号及び第十一号に掲げる経費

六 法第七十一条に規定する災害見舞金

七 前各号に掲げるもののほか、組合の代表者が財務大臣の承認を受けた経費

(資金の回送)

第五十一条 支部又は単位所属所の長は、支払資金に不足を生じたときは、直ちに、統轄する会計単位の長に対し、資金の送金を求めるものとする。

第七款 経理

第一目 通則

(経理の原則)

第五十二条 組合は、この省令に定めるものを除くほか、取引を正規の簿記の原則に従って整然かつ明りように、整理して記録しなければならない。

(勘定区分)

第五十三条 各経理単位においては、資産勘定、負債勘定、純資産勘定、利益勘定及び損失勘定を設け、取引の整理を行うものとする。

(預り金処理)

第五十四条 隔地者に対する支払で、受取人の所在不明その他の理由により返送されたもの又は振り出した小切手でその振出年月日から一年を経過し、なお取引金融機関に提示のないものは、預り金として処理しなければならない。

(払もどし及びもどし入)

第五十五条 事業年度内の受入に係るもので過誤納となったものの払いもどし金は、当該事業年度の受入勘定科目から払い出し、事業年度内の支払に係るもので過誤払となったもののもどし入金は、当該事業年度の払出勘定科目にもどし入れるものとする。

第二目 伝票、帳簿及び出納計算表

(伝票)

第五十六条 取引は、すべて、伝票によつて処理しなければならない。ただし、単位所属所以外の所属所においては、伝票に代え日記帳に記入して、処理することができる。

2 伝票は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

(帳簿の種類)

第五十七条 各会計単位においては、経理単位ごとに、元帳及び補助簿を備え、すべての取引を記入しなければならない。

2 元帳は、総勘定元帳、本部元帳、支部総勘定元帳、支部元帳及び所属所元帳とし、補助簿は、本部元帳補助簿、支部元帳補助簿及び所属所元帳補助簿とし、それぞれ勘定科目ごとに口座を設けなければならない。

(帳簿の記入)

第五十八条 本部元帳、支部元帳及び所属所元帳並びにこれらの補助簿の記入は、伝票又は日記帳に基いて行い、総勘定元帳及び支部総勘定元帳の記入は、決算整理に関するものを除くほか、第六十条第一項の規定により提出される出納計算表に基いて行うものとする。

2 本部元帳、支部元帳及び所属所元帳の記入は、伝票に基く場合は取引のつど、日記帳に基づく場合は会計単位の長の定める時期に行い、総勘定元帳及び支部総勘定元帳の記入は、毎月末日において行うものとする。

(照合の責任)

第五十九条 出納主任は、前条に規定する元帳及び補助簿の記入について責任を負わなければならない。

2 出納主任は、毎月末日、元帳の口座の金額について関係帳簿と照合し、記入の正確を確認しなければならない。

(出納計算表の提出)

第六十条 出納主任は、毎月末日において、元帳(総勘定元帳を除く。)を締め切り、経理単位ごとに、出納計算表を作成し、出納役の証明を受けた後、単位所属所にあつては翌月五日までに、支部及び本部にあつては翌月十五日までに、これを統轄する会計単位の長に提出しなければならない。

2 本部の出納主任は、前項の規定により提出を受けた出納計算表に基づき、毎月末日において総勘定元帳を締め切り、経理単位ごとに組合の

出納計算表を作成し、本部の出納役の証明を受けた後、翌月二十五日までに、これを組合の代表者に提出しなければならない。

第三目 決算

(決算精算表の提出)

第六十一条 出納主任は、毎事業年度末日において、決算整理をし、元帳(総勘定元帳を除く。)及び補助簿を締め切り、経理単位ごとに決算精算表及び決算附属明細表を作成し、出納役の証明を受けた後、単位所属所にあつては翌事業年度四月十五日までに、支部及び本部にあつては翌事業年度四月二十五日までに、これを統轄する会計単位の長に提出しなければならない。

2 本部の出納主任は、前項の規定により提出を受けた決算精算表及び決算附属明細表に基づき、毎事業年度末日において、決算整理をし、総勘定元帳を締め切り、経理単位ごとに組合の決算精算表を作成し、本部の出納役の証明を受けた後、翌事業年度の五月二十日までに、これを組合の代表者に提出しなければならない。

3 組合の代表者は、前項の規定により提出を受けた組合の決算精算表を、翌事業年度の五月三十一日までに、財務大臣に提出しなければならない。

(財務諸表の提出)

第六十二条 法第十六条第二項に規定する貸借対照表及び損益計算書の作成は、経理単位ごとに行うものとし、その提出にあつては、同条第三項の附属明細書及び事業状況報告書並びに第二百二十六条の四第二項第一号の監査(本部に係るものに限り)に関する監査報告書を添付するものとする。

2 前項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 組合が議決権の過半数を実質的に所有している会社又は当該組合及び当該会社若しくは当該会社が他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社(以下この項及び次項において「子会社」という。)又は組合(当該組合が子会社を有する場合)には、当該子会社を含む。)が議決権の百分の二十以上百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、組合が人事、資金、技術及び取引等の関係を通じて財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社(以下この項及び次項において「関連会社」という。)の株式を所有している場合における

る当該子会社又は当該関連会社の名称、一株当たりの額、当該事業年度末日及び前事業年度末日における所有株数、取得価格、貸借対照表計上額、当該事業年度におけるそれぞれの増減その他の組合が所有する子会社及び関連会社の株式に係る明細

二 組合が他の団体等に対して出資を行った場合における当該団体等の名称、一株又は一口当たりの額、当該事業年度末日及び前事業年度末日における所有株数又は所有口数、取得価格、貸借対照表計上額、当該事業年度におけるそれぞれの増減その他の出資に係る明細

三 子会社及び関連会社に対する債権及び債務の明細

四 当該事業年度に受け入れた国の補助金その他これに準ずるもの(以下この号及び次項において「国庫補助金等」という。)の名称、当該国庫補助金等に係る国の会計区分、当該国庫補助金等と貸借対照表及び損益計算書における関連科目との関係その他の国庫補助金等に係る明細

五 組合に使用される者の給与費の明細

六 組合の業務の一部又は当該業務に関連する事業を行う公益法人その他の団体で、組合が出資、人事、資金、技術及び取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの(次項において「関連公益法人等」という。)の基本財産に対する拠出その他の組合の業務の性質上重要と認められるものの明細

七 前各号に掲げるもののほか、財務大臣の定める事項

第一項の事業状況報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 業務の内容、各事務所の所在地、沿革、設立に係る根拠法の名称、主務大臣、当該事業年度における組合に使用される者の定数及びその増減その他の組合の概要
- 二 当該事業年度及び前事業年度までにおける組合の業務の実施状況(借入金及び国庫補助金等による資金調達の状況を含む。)
- 三 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等に関するものとして次に掲げる事項
 - イ 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等の概況(組合との関係を示す系統図を含む。)

ロ 子会社及び関連会社の名称、事務所の所在地、資本金の額、事業内容、役員数、代表者の氏名、従業員数、組合の持株比率及び組合との関係

ハ 関連公益法人等の名称、事務所の所在地、基本財産の額、事業内容、役員数、代表者の氏名、職員数及び組合との関係

四 組合が対処すべき課題

(財務諸表等の閲覧期間)

第六十二条の二 法第十六条第三項に規定する財務省令で定める期間は、五年とする。

(前期損益修正益及び前期損益修正損の処理)

第六十三条 前事業年度以前の事業年度に属すべき収入金又は支払金は、毎事業年度の前期損益修正益又は前期損益修正損として処理しなければならない。

(たな卸)

第六十四条 出納主任は、毎事業年度末日において、実地についてたな卸資産のたな卸を行い、それに基づいて、たな卸表を作成しなければならない。

2 前項の規定により出納主任がたな卸をする場合には、会計単位の長があらかじめその所属の職員又は組合職員のうちから指定する者がこれに立会し、その者が確認の証としてたな卸表に記名するものとする。

(たな卸資産の評価)

第六十五条 たな卸資産を評価する場合には、次の各号に掲げる価額によるものとする。ただし、第五号又は第六号の規定による価額による場合には、あらかじめ、会計単位の長の承認を受けなければならない。

一 他から購入したものは、買入原価（購入に際し手数料、運賃又はこれらに準ずる経費を支払った場合において、買入原価にこれを加算すべきときは、その加算すべき額を含む。）

二 当該組合の生産に係るものは、その製造原価

三 当該組合の生産に係る半製品は、原材料の価額に支払済工賃を加算した金額

四 前三号に掲げる価額によるべき場合において、買入原価、製造原価又は原材料の価額に、二以上の単価があり、そのいずれによるべきかが明らかでないときは、前三号の規定にかかわらず、当該事業年度における最終の買入原価、製造原価又は原材料の価額。ただし、これらの価額以外の価額によることにつ

いて、組合の代表者の承認を受けた場合には、この限りでない。

五 買入原価、製造原価又は原材料の価額が明らかでないものは、見積価額

六 破損、きず、たなざらし、型くずれ、陳腐化等のため通常の価額で販売できないもの又は通常の方法で使用に堪えないものは、処分のできる価額

(たな卸資産の減価)

第六十六条 たな卸資産を評価する場合において、破損、腐敗、欠減等を生じやすい種類のたな卸資産で、個々に破損、腐敗、欠減等の有無を確かめることが困難なものであるときは、前条の規定にかかわらず、同条第一号から第五号までの規定により評価した価額から、当該価額に薬品、医療原材料及び飲食料品については十分の三以下、その他の資産については十分の二以下の範囲内において組合の代表者が当該たな卸資産の種類ごとに定める割合を乗じて得た金額を減額することができる。

(資産の再評価)

第六十七条 当座資産として取得した有価証券については、時価と帳簿価額とに著しい差異がある場合には、当該事業年度末日において再評価し、帳簿価額を適正に修正しなければならない。

2 福祉経理の資産について、時価と帳簿価額とに著しい差異がある場合において、当該事業年度末日又は財務大臣の指定する時に再評価しようとするときは、当該再評価の方法について、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。

(有形固定資産の減価償却)

第六十八条 土地以外の有形固定資産（第九条第二項に規定する不動産を除く。以下「有形固定資産」という。）は、毎事業年度末日において、資産の種類ごとに、定額法（当該減価償却資産の取得価額にその償却費が毎事業年度同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。）により減価償却をしなければならない。

2 当該事業年度の前事業年度までの各事業年度においてその償却の累計額と当該減価償却資産につき計算した当該事業年度の償却限度額とに相当する金額との合計額が当該減価償却資産

の取得価額から一円を控除した金額に相当する金額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該償却限度額に相当する金額からその超える部分の金額を控除した金額をもつて当該事業年度の償却限度額とする。

3 第一項の規定により減価償却をする場合における耐用年数及び償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の別表に定めるところによる。ただし、通常の使用度を超える使用のためその損耗が著しい有形固定資産について、組合の代表者が必要があると認める場合には、同表に掲げる耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を短縮することができる。

4 法定耐用年数の全部又は一部を経過した有形固定資産を取得し、その将来の残存耐用年数を見積る場合において、その将来の残存耐用年数を見積ることが困難なときは、法定耐用年数の全部を経過したものについては、当該法定耐用年数の十分の二に相当する年数を、法定耐用年数の一部を経過したものについては、当該法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の十分の二に相当する年数を加算した年数を法定耐用年数とみなし、償却額を計算するものとする。この場合において、一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 有形固定資産を増築し、改築し、修繕しその他改良を加えた場合において、組合の代表者が必要があると認めるときは、前二項の規定による耐用年数を延長することができる。

6 事業年度の中途において取得した有形固定資産の当該事業年度における償却額は、前五項の規定により計算した償却額に、経過月数を十二で除して得た割合を乗じて得た金額とする。

7 前条第二項の規定により有形固定資産を再評価した場合に、その再評価後の価額を取得価額と、残存耐用年数を法定耐用年数とみなし、前六項の規定により償却額を計算するものとする。

8 有形固定資産の減価償却額は、直接法により処理しなければならない。

(無形固定資産の償却)

第六十九条 無形固定資産は、毎事業年度末日において、その取得価額を基礎とし、期間の定めのあるものについてはその期間、期間の定めのないものについては十年以内で組合の代表者が

定める期間により、均分して償却しなければならない。

2 事業年度の中途において取得した無形固定資産の当該事業年度における償却額は、前項の規定により計算した償却額に、経過月数を十二で除して得た割合を乗じて得た金額とする。

3 第六十七条第二項の規定により無形固定資産を再評価した場合には、その再評価後の価額を取得価額とみなし、前二項の規定により償却額を計算するものとする。

4 無形固定資産の減価償却額は、直接法により処理しなければならない。

(借入不動産の増築費等の償却)

第七十条 借入不動産の増築、改築、修繕その他改良に要した費用のうち、当該不動産の通常の維持又は管理に必要と認められる金額を超える額（以下この条において「増築費等」という。）については、毎事業年度末日において、増築費等を基礎とし、貸借期間の定めのあるものについてはその期間、貸借期間の定めのないものについては十年以内で組合の代表者が定める期間により、均分して償却しなければならない。

2 事業年度の中途において取得した借入不動産の増築費等の当該事業年度における償却額は、前項の規定により計算した償却額に、経過月数を十二で除して得た割合を乗じて得た金額とする。

3 借入不動産の増築費等の減価償却額は、直接法により処理しなければならない。

(特別償却)

第七十一条 固定資産が陳腐化、不適応化その他災害等の理由により著しくその価値を減じた場合において、組合の代表者が必要があると認めるときは、前三条の規定による償却の基礎となる価額の全部又は一部を減額することができる。

(創業費及び開発費の償却)

第七十二条 繰延費用として処理した創業費及び開発費は、毎事業年度末日において、五年以内で組合の代表者が定める期間により均分額以上の償却をしなければならない。

2 事業年度の中途において繰延費用として処理した創業費及び開発費の当該事業年度における償却額は、前項の規定により計算した償却額に、経過月数を十二で除して得た割合を乗じて得た金額とする。

第七十三条 組合に使用される者に対して退職給与を支払う規定がある場合には、毎事業年度末日において、当該規定に基く所要の金額を退職給与引当金として計上しなければならない。

第七十四条 有形固定資産について、災害その他の事故による将来の損害に対する準備をしようとする場合には、毎事業年度末日において、所要の金額を災害補てん引当金として計上することができ。

(貸倒引当金)

第七十六條 首相総理（財金総理及び指定総理のうち財務大臣が定めるものを除く。）においては、毎事業年度末日において、貸付金、売掛金その他事業に係る未収金の総額の百分の二以内で財務大臣が定める金額に達するまでの金額を貸倒引当金として計上することができる。

第七十七条 福祉経理においては、事業に使用されている施設について翌事業年度以降に大規模の修繕をすることが予定される場合には、毎事業年度末日において、所要の金額を特別修繕引当金として計上することができる。

第七十八条 短期経理においては、毎事業年度末日において、当該事業年度における短期給付の請求額の総額の十二分の二に相当する金額を支払準備金として積み立て、翌事業年度末日まで据え置かなければならない。

第七十九条 第六十七条第二項の規定による再評価により生じた利益金は、再評価積立金として積み立てなければならない。

2 前項の再評価積立金は、翌事業年度以降において再評価により損失を生じた場合及び財務大臣の承認を受けた場合を除くほか、とりくずすことができない。

第八十条 福祉経理において、一定の金額を積み立てて施設の新設、増設又は改良を行うとする場合には、毎事業年度末日において、当該金額を建設積立金又は改良積立金として積み立てることができる。

第八十一条 組合は、当該組合以外の者から受けた補助金若しくは寄附金（現金以外の資産による寄付を含む。）、法第九十九条に規定する福祉

事業に要する費用に充てるべき掛金及び国、行政執行法人、法科大学院設置者、職員団体若しくは郵政会社等の負担金又は第七条第二項に規定する繰入金（第三項において「補助金等」という。）をもつて固定資産を取得した場合には、当該事業年度末日において、当該固定資産の価額に相当する金額を別途積立金として積み立てなければならない。

2 前項の別途積立金は、財務大臣の承認を受けて、取り崩すことができる。

3 補助金等により取得した固定資産が組合の財産の基礎を構成しない償却財産であつて、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されない場合は、財務大臣の承認を受けて第一項の規定を適用しないことができる。この場合において、当該補助金等に相当する額は負債勘定に計上し、毎事業年度末日において、減価償却額に相当する額を取り崩し、収益として処理するものとする。

第八十一条の二 貸付総理においては、毎事業年度末日において、貸付事業の当該事業年度以前三事業年度末日における平均貸付残高の百分の十に相当する金額（前事業年度以前の積立金金積立金として積み立てられた貸付資金積立金がある場合には、当該百分の十に相当する金額が当該積立金の額を超える額）に達するまで貸付資金積立金として積み立てなければならない。

第八十二条 短期経理及び福祉経理（貸付経理を除く。以下この条において同じ。）においては、毎事業年度末日において、将来の欠損金の補てんに充てるため、当該事業年度の利益金を、次の各号に掲げる金額（前事業年度以前の積立金をもつて積み立てられた欠損金補てん積立金がある場合には、次の各号に掲げる金額が当該積立金の額を超える額）に達するまで欠損金補てん積立金として積み立てなければならない。

事業年度における短期給付の平均請求額の百分の十に相当する金額

二 貯金経理については組合員の貯金額、その他の福祉経理については借入金額及び固定

資産の価額（借入資金によつて取得した固定資産の価額を除く。）のそれぞれ百分の五以

第八十三条 削除
(利益剰余金及び欠損金の処分)
第八十四条 毎事業年度における決算上の利益剰

2 毎事業年度の欠損金は、前年度積立金を取り崩して補てんし、なお欠損金がある場合には、欠損金補てん積立金（貸付経理については、貸付資金積立金）を取り崩して補てんするものとする。

3 前項の規定により欠損金を補てんしてもなお

第三章 連合会 (準用規定)

第八十五条 第三条の規定は、連合会について準

用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第三十六条において準用する法第十三条第一項」と、「法第十三条」とあるのは「法第三十六条において準用する法第十三条」と、「組合職員」とあるのは「連合会役職員」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 連合会の行う事業（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第八条及び附則第三項の規定による連合会の業務を含む。）の財務については、前章第二節の規定を準用する。この場合において、同節中「組合の代表者」とあるのは「連合会の理事長」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同節の規定中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條 第一項 第二號	限る。)の拠出並びに厚生年金保険法第八十四条の三に規定する交付金、国民年金法等
-------------------	---

六十年法律第三十四号) 附具第三十五条第二項に規定する交付金及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号) 第一百六条の二

第六條 第一項 第二號 の二	限る。)	に規定する財政調整拠出金（同法第十六條の三第一項第一號から第三號までに掲げる場合に行われるものに限る。）の受入れ
第七條 第一項 第一號	第九十九條 第九十九條第三項	限る。）の拠出並びに地方公務員等共済組合法第十六條の二に規定する財政調整拠出金（同法第十六條の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。）の受入れ
第七條 第二項	、短期經理から 第一項第三号に規定する事務に要する費用に充てるべき金額は退職等年金經理から、それぞれ	厚生年金保險經理から、同条第一項第三号に規定する事務に要する費用に充てるべき金額は退職等年金經理から、それぞれ
第十二條 第一項 第八條第一項 第一號	前事業年度における剰余金に相当する金額又は当該事業年度において明らかに剰余金に相当する金額として見込まれる金額の範囲内	前事業年度における剰余金に相当する金額又は当該事業年度において明らかに剰余金に相当する金額として見込まれる金額の範囲内
第十二條 第二項	第十條において準用する令第八條第一項	第十條において読み替えて準用する令第八條第一項
第十二條 第三項 第三號	第十條において準用する令第八條第一項第三號	第十條において準用する令第八條第一項第三號
第二十條 第三號 第一號	組合員の数の数	組合員の数、厚生年金保險法第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保險者の数
	以下同じ。）、 以下同じ。）、 以下同じ。）、 準報酬月額、 以下同じ。）、 厚生年金保險法第二十四條の四第一項に規定する標準賞与額並びに	以下同じ。）、 以下同じ。）、 以下同じ。）、 準報酬月額、 以下同じ。）、 厚生年金保險法第二十四條の四第一項に規定する標準賞与額並びに

3 令附則第五条第三号の規定により連合会が組合の貸付経理又は物資経理に資金の貸付けを行う場合（物資経理においては、固定資産の取得を目的とした資金の貸付け以外の貸付けを行う場合に限る。）においては、当該貸付金に係る利率については、年四パーセントを下回らない範囲内で、財務大臣が別に定める利率による。（資金の貸付けに係る利率）

第八十五条の九 令第九条の三第二項第四号に掲げる方法により退職等年金給付積立金等（同項に規定する退職等年金給付積立金等をいう。以下同じ。）の運用を行う場合における同号に規定する資金の貸付けに係る利率については、退職等年金給付の事業に係る財政の安定に配慮しつつ、財政融資資金法第十条第一項の規定に基づき財政融資資金を貸し付ける場合の利率を参酌して財務大臣が定める利率とする。

2 前項の規定は、令附則第五条第四号に掲げる方法により厚生年金保険給付積立金等（令第九条の三第一項に規定する厚生年金保険給付積立金等をいう。以下同じ。）の運用を行う場合における同号に規定する資金の貸付けに係る利率について準用する。

（応募又は買入れの方法により取得する有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第八十五条の十 令第九条の三第三項に規定する財務省令で定める有価証券は、資産の流動化に關する法律に規定する特定社債券（当該特定社債券に係る特定資産が連合会の譲渡する信託受益権であるものに限る。）とする。

（合同運用における利益又は損失の経理間の按分）

第八十五条の十一 令第九条の三第四項の規定により、厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等を合同して管理及び運用を行った場合に利益を生じたときは、次の各号に掲げる経理に帰属する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 厚生年金保険経理 当該利益の額に当該事業年度において合同して管理及び運用を行った厚生年金保険給付積立金等の額を当該額と当該事業年度において合同して管理及び運用を行った退職等年金給付積立金等の額との合算額で除して得た率を乗じて得た額（円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

二 退職等年金経理 当該利益の額から前号に定める額を控除して得た額

2 令第九条の三第四項の規定により、厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等を合同して管理及び運用を行った場合に損失が生じたときは、次の各号に掲げる経理に帰属する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 厚生年金保険経理 当該損失の額に前項第一号の率を乗じて得た額（円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

二 退職等年金経理 当該損失の額から前号に定める額を控除して得た額

3 前二項に定めるもののほか、厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等を合同して管理及び運用を行った場合の利益又は損失に關し必要な事項は、財務大臣が定める。（厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する財務省令で定める事項）

第八十五条の十二 厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該事業年度における管理積立金（厚生年金保険法第七十九条の六第一項に規定する管理積立金のうち連合会が管理するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の資産の額

二 当該事業年度における管理積立金の資産の構成割合

三 当該事業年度における管理積立金の運用収入の額

四 厚生年金保険法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況

五 厚生年金保険法第七十九条の六第二項第三号に規定する管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に關する事項

六 管理積立金の運用利回り

七 管理積立金の運用に關するリスク管理の状況

八 運用手法別の運用の状況（連合会が令第九条の三第一項第三号本文、同号ハ及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に關する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。）

九 連合会における株式に係る議決権の行使に關する状況等

十 連合会の役員（監事を除く。）及び職員職務の執行が法令等に適合するための体制そ

の他連合会の業務の適正を確保するための体制に關する事項

十一 その他管理積立金の管理及び運用に關する重要事項

（厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する財務省令で定める事項）

第八十五条の十三 厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 管理積立金の運用の状況及び当該運用の状況が年金財政に与える影響

二 厚生年金保険法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況

三 厚生年金保険法第七十九条の四第一項に規定する積立金基本指針及び同法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針に定める事項の遵守の状況（前二号に掲げるものを除く。）

四 その他管理積立金の管理及び運用に關する重要事項

（法第三十五条の四に規定する財務省令で定める事項）

第八十五条の十四 法第三十五条の四に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該事業年度における法第二十一条第二項第一号ハに規定する退職等年金給付積立金（以下「退職等年金給付積立金」という。）の資産の額

二 当該事業年度における退職等年金給付積立金の資産の構成割合

三 当該事業年度における退職等年金給付積立金の運用収入の額

四 法第三十五条の三第二項第三号に規定する退職等年金給付積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に關する事項

五 退職等年金給付積立金の運用利回り

六 退職等年金給付積立金の運用に關するリスク管理の状況

七 運用手法別の運用の状況（連合会が令第九条の三第一項第三号本文、同号ハ及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に關する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。）

八 連合会における株式に係る議決権の行使に關する状況等

九 連合会の役員（監事を除く。）及び職員職務の執行が法令等に適合するための体制その他連合会の業務の適正を確保するための体制に關する事項

十 その他退職等年金給付積立金の管理及び運用に關する重要事項

（短期財調経理等の特例）

第八十六条 法附則第十四条の三第一項の規定により連合会が行うことができる事業の経理単位は短期財調経理とし、その財務については、次項に定めるもののほか、別に財務大臣の定めるところによることができる。

2 短期財調経理の前事業年度における剰余金に相当する金額又は当該事業年度において明らかに剰余金に相当する金額として見込まれる金額は、財務大臣の承認を受けて連合会の保健経理に繰り入れることができる。

3 前項の規定による繰入れが行われた場合における保健経理の財源については、第七条第二項に定めるもののほか、当該繰り入れられた金額を財源とすることができる。

第四章 組合員

（組合員原票）

第八十七条 組合は、組合員ごとに、別紙様式第九号による組合員原票を備え、組合員の資格の得喪の年月日、住所、所属機関の名称、被扶養者、標準報酬の月額、標準期末手当等の額その他所要の事項を記載して整理しなければならない。

2 組合は、第二号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）又は同法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者等」という。）については、前項の組合員原票に、当該第二号厚生年金被保険者等の資格の取得及び喪失の年月日、同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額（以下「厚生年金保険の標準報酬月額」という。）及び同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額（以下「厚生年金保険の標準賞与額」という。）、当該厚生年金保険の標準賞与額の決定の基礎となつた賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。第八十七条の四において同じ。）の支払年月、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）並びに第二号厚生年金被保険者等の種別その他所要の事項を併せ

て記載して整理しなければならない。ただし、これらの事項と前項に規定する事項のうち共通する事項については、一の記載をもつて足りるものとする。

3 組合は、第一項の組合員原票に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者とみなされた期間に係る前項の規定により組合員原票に記載することとされた事項と併せて記載して整理しなければならない。

4 組合は、長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）が他の組合の長期組合員又は地方の長期組合員（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第七十四条に規定する退職等年金給付に関する規定の適用を受ける地方の組合の組合員をいう。第八十七条の二の二第七項及び第八十七条の三第四項において同じ。）となつたときは、当該長期組合員に係る組合員原票を当該他の組合又は地方の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。

（短期組合員となつた者の資格取得届等）

第八十七条の二 短期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受けない組合員をいう。以下同じ。）となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）及び短期組合員となつた日を記載した短期組合員資格取得届を組合に提出しなければならない。

2 短期組合員は、短期組合員の氏名、住所又は個人番号に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を組合に提出しなければならない。

3 短期組合員が退職し、又は死亡した場合には、当該短期組合員であつた者（死亡した場合には当該短期組合員であつた者の遺族又は相続人）は、次に掲げる事項を記載した退職届又は死亡届を組合に提出しなければならない。

一 短期組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所
二 退職当時又は死亡当時の所属機関の名称
三 短期組合員の資格を喪失した年月日

（長期組合員となつた者の資格取得届等）

第八十七条の二の二 長期組合員となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日、個人番号及び基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。

2 恩給法（大正十二年法律第四十八号）又は旧法（施行法第二条第二号に規定する旧法をいう。）が適用され若しくは準用され、組合員期間に通算することとされている期間を有する者であつて初めて長期組合員となつた者は、前項の規定にかかわらず、その氏名、生年月日、住所及び就職年月日並びに当該期間並びに当該期間に係る就職年月日及び退職年月日を記載した前歴報告書を、任命権者が証明した履歴書その他の必要な書類と併せて連合会に提出しなければならない。

3 長期組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を連合会に提出しなければならない。

一 長期組合員の氏名、住所又は個人番号に変更があつたとき
二 長期組合員について被扶養配偶者が生じたとき又は被扶養配偶者がその要件を欠くに至つたとき
三 長期組合員の被扶養配偶者の氏名に変更があつたとき

4 長期組合員が退職し、又は死亡した場合には、当該長期組合員であつた者の遺族又は相続人）は、次に掲げる事項を記載した退職届又は死亡届を連合会に提出しなければならない。

一 長期組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所
二 退職当時又は死亡当時の所属機関の名称
三 長期組合員の資格を取得した年月日（退職又は死亡に際し、厚生年金保険給付又は退職等年金給付の請求を行わない場合に限り。）及び喪失した年月日

四 その他必要な事項

5 前項の退職届又は死亡届を提出する場合に、次に掲げる事項を組合が証明した書類（以下「組合員期間等証明書」という。）を併せて提出しなければならない。

一 長期組合員期間及び第二号厚生年金被保険者等である期間
二 令第二十一条の二第一項各号のいずれか又は第二項の規定に該当するときには、その旨
三 その他必要な事項

6 第三項及び第四項の規定は、長期組合員であつた者について準用する。この場合において、「第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号」と、第四項中「退職し、又は死亡した場合には、当該長期組合員であつた者の遺族又は相続人」とあるのは「死亡した場合には、当該長期組合員であつた者の遺族又は相続人」と、「事項を」とあるのは「事項及び死亡年月日」と、「退職届又は死亡届」とあるのは「死亡届」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該長期組合員であつた者の死亡に際し、当該長期組合員であつた者に係る長期給付の請求を行うことができるときは、この限りでない」と読み替へるものとする。

7 地方の長期組合員若しくは地方の長期組合員であつた者で長期組合員となつたもの又は厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）であつたものとみなされた期間を有する者（同号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者を除く。）若しくは同法第七十八条の十四第四項の規定により特定期間に係る第三号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間を有する者（第三号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。）で長期組合員となつたもの若しくは平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前の地共済法」という。）第百七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間を有する者（改正前の地共済法第四十条第一項に規定する組合員期間を有する者を除く。）若しくは改正前の地共済法第百七条の七第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を有する

者（改正前の地共済法第四十条第一項に規定する組合員期間を有する者を除く。）で長期組合員となつたものは、そのなつた際、次に掲げる事項を記載した前歴報告書を連合会に提出しなければならない。

一 長期組合員の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
二 地方の長期組合員であつた時の所属機関の名称並びに就職年月日及び退職年月日
三 その他必要な事項

8 第一項から第五項まで及び前項の規定による連合会への書類の提出は、当該組合が確認を行つた後当該組合を経由して行うものとする。

9 第一項から第七項までの規定による連合会への書類の提出は、前項の規定にかかわらず、電磁的記録（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）により行うことができる。

（第二号厚生年金被保険者の資格取得届等）

第八十七条の二の三 長期組合員となつた者（七十歳以上の者を除く。）が前条第一項に規定する長期組合員資格取得届の届出を行つた場合には、第二号厚生年金被保険者の資格取得の届出があつたものとみなす。

2 第二号厚生年金被保険者が前条第三項第一号の書類の提出を行つた場合には、第二号厚生年金被保険者に係る同様の届出があつたものとみなす。

3 前条第四項の規定により提出された退職届又は死亡届が第二号厚生年金被保険者に係るものであるときは、当該第二号厚生年金被保険者の資格喪失の届出があつたものとみなす。ただし、当該第二号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第十四条第五号に該当するに至つたときは、この限りでない。

4 第二号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第十四条第五号に該当することにより第二号厚生年金被保険者の資格を喪失した場合には、当該第二号厚生年金被保険者であつた者は、次の各号に掲げる事項を組合が証明した書類を連合会に提出しなければならない。

一 当該第二号厚生年金被保険者であつた者の氏名、生年月日及び住所
二 当該第二号厚生年金被保険者であつた者の個人番号又は基礎年金番号

第五條の第一項被保険者 各号列記 以外の部 分	機 構	組合（国家公務員共 済組合法（昭和三十 三年法律第二百十八 号）第三条第一項に 規定する組合をいう。 次条第一項において 同じ。） 及び	第五條の 第一項 の 又 は	第五條の 第一項 の 又 は	第五條の第一号厚生年金被保険者 第二号厚生年金被保険者（法第二条の五 第一項第二号に規定 する第二号厚生年金 被保険者をいう。次 条第一項において同 じ。）
事業所 名称、所在地及 び事業の種類又 は船舶所有者 （第一号厚生年金 被保険者に係る ものに限る。以 下同じ。）の氏名 及び住所（船舶	所 属 機 関 名 称				

	所有者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地（仮住所があるときは、仮住所地）とする。以下同じ。）	
第五條の二 第一号	若しくは贍本（國家公務員共済組合連合会	
第五條の二 第二号	第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者である期間をいう。以下同じ。）を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の	、当該共済組合 國民年金法施行規則
第五條の二 第三号	当該共済組合	施行規則
分	險者	
第五條の二 第三項 各号列記 以外の部		
第五條の二 第五号	組合 所属機關	機構
第三項 第一号	名称及び所在地 又は船舶所有者 の氏名及び住所	名稱
2	高齡任意加入被保險者が第八十七條の二の二第三項第一号の書類の提出を行つた場合は、高齡任意加入被保險者に係る同様の届出があつたものとみなす。	
3	第八十七條の二の二第八項の規定は、第一項の申出、届出その他の行為について準用する。	
第八十七條の三 （組合員長期原票）	連合会は、長期組合員（長期組合員であつた者を含む。）ごとに、組合員長期原票を備え、第八十七條の二の二第二項から第七項まで、第八十七條の二の三第三項及び第八十七條の二の四第一項の規定により提出を受け	

届出又は書類（第八十七条の二の二第九項の規定により提出された電磁的記録を含む。）並びに第九十六条の二の六第三項、第九十六条の四第一項、第九十六条の六の三第三項、第九十六条の八第一項、第二百二十条第三項及び第二百二十条の四第四項の規定により通知を受けた事項により、組合員期間及び第二号厚生年金被保険者等であつた期間に関する事項、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに厚生年金保険の標準報酬月額及び厚生年金保険の標準賞与額その他の長期給付の裁定又は決定に関し必要な事項を記載して整理しなければならない。

2 連合会は、前項の組合員長期原票に平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により第二号厚生年金被保険者とみなされた期間に係る前項の規定により組合員長期原票に記載することとされた事項を併せて記載して整理しなければならない。

3 連合会は、第八十七条の二の二第七項の規定により前歴報告書の提出を受けたときは、組合員長期原票、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十一年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十条第一項に規定する組合員原票及び同規程第九十二条第一項に規定する組合員期間等証明書（以下「組合員原票等」という。）並びに退職又は障害を給付事由とする年金である給付の決定に関し必要な書類（これらの年金である給付を受ける権利を有する者に係るものに限る。以下この条において「年金決定関係書類」という。）を当該前歴報告書を提出した者に係る組合員原票等及び年金決定関係書類を保管している地方の組合に対し、当該組合員原票等及び年金決定関係書類の送付を求めなければならない。

4 連合会は、長期組合員が地方の長期組合員となつたときは、その者に係る組合員長期原票（第八十七条の二の二第五項の規定により組合員期間等証明書が提出されている場合には組合員長期原票及び当該組合員期間等証明書）及び年金決定関係書類を当該地方の長期組合員の属する地方の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。

5 第三項の規定による地方の組合から連合会への組合員長期原票等及び年金決定関係書類の送付並びに前項の規定による連合会から地方の組合への書類の送付は、前二項の規定にかかわらず、電磁的記録により行うことができる。

(厚生年金保険法による被保険者に関する原簿
第八十七条の四 第二号厚生年金被保険者等(第
二号厚生年金被保険者等であつた者を含む。以
下この条において同じ。))について、厚生年金
保険法第二十八条の規定を適用する場合にお
いては、第八十七条に規定する組合員原票及び前
条に規定する組合員長期原票を同法第二十八条
に規定する原簿とみなす。この場合において、
同条に規定する主務省令で定める事項は、前条
第一項に規定する長期給付の裁定又は決定に関
し必要な事項のうち、第二号厚生年金被保険者
等の種別及び厚生年金保険の標準賞与額の決定
の基礎となつた賞与の支払年月とする。

(被扶養者の申告)

第八十八條 組合員となつた者に被扶養者の要件を備へる者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備へる者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その組合員は、遅滞なく、次に掲げる事項（第四号に掲げる事項にあつては、組合員となつた者に被扶養者の要件を備へる者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備へる者が生じた場合に限る。）を記載した被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。

組合員の氏名及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

二 被扶養者の要件を備へる者又は被扶養者の要件を欠くに至つた者の氏名、性別、生年月日、職業、年間所得推計額、住所及び個人番号並びにその者と組合員との続柄

三 被扶養者の要件を備えるに至つた年月日又は被扶養者の要件を欠くに至つた年月日及びその理由

四 被扶養者の要件を備える者が第二条の五第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、その旨

五 その他必要な事項
(組合員証の交付)

第八十九条 組合は、組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者の医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたもの、継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合

を含む。に規定する交流派遣職員（以下「交流派遣職員」という。）、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）、若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第八条第一項に規定する私立大学等複数校派遣検察官等（以下「私立大学等複数校派遣検察官等」という。）、判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員（以下「弁護士職務従事職員」という。）、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員（以下「ラグビー派遣職員」という。）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員（以下「福島相双復興推進機構派遣職員」という。）、同法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員（以下「イノベーション・コースト機構派遣職員」という。）、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第七項に規定する派遣職員（以下「国際博覧会派遣職員」という。）、若しくは令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）第十五条第七項に規定する派遣職員（以下「園芸博覧会派遣職員」という。）、であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものを含む。に対しては、遅滞なく、別紙様式第十一号による組合員証を作成し、交付しなければならない。

（組合員証の記載事項の訂正）

第九十条 組合員は、組合員証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する申告書を、組合員証及びその事実を証する書類と併せて組合員に提出しなければならない。

2 組合は、前項の規定による組合員証の提出があつたときは、遅滞なく、その記載事項を訂正して、その組合員に返付しなければならない。

第九十一条 組合員は、組合員証を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した組合員証等再交付申請書を、亡失の場合を除き組合員証と併せて組合員に提出しなければならない。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

二 再交付の申請を行う理由

三 その他必要な事項

2 組合は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな組合員証を交付するものとする。

3 組合員は、組合員証の再交付を受けた後において、亡失した組合員証を発見したときは、遅滞なく、これを組合員に返納しなければならない。

（組合員証の検認等）

第九十二条 組合は、財務大臣の定めるところにより、組合員証の検認又は更新をしなければならない。

2 組合員は、検認、更新又は記載事項の訂正のため、組合員証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを組合員に提出しなければならない。

3 組合は、前項の規定により組合員証の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、更新し、又は記載事項を訂正して、その者に交付しなければならない。

4 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない組合員証は、無効とする。

（組合員証の返納）

第九十三条 組合員は、その資格を喪失したとき（後期高齢者医療の被保険者等となつたとき、継続長期組合員の資格を取得したとき又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際園芸博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員となつたときを含む。）は、遅滞なく、組合員証を組合員に返納しなければならない。

2 前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項の規定により組合員証を返納すべき者が死亡した場合には、埋葬料の支給を受けるべき者は、その請求の際、組合員証を組合員に返納しなければならない。

第九十四条 組合は、組合員証整理簿を備え、組合員証の交付、検認、更新、返納その他所要の事項を記載整理しなければならない。

（組合員被扶養者証）

第九十五条 組合は、第八十八条の申告書（組合員について被扶養者がその要件を欠くに至つた場合における申告書を除く。）の提出があつたときは、遅滞なく、別紙様式第十五号による組合員被扶養者証を作成し、組合員に交付しなければならない。

2 前項の規定により組合員被扶養者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、組合員被扶養者証を返納しなければならない。

一 組合員の資格を喪失したとき。

二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際園芸博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員となつたとき。

三 組合員が継続長期組合員の資格を取得したとき。

四 被扶養者がその要件を欠くに至つたとき。

3 第九十条から前条までの規定（第九十三条第一項の規定を除く。）は、組合員被扶養者証について準用する。この場合において、第九十二条第一項中「しなければならない」とあるのは「しなければならない」とある。この場合において、組合は、財務大臣の定めるところにより、組合員被扶養者証の交付を行つた組合員に対し、毎年、被扶養者の要件の確認を行うものとする。と、前条中「組合員証整理簿」とあるのは「組合員被扶養者証整理簿」と読み替えるものとする。

（高齢受給者証の交付等）

第九十五条の二 組合は、組合員が法第五十五条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当することとなるとき又はその被扶養者が法第五十七条第二項第一号若しくは二に掲げる場合に該当することとなるときには、遅滞なく、別紙様式第十五号の三による高齢受給者証を作成し、組合員に対して交付しなければならない。ただし、組合員証に一部負担金の割合又は

百分の百から法第五十七条第二項第一号若しくは二に定める割合を控除して得た割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。

2 前項の規定により高齢受給者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、高齢受給者証を返納しなければならない。

一 組合員の資格を喪失したとき。

二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際園芸博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員となつたとき。

三 組合員が継続長期組合員の資格を取得したとき。

四 法第五十七条第二項第一号ハ又は二に掲げる場合に該当する被扶養者が被扶養者の要件を欠くに至つたとき。

五 高齢受給者証に記載されている一部負担金の割合が変更されるとき。

六 高齢受給者証の有効期限に至つたとき。

3 第九十条から第九十四条までの規定（第九十三条第一項の規定を除く。）は、高齢受給者証について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失」とあるのは「第九十五条の二第二項第一号の資格喪失又は同項第四号の要件を欠くに至つた」と、「埋葬料」とあるのは「埋葬料又は家族埋葬料」と、第九十四条中「組合員証整理簿」とあるのは「高齢受給者証整理簿」と読み替えるものとする。

第五章 給付

第一節 通則

第九十六条（提出書類の省略）

二以上の給付（厚生年金保険給付を除く。）を同時に請求する者は、これらの給付の請求の際併せて提出すべき書類が同一であるときは、この省令に定めるところによるほか、組合（退職等年金給付にあつては、連合会）の運営規則で定めるところにより、一の提出書類によりこれらの給付を請求することができる。（標準報酬の決定等）

第九十六条の二 組合は、次に掲げる事項を記載した標準報酬決定時決定基礎届の提出を当該組合

員の給与支給機関より受け、標準報酬を決定するものとする。

一 組合員の氏名、生年月日、性別及び長期組合員番号

二 法第四十条第五項に規定する報酬の総額

三 その他必要な事項

2 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬新規・転入基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を決定するものとする。

一 組合員の氏名、生年月日、性別及び長期組合員番号

二 組合員の資格を取得した年月日及び報酬の総額

三 その他必要な事項

3 組合は、法第四十条第十項の規定により組合員の標準報酬を改定するときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬随時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を改定するものとする。

一 組合員の氏名、生年月日、性別及び長期組合員番号

二 改定前における標準報酬の月額及び等級

三 法第四十条第十項に規定する報酬の総額

四 標準報酬の月額を改定する理由及び年月日

五 その他必要な事項

4 組合は、法第四十条第十二項の規定による標準報酬の改定を希望する旨の申出並びに人事担当者による育児休業等（同項に規定する育児休業等をいう。以下同じ。）に係る子の氏名及び生年月日並びに当該育児休業等の承認期間を証明する証拠書類の提出が組合員からあり標準報酬を改定するときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬育児休業等終了時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を改定するものとする。

一 組合員の氏名、生年月日、性別及び長期組合員番号

二 改定前における標準報酬の月額及び等級

三 法第四十条第十二項に規定する報酬の総額

四 標準報酬の月額を改定する年月日

五 その他必要な事項

5 組合は、法第四十条第十四項の規定による標準報酬の改定を希望する旨の申出並びに人事担当者による産前産後休業（同項に規定する産前産後休業をいう。以下同じ。）に係る子の氏名

及び生年月日並びに当該産前産後休業の取得期間を証する書類の提出が組合員からあり標準報酬を改定するときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬産前産後休業終了時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を改定するものとする。

一 組合員の氏名、生年月日及び長期組合員番号

二 改定前における標準報酬の月額及び等級

三 法第四十条第十四項に規定する報酬の総額

四 標準報酬の月額を改定する年月日

五 その他必要な事項

6 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬（同項に規定する標準報酬をいう。第八項から第十五項まで並びに第九十六条の六において同じ。）のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該継続長期組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

7 組合員が法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第四十条第三項又は同法第十一条第一項の規定により派遣された同法第二条第二項に規定する検察官等である場合における第一項から第五項までの規定の適用については、第一項中「給与支給機関」とあるのは「各給与支給機関」と、同項第二号中「報酬」とあるのは「報酬（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第八条第二項（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令第八条第四項において準用する場合を含む。）又は同法第十四条第四項（同令第八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による読替え後の法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。次項第二号、第三項第三号及び第四項第三号において同じ。）の各給与支給機関」と、第二項から第五項までの規定中「給与支給機関」とあるのは「各給与支給機関」と、「総額」とあるのは「各給与支給機関ごとの総額」とする。

8 組合は、交流派遣職員である組合員を使用する派遣先企業（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第三項（同法第二十四条第

一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業をいう。以下同じ。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該派遣先企業より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該交流派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

9 組合は、弁護士職務従事職員である組合員を使用する受入先弁護士法人等（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等をいう。以下同じ。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該受入先弁護士法人等より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該弁護士職務従事職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

10 組合は、オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員を使用する令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第八条第一項に規定する組織委員会（以下「オリンピック・パラリンピック組織委員会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該オリンピック・パラリンピック組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

11 組合は、ラグビー派遣職員である組合員を使用する平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第二条に規定する組織委員会（以下「ラグビー組織委員会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該ラグビー組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該ラグビー派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

12 組合は、福島相双復興推進機構派遣職員である組合員を使用する福島復興再生特別措置法第四十八条の二第一項に規定する公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「福島相双復興推進機構」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該福島相双復興推進機構より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該福島相双復興推進機構派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

13 組合は、イノベーション・コースト機構派遣職員である組合員を使用する福島復興再生特別措置法第八十九条の二第一項に規定する公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベーション・コースト機構」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該イノベーション・コースト機構より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該イノベーション・コースト機構派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

14 組合は、国際博覧会派遣職員である組合員を使用する令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会（以下「国際博覧会協会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該国際博覧会協会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該国際博覧会派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

15 組合は、園芸博覧会派遣職員である組合員を使用する令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第二十一条の規定により指定された博覧会協会（以下「園芸博覧会協会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたと

きは、当該園芸博覧会協会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該園芸博覧会派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

(第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準報酬月額の決定等)

第九十六条の二の二 第二号厚生年金被保険者等である組合員について、厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定により当該組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定するときは、当該厚生年金保険の標準報酬月額、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該組合員の標準報酬の決定又は改定(同条第二項に規定する短期給付等事務に関する標準報酬の月額の決定又は改定を除く。)と同時にを行うものとする。

2 前項の規定により厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定による厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定する場合においては、前条第一項から第五項まで(同条第七項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。)の規定による標準報酬の決定又は改定に係る基礎届を厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定に係る基礎届とみなす。

3 第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員である組合員となつた場合における前条第六項及び第八項から第十五項までの規定の適用については、これらの規定中「標準報酬を決定」とあるのは、「標準報酬及び厚生年金保険法第二十一条第一項に規定する標準報酬月額を決定」とする。

(第二号厚生年金被保険者等が育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定に係る申出)

第九十六条の二の三 第九十六条の二第四項の規定は、第二号厚生年金被保険者等が、厚生年金保険法第二十三条の二第一項の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出について準用する。この場合において、第

九十六条の二第四項中「法第四十条第十二項」とあるのは「厚生年金保険法第二十三条の二第二項」と、「標準報酬の改定」とあるのは「標準報酬月額の改定」と、「標準報酬」とあるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と読み替えるものとする。

2 第九十六条の二第五項の規定は、第二号厚生年金被保険者等が、厚生年金保険法第二十三条の三第一項の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出について準用する。この場合において、第九十六条の二第五項中「法第四十条第十四項」とあるのは「厚生年金保険法第二十三条の三第一項」と、「標準報酬の改定」とあるのは「標準報酬月額の改定」と、「標準報酬」とあるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と読み替えるものとする。

(第二号厚生年金被保険者等が育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定に係る申出の特例)

第九十六条の二の四 第二号厚生年金被保険者等が法第四十条第十二項の規定による標準報酬の改定を希望する旨の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第二十三条の二の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出をしたものとみなす。

2 前項の規定は、第二号厚生年金被保険者等が法第四十条第十四項の規定による標準報酬の改定を希望する旨の申出と同一の事由により厚生年金保険法第二十三条の三の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出をした場合について準用する。

(七十歳以上の使用者の要件)

第九十六条の二の五 七十歳以上の長期組合員については、厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用者(以下「七十歳以上の使用者」という。)とみなす。

(七十歳以上の使用者に係る標準報酬月額に相当する額の決定等)

第九十六条の二の六 七十歳以上の長期組合員について、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該長期組合員の標準報酬の決定又は改定(同条第二項に規定する短期給付等事務に関する標準報酬の月額の決定又は改定を除く。)が行われたときは、

決定又は改定された額を厚生年金保険法第四十条第二項に規定する標準報酬月額に相当する額(以下「七十歳以上被用者の標準報酬月額」という。)とする。

2 前項の規定により七十歳以上被用者の標準報酬月額を決定し又は改定する場合においては、第九十六条の二第一項から第五項まで(同条第七項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による標準報酬の決定又は改定に係る基礎届を七十歳以上被用者の標準報酬月額の決定又は改定に係る基礎届とみなす。

3 組合は、第一項の規定により七十歳以上被用者の標準報酬月額を決定し又は改定したときは、当該七十歳以上被用者の標準報酬月額及び当該七十歳以上被用者の標準報酬月額となつた報酬月額を連合会に通知しなければならない。

(標準報酬の組合員への通知等)

第九十六条の三 組合は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定により組合員の標準報酬を決定し又は改定したとき、及び厚生年金保険法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。

この場合において、当該組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員である組合員であるときは、当該決定し又は改定した標準報酬及び厚生年金保険の標準報酬月額を当該組合員を使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会、ラグビー組織委員会、福島相双復興推進機構、イノベーション・コースト機構、国際博覧会協会若しくは園芸博覧会協会に通知しなければならない。

2 前項前段の規定にかかわらず、給与支給機関が標準報酬及び厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定を通知したときは、組合が同項前段の通知をしたものとみなす。

3 組合は、第一項前段の規定にかかわらず、組合員の標準報酬及び厚生年金保険の標準報酬月額を閲覧に供することをもつて同項前段の通知に代えることができる。

(標準報酬の連合会への通知等)

第九十六条の四 組合は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定により長期組合員の標準報酬を決定し又は改定したとき、及び厚生年金保険法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により第二号厚生年金被保険者等である長期組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定したときは、当該長期組合員ごとに、その標準報酬及び当該厚生年金保険の標準報酬月額並びに当該標準報酬及び当該厚生年金保険の標準報酬月額を基礎となつた報酬月額を連合会に通知しなければならない。

2 連合会は、前項の通知を受けたときは、長期組合員ごとに長期組合員番号を付し、当該長期組合員番号並びに当該標準報酬及び当該厚生年金保険の標準報酬月額を同項の通知をした組合に通知しなければならない。

(法第四十条第五項の財務省令で定める者)

第九十六条の四の二 法第四十条第五項の財務省令で定める者は、令第二十一条第九号に規定する者とする。

(標準報酬の改定の程度)

第九十六条の五 法第四十条第十項に規定する財務省令で定める程度は、組合員の標準報酬の等級と当該組合員に係る同項の規定により算定した額に相当する標準報酬の等級との間に二等級以上の差が生じた状態に係る程度とする。

(標準報酬末手当等の額の決定)

第九十六条の六 組合は、次に掲げる事項を記載した標準報酬末手当等の額決定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬末手当等の額を決定するものとする。

一 組合員の氏名、生年月日、性別及び長期組合員番号

二 期末手当等の額及び支払年月

三 その他必要な事項

2 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたと

きは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。第四項から第十一項までにおいて同じ。）を参酌して当該継続長期組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

3 組合員が法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第四条第三項又は同法第十一条第一項の規定により派遣された同法第二条第二項に規定する検察官等である場合における第一項の規定の適用については、同項中「給与支給機関」とあるのは「各給与支給機関」と、同項第二号中「期末手当等」とあるのは「期末手当等（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第八条第二項（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令第八条第四項において準用する場合を含む。）又は同法第十四条第四項（同令第八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による就替え後の法第二条第一項第六号に規定する期末手当等を含む。）の各給与支給機関」とする。

4 組合は、交流派遣職員である組合員を使用する派遣先企業が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該派遣先企業より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該交流派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

5 組合は、弁護士職務従事職員である組合員を使用する受入先弁護士法人等が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該受入先弁護士法人等より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該弁護士職務従事職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

6 組合は、オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員を使用するオリンピック・パラリンピック組織委員会が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該オリンピック・パラリンピック組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

7 組合は、ラグビー派遣職員である組合員を使用するラグビー組織委員会が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該ラグビー組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該ラグビー派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

8 組合は、福島相双復興推進機構派遣職員である組合員を使用する福島相双復興推進機構が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該福島相双復興推進機構より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該福島相双復興推進機構派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

9 組合は、イノベーション・コースト機構派遣職員である組合員を使用するイノベーション・コースト機構が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該イノベーション・コースト機構より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該イノベーション・コースト機構派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

10 組合は、国際博覧会派遣職員である組合員を使用する国際博覧会協会が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該国際博覧会協会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該国際博覧会派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

11 組合は、園芸博覧会派遣職員である組合員を使用する園芸博覧会協会が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該園芸博覧会協会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該園芸博覧会派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該園芸博覧会派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

（第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準賞与額の決定等）

第九十六条の六の二 第二号厚生年金被保険者等である組合員について、厚生年金保険法第二十四条の四の規定により当該組合員の厚生年金保険の標準賞与額を決定するときは、当該厚生年金保険の標準賞与額の決定は、法第四十一条の規定による当該組合員の標準期末手当等の額の決定と同時に行うものとする。

2 前項の規定により厚生年金保険法第二十四条の四の規定による厚生年金保険の標準賞与額を決定する場合においては、前条第一項（同条第三項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。）の規定による標準期末手当等の額の決定に係る基礎届を厚生年金保険の標準賞与額の決定に係る基礎届とみなす。

3 第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員である組合員となつた場合における前条第二項及び第四項から第十一項までの規定の適用については、これらの規定中「標準期末手当等の額を」とあるのは、「標準期末手当等の額及び厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額を」とする。

（七十歳以上の使用される者に係る標準賞与額に相当する額の決定等）

第九十六条の六の三 七十歳以上の長期組合員について、法第四十一条の規定による当該長期組合員の標準期末手当等の額の決定が行われたときは、当該決定された額を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準賞与額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準賞与額」という。）とする。

2 前項の規定により七十歳以上被用者の標準賞与額を決定し又は改定する場合においては、第九十六条の六第一項（同条第三項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。）の規定において同じ。）の規定による標準期末手当等の額の決定に係る基礎届を七十歳以上被用者の標準賞与額の決定に係る基礎届とみなす。

歳以上被用者の標準賞与額の決定に係る基礎届とみなす。

3 組合は、第一項の規定により七十歳以上被用者の標準賞与額を決定し又は改定したときは、当該七十歳以上の使用される者ごとに、その七十歳以上被用者の標準賞与額及び当該標準賞与額の基礎となつた期末手当等の額を当該決定した月を単位として連合会に通知しなければならない。

（標準期末手当等の額の組合員への通知等）

第九十六条の七 組合は、法第四十一条第一項（同条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により組合員の標準期末手当等の額を決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準賞与額を決定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。

この場合において、当該組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等復数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員である組合員であるときは、当該決定した標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額を当該組合員を使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会、ラグビー組織委員会、福島相双復興推進機構、イノベーション・コースト機構、国際博覧会協会若しくは園芸博覧会協会に通知しなければならない。

2 前項前段の規定にかかわらず、給与支給機関が標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額の決定を通知したときは、組合が同項前段の通知をしたものとみなす。

3 組合は、第一項前段の規定にかかわらず、組合員の標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額を閲覧に供することをもつて同項前段の通知に代えることができる。

（標準期末手当等の額の連合会への通知等）

第九十六条の八 組合は、法第四十一条第一項の規定により長期組合員の標準期末手当等の額を決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条

の四の規定により第二号厚生年金被保険者等である長期組合員の厚生年金保険の標準賞与額を決定したときは、当該長期組合員ごとに、その標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額並びに当該標準期末手当等の額及び当該厚生年金保険の標準賞与額の基礎となった期末手当等の額を当該決定をした月を単位として連合会に通知しなければならない。

2 連合会は、前項の通知を受けたときは、当該長期組合員に係る長期組合員番号並びに当該標準期末手当等の額及び当該厚生年金保険の標準賞与額を同項の通知をした組合に通知しなければならない。

(支払未済の給付)

第九十七条 法第四十四条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項(第一号の二に掲げる事項にあつては、退職等年金給付の支給を受けようとする者に限る。)を記載した請求書を組合(当該給付が退職等年金給付である場合には、連合会)に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した者との続柄
- 二 死亡した者の氏名及び生年月日
- 二の二 死亡した者の組合員証の組合員等記号・番号(当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号)
- 三 死亡した者の死亡の年月日
- 四 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座(以下「公金受取口座」という。)を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

五 その他必要な事項

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- 一 死亡した受給権者(法第三十九条第一項に規定する受給権者をいう。以下同じ。)と請求者の身分関係を明らかにすることができ、市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)による証明書、戸籍抄本、戸籍謄本、除籍抄本、除籍謄本又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し(以下「法定相続情報一覧図の写し」という。)
- 二 死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類
- 三 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができ、書類
- 四 その他必要な書類

3 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の保険給付の請求をするときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該保険給付に係る請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

(第三者の行為による損害の届出)

第九十八条 給付事由が第三者の行為によつて生じた場合においては、給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した損害賠償申告書を組合(厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、連合会)に提出しなければならない。

- 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号(厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、基礎年金番号)又は個人番号
- 二 被害者の氏名及び被害者と組合員との続柄
- 三 被害者の氏名及び住所並びに加害者から受けた損害賠償の内容
- 四 被害が発生した年月日並びに被害の状況及びその見積額
- 五 その他必要な事項

(掛金等を納付しない場合の給付制限についての控除金額)

第九十八条の二 令第二十一条第一項に規定する財務省令で定める金額は、百円とする。

第二節 短期給付

(療養の給付等)

第九十九条 法第五十五条第一項に規定する財務省令で定める方法は、組合員証を、同項各号に掲げる医療機関又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)に提出する方法とする。ただし、法第五十五条第一項各号に掲げる薬局において、処方箋の提出により組合員であることの確認を行う場合には、当該薬局に処方箋を提出する方法とする。

2 法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、保険医療機関等に組合員証又は処方箋を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証又は処方箋に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等において、当該組合員が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

3 前二項の規定は、保険医療機関等から入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養又は保険外併用療養費に係る療養を受ける場合について準用する。

(一部負担金の割合が百分の二十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等)

第九十九条の二 令第十一条の三の二第二項第一号に規定する財務省令で定めるところにより算定した収入の額は、同項各号に規定する組合員が療養を受ける日の属する年の前年(当該療養を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあつては、前々年)における当該組合員及び同項第一号に規定する被扶養者又は同項第二号に規定する被扶養者であつた者(第三項において「被扶養者であつた者」という。)に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十六条第一項に規定する各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を合算した額から退職所得の金額(同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。)の計算上収入金額とすべき金額を控除した額とする。

2 令第十一条の三の二第二項の規定の適用を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した基準収入額適用申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

- 一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
- 二 組合員の収入の状況
- 三 被扶養者の氏名及び生年月日又は個人番号
- 四 被扶養者の収入の状況
- 五 その他必要な事項

3 令第十一条の三の二第二項第二号に該当することにより同項の規定の適用を受ける組合員(同項第一号に該当する者を除く。)は、その被扶養者であつた者が法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等でなくなつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した後期高齢者医療の被保険者等の資格喪失等申出書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

- 一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
- 二 被扶養者の氏名及び生年月日又は個人番号並びに後期高齢者医療の被保険者等でなくなつた年月日及びその理由
- 三 その他必要な事項

(二部負担金の額の特例に係る特別の事情)

第九十九条の二の二 法第五十五条の二第二項に規定する財務省令で定める特別の事情は、健康保険法第七十五条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情とする。

(食事療養標準負担額減額に関する特例)

第九十九条の三 組合は、組合員が第五十五条の九第五項の規定により限度額適用証(同条第三号並びに次条第一項及び第二項第三号において同じ。)を医療機関に提出しなければならない場合において、提出しないことにより減額がされない食事療養標準負担額(法第五十五条の三第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下この条並びに第五十五条の七第二項及び第三項において同じ。)を支払つた場合で、組合がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その食事療養(法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第五十五条の五の二第七項並びに第五十五条の六第三号及び第五号において同じ。)について支払つた食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた食事療養標準

負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として組合員に支給することができる。

2 前項の規定による支給を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した入院時食事療養費等差額申請書を、当該医療機関に支払った食事療養標準負担額の額及び食事療養標準負担額の減額に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合員に提出しなければならない。

一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
二 食事療養を受けた者の氏名及び生年月日
三 入院期間、支払った標準負担額の合計額及び限度額適用証を提出できなかった理由
四 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
五 その他必要な事項

(生活療養標準負担額減額に関する特例)
第九十九条の四 組合は、組合員が第五十五条の第五項の規定により限度額適用証を医療機関に提出しなければならない場合において、提出しないことにより減額がされない生活療養標準負担額(法第五十五条の四第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下この条並びに第五十五条の七第二項及び第三項において同じ。)を支払った場合で、組合がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その生活療養(法第五十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。第五十五条の五の二第七項並びに第五十五条の六第三号及び第五号において同じ。)について支払った生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとし、支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時生活療養費又は保険外併用療養費として組合員に支給することができる。

2 前項の規定による支給を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した入院時生活療養費等差額申請書を、当該医療機関に支払った生活療養標準負担額の額及び生活療養標準負担額の減額に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合員に提出しなければならない。

一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
二 生活療養を受けた者の氏名及び生年月日
三 入院期間、支払った生活療養標準負担額の合計額及び限度額適用証を提出できなかった理由
四 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
五 その他必要な事項

(薬剤の支給)
第一百一条 法第五十五条第一項各号に掲げる薬局から薬剤の支給を受けようとする者は、同項各号に掲げる医療機関において診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師から処方箋の交付を受けた上、これを当該薬局に提出しなければならない。

二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
三 生活療養を受けた者の氏名及び生年月日
四 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
五 その他必要な事項

(療養費)
第一百二条 法第五十六条の規定により療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した療養費請求書を、同条に規定する医療機関若しくは薬局又はその他の療養機関が作成する第三号に掲げる事項を証明する証拠書類と併せて組合員に提出しなければならない。

一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
二 組合員証を使用しなかつた理由
三 傷病名及び療養に要した費用の額
四 医療機関若しくは薬局又はその他の療養機関の名称及びその住所
五 請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
六 その他必要な事項

海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当(第二号において「海外療養」という。)について療養費の支給を受けようとする者は、前項の療養費請求書を、次に掲げる書類と併せて組合員に提出しなければならない。

一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
二 組合が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書
(訪問看護療養費)
第二百二条の二 法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとする者は、法第五十五条第一項に規定する電子資格確認によることができないときは、組合員証を当該指定訪問看護事業者に提出するものとする。

2 法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、指定訪問看護事業者に組合員証を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該指定訪問看護事業者において、当該組合員が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

(移送費)
第二百三条 法第五十六条の三第一項に規定する移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した移送費請求書を、第二号及び第三号に掲げる移送に要した費用の額についての証拠書類と併せて組合員に提出しなければならない。

一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
二 移送の方法及び経路並びに移送に要した費用の額
三 付添人の氏名、住所及び当該付添人に係る移送に要した費用の額(付添があつた場合に限る。)
四 移送を必要とする理由についての医師又は歯科医師の証明
五 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

六 その他必要な事項
特別療養証明書
第二百四条 法第五十九条第一項の規定により組合員の資格を喪失した後療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費又は移送費の支給を受けようとする者は、その資格を喪失した後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した特別療養証明書交付申請書を、健康保険法第二百二十六条第一項の規定による日雇特例被保険者手帳又はその写しと併せて組合員に提出しなければならない。

一 組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所又は個人番号
二 組合員の資格を喪失した年月日
三 前号に掲げる日の前日において受けていた給付に係る傷病名
四 その他必要な事項

2 組合は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、遅滞なく、別紙様式第二十四号の二による特別療養証明書を作成し、その者に交付しなければならない。この場合において、組合は、特別療養給付管理台帳を備え、所要の事項を記載して整理するものとする。

3 組合員の資格を喪失した後療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費又は移送費の支給を受ける者は、その支給を受けることができなかったとき、又は受けなくなつたときは、遅滞なく、特別療養証明書を組合に返納しなければならない。

4 第九十条、第九十一条、第九十三条第二項、第九十四条、第九十九条第一項、第九十九条の三及び第九十九条の二第二項の規定は、法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第九十四条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者(その者がない場合には埋葬を行つた者)」と、第九十四条中「組合員証整理簿」とあるのは「特別療養証明書整理簿」と、第九十九条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、「組合員で」とあるのは「法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者で」と、第二百二条の二第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」とする。

2 組合は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、遅滞なく、別紙様式第二十四号の二による特別療養証明書を作成し、その者に交付しなければならない。この場合において、組合は、特別療養給付管理台帳を備え、所要の事項を記載して整理するものとする。

3 組合員の資格を喪失した後療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費又は移送費の支給を受ける者は、その支給を受けることができなかったとき、又は受けなくなつたときは、遅滞なく、特別療養証明書を組合に返納しなければならない。

4 第九十条、第九十一条、第九十三条第二項、第九十四条、第九十九条第一項、第九十九条の三及び第九十九条の二第二項の規定は、法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第九十四条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者(その者がない場合には埋葬を行つた者)」と、第九十四条中「組合員証整理簿」とあるのは「特別療養証明書整理簿」と、第九十九条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、第九十九条の二第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」とする。

2 組合は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、遅滞なく、別紙様式第二十四号の二による特別療養証明書を作成し、その者に交付しなければならない。この場合において、組合は、特別療養給付管理台帳を備え、所要の事項を記載して整理するものとする。

3 組合員の資格を喪失した後療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費又は移送費の支給を受ける者は、その支給を受けることができなかったとき、又は受けなくなつたときは、遅滞なく、特別療養証明書を組合に返納しなければならない。

4 第九十条、第九十一条、第九十三条第二項、第九十四条、第九十九条第一項、第九十九条の三及び第九十九条の二第二項の規定は、法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第九十四条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者(その者がない場合には埋葬を行つた者)」と、第九十四条中「組合員証整理簿」とあるのは「特別療養証明書整理簿」と、第九十九条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、第九十九条の二第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」とする。

2 組合は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、遅滞なく、別紙様式第二十四号の二による特別療養証明書を作成し、その者に交付しなければならない。この場合において、組合は、特別療養給付管理台帳を備え、所要の事項を記載して整理するものとする。

3 組合員の資格を喪失した後療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費又は移送費の支給を受ける者は、その支給を受けることができなかったとき、又は受けなくなつたときは、遅滞なく、特別療養証明書を組合に返納しなければならない。

4 第九十条、第九十一条、第九十三条第二項、第九十四条、第九十九条第一項、第九十九条の三及び第九十九条の二第二項の規定は、法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第九十四条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者(その者がない場合には埋葬を行つた者)」と、第九十四条中「組合員証整理簿」とあるのは「特別療養証明書整理簿」と、第九十九条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、第九十九条の二第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」とする。

2 組合は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、遅滞なく、別紙様式第二十四号の二による特別療養証明書を作成し、その者に交付しなければならない。この場合において、組合は、特別療養給付管理台帳を備え、所要の事項を記載して整理するものとする。

3 組合員の資格を喪失した後療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費又は移送費の支給を受ける者は、その支給を受けることができなかったとき、又は受けなくなつたときは、遅滞なく、特別療養証明書を組合に返納しなければならない。

（家族療養費）

第一百五條 第九十九條、第九十九條の三及び第一百條の規定は、被扶養者が保険医療機関等から療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九條第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、同条第二項中「法第五十五條第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十七條第二項第一号又は第二」と、「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と読み替えるものとする。

2 第二十二條及び前条の規定は、家族療養費について準用する。この場合において、第二十二條第一項中「法第五十六條」とあるのは「法第五十七條第七項において準用する法第五十六條」と、「を記載した療養費請求書」とあるのは「並びに療養を受けた被扶養者の氏名及び生年月日又は個人番号並びに被扶養者と組合員との続柄を記載した家族療養費請求書」と、同項第一号及び第二号中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、同条第二項中「療養費請求書」とあるのは「家族療養費請求書」と、前条第一項中「法第五十九條第一項」とあるのは「法第五十九條第一項又は第二項」と、「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第三項中「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第四項中「法第五十九條第一項」とあるのは「法第五十九條第一項又は第二項」と、「第百四條第三項」とあるのは「第百五條第二項において読み替えて準用する第百四條第三項」と読み替えるものとする。

（家族訪問看護療養費）

第百五條の二 第二十二條の二及び第百四條の規定は、家族訪問看護療養費について準用する。この場合において、第二十二條の二第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、同条第二項中「法第五十五條第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十七條第二項第一号又は第二」と、「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、第百四條第一項中「法第五十九條第一項」とあるのは「法第五十九條第一項又は第二項」と、「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と読み替えるものとする。

は「退職又は死亡後」と、同条第三項中「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第四項中「法第五十九條第一項」とあるのは「法第五十九條第一項又は第二項」と、「第百四條第三項」とあるのは「第百五條の二において読み替えて準用する第百四條第三項」と読み替えるものとする。

（家族移送費）

第百五條の三 第三十三條の規定は、家族移送費について準用する。この場合において、同条中「を記載した移送費請求書」とあるのは「並びに移送を受けた被扶養者の氏名及び生年月日又は個人番号並びに被扶養者と組合員との続柄を記載した家族移送費請求書」と、同条第一号中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。

（月間の高額療養費の決定の請求）

第百五條の四 法第六十條の二第一項の規定により高額療養費（令第十一條の三の三の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した高額療養費請求書（その者が令第十一條の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号に掲げる者のいづれかに該当するときは、当該請求書及びその該当することを証明する書類）を組合員に提出しなければならない。

- 一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
- 二 当該療養を受けた期間
- 三 当該療養のあつた月以前十二月間における高額療養費の支給状況
- 四 請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
 - イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
 - ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
- 五 その他必要な事項

（年間の高額療養費の決定の請求等）

第百五條の四の二 法第六十條の二第一項の規定により高額療養費（令第十一條の三の四第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日組合員（同項第一号に規定する基準

日組合員をいう。以下同じ。）（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合員に提出しなければならない。

- 一 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
- 二 計算期間（令第十一條の三の四第一項に規定する計算期間をいう。以下第百五條の五の四及び第百五條の五の七を除き同じ。）の始期及び終期
- 三 申請者及び基準日被扶養者（令第十一條の三の四第一項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日
- 四 申請者が計算期間における当該組合員の組合員であつた間に、高額療養費に係る外来療養（令第十一條の三の四第一項第一号に規定する外来療養をいう。以下同じ。）を受けた者の氏名及びその年月
- 五 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七條第二項に規定する保険者及び同法第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の名称及びその加入期間
- 六 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
 - イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
 - ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

2 前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき金額が零である場合は、前項の申請書にその旨を記載して、提出を省略することができる。

- 一 令第十一條の三の四第一項第二号から第六号まで、第八号から第十二号まで及び第十四号から第十八号までに掲げる金額に関する証明書（同項第三号、第九号又は第十五号に掲げる金額に関する証明書について、組合員が不要と認める場合における当該証明書を除く。）
- 二 基準日における申請者の所得区分を証する書類

3 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書

を交付した者又は番号利用法第二十二條第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二條第八項に規定する特定個人情報を用いる。以下同じ。）を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

（計算期間の始期及び終期）

4 二 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者に係る高額療養費の金額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5 前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない」とあるのは「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報提供した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第百五條の四の三 法第六十條の二第二項の規定により高額療養費（令第十一條の三の四第二項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（令第十一條の三の四第二項から第七項までに規定する組合員であつた者）をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合員に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる金額が零である場合にあっては、この限りでない。

- 一 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
- 二 計算期間の始期及び終期
- 三 基準日に加入する医療保険者の名称
- 四 申請者及び計算期間においてその被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

- 五 申請者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月
- 六 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
 - イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
 - ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
- 二 前項の申請書を提出する場合には、基準日における申請者の所得区分を証する書類を併せて提出しなければならない。
- 三 組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合又は第六項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。
 - 一 組合員証の組合員等記号・番号
 - 二 申請者が計算期間において当該組合の組合員であつた期間
 - 三 申請者の氏名及び生年月日
 - 四 令第十一条の三の四第一項第三号、第九号若しくは第十五号に掲げる金額、計算期間（申請者が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該申請者が当該組合の組合員（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（申請者が当該組合の組合員であり、かつ、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該申請者の被扶養者であつた者が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額
 - 五 証明書を交付する者の名称及び所在地
 - 六 その他必要な事項
- 四 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、当該申請に係る基準日の翌日から二年以内に同項第三号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関す

- る確認を行ったときは、当該申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。
- 五 組合は、精算対象者（計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に係る高額療養費の金額の算定に必要な第三項の証明書の交付申請を、当該組合の組合員であつた者（当該精算対象者を除く。）から受けたときは、当該証明書を交付しなければならない。
- 六 第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた組合は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む特定個人情報提供しなければならない。
- （特定給付対象療養）
- 第五十五条の五 令第十一条の三の三第一項第二号に規定する財務省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付とする。
- （特定疾病給付対象療養の認定）
- 第五十五条の五の二 令第十一条の三の三第七項の規定による組合の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号に掲げる事項を、同項に規定する財務大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において単に「実施機関」という。）を経由して、組合に申し出なければならない。
 - 一 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
 - 二 組合員の氏名
 - 三 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日
 - 四 認定を受けようとする者が受けるべき令第十一条の三の三第七項に規定する財務大臣が定める医療に関する給付の名称
- 前項の申出については、認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、その旨を証する書類を提出しなければならない。

- 三 組合は、第一項の申出に基づき認定を行ったときは、実施機関を経由して、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）に対し当該者が該当する令第十一条の三の五第一項各号又は第三項各号に掲げる者の区分（第五項及び第六項において「所得区分」という。）を通知しなければならない。
- 四 認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を組合に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至つたことによる申出については、第二項の規定を準用する。
 - 一 令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当していた者が、当該いずれかに該当しないこととなつたとき。
 - 二 令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当することとなつたとき。
 - 三 認定を受けた者が令第十一条の三の三第七項に規定する財務大臣が定める医療に関する給付を受けないこととなつたとき。
- 組合は、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、当該者に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。
- 認定を受けた者は、令第十一条の三の三第一項第一号に規定する病院等から特定疾病給付対象療養（同条第七項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。次項及び第五十五条の六において同じ。）を受けようとするときは、第三項又は前項の規定により通知された所得区分を当該病院等に申し出なければならない。
- 認定を受けた者（令第十一条の三の五第三項第一号から第四号までに掲げる者及び第五十五条の七の二第一項の組合の認定又は第五十五条の九第一項の申請書の提出に基づく組合の認定を受けている者を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに令第十一条の三の三第一項第一号に規定する組合員又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第五十五条の七

- の二第五項及び第五十五条の九第五項において同じ。）を受けたときの令第十一条の三の六第一項又は第三項から第五項までの規定の適用については、当該認定を受けた者は、第五十五条の七の二第一項の組合の認定又は第五十五条の九第一項の申請書の提出に基づく組合の認定を受けているものとみなす。
- （特定疾病に係る療養の認定）
- 第五十五条の五の三 令第十一条の三の三第九項の規定による組合の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。
 - 一 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
 - 二 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日
 - 三 認定を受けようとする者のかかつた健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する疾病の名称
 - 四 前項の書類を提出する場合には、認定を受けようとする者が同項第三号に掲げる疾病にかかつたことに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかつたことを証明する書類を併せて提出しなければならない。
 - 五 組合は、第一項の書類の提出に基づき認定を行ったときは、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）に対して別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受療証を交付しなければならない。
 - 六 認定を受け、保険医療機関等から健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する療養を受けようとする者が、第九十九条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受けるとき（第五十五条第一項の規定により読み替えて用する第九十九条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。
 - 七 前項ただし書の場合においては、その事情がなくつた後遅滞なく特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。第九十条から第九十四条までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。

掲げる額	て準用する同条第一項各号に
船員保険の被保険者	船員保険法施行令第八條の二
者の被扶養者	第二項において準用する同条
第一項各号に掲げる額	
国民健康保険の世帯主等の世帯員	国民健康保険法施行令第二十
九條の二の二第二項において	
（国民健康保険法施行令第二十九條	
の二の二第二項第一項第三号に規定する世帯員をいう。）	

（令第十一條の三の四第七項の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第二百五条の五の七 令第十一條の三の四第七項の財務省令で定めるところにより算定した金額は、次に掲げる金額とする。

一 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四條の二第一項各号に掲げる額

二 計算期間（基準日後期高齢者医療被保険者（令第十一條の三の四第七項に規定する基準日後期高齢者医療被保険者をいう。以下この条において同じ。）が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四條の二第五項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）の組合員等（同令第十四條の二第六項に規定する組合員等をいう。以下この条において同じ。）であり、かつ、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等（同令第十四條の二第七項に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）であつた者（基準日世帯被保険者（同令第十四條の二第一項第四号に規定する基準日世帯被保険者をいう。以下この条において同じ。）（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であつた者（基準日世帯被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第五十七條第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について令第十一條の三の四第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した金額の合算額の合算額

（除者の被扶養者等であつた者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第五十七條第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について令第十一條の三の四第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した金額の合算額の合算額

第二百五条の六 令第十一條の三の五第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額、同条第二項第一号、第二号若しくは第三号に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額又は同条第六項第一号若しくは第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくはニ若しくはハ若しくはニに規定する財務省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養（令第十一條の三の三第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。）若しくは特定疾病給付対象療養に要した費用の額は、同項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる合算した金額若しくは同条第四項に掲げる合算した金額又は同条第一項第一号イからハまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用の額又はその合算額とする。

一 令第十一條の三の三第一項第一号イに掲げる金額 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 法第五十五條第二項の規定により当該額を算定する場合にその例によることとされる健康保険法第七十六條第二項の規定により算定される費用の額

ロ 法第五十五條第三項に規定する運営規則で定める金額に係る療養に要した費用の額

二 令第十一條の三の三第一項第一号ロに掲げる金額 法第五十五條の五第二項第一号の規定により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）に前号に定める額を加えた額

三 令第十一條の三の三第一項第一号ハに掲げる金額 法第五十六條第三項の規定により算定した費用の額（食事療養及び生活療養について算定した費用の額を除くものとし、その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額とする。）

四 令第十一條の三の三第一項第一号ニに掲げる金額 法第五十六條の二第二項の規定により算定した費用の額

五 令第十一條の三の三第一項第一号ホに掲げる金額 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）

六 令第十一條の三の三第一項第一号ヘに掲げる金額 法第五十七條の三第二項の規定により算定した費用の額

（令第十一條の三の五第一項第五号に規定する財務省令で定める者等）

第二百五条の七 令第十一條の三の五第一項第五号（同条第二項第五号並びに第七項第一号ホにおいて引用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める者は、令第十一條の三の三第一項、第二項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一條の三の六第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六條第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

2 令第十一條の三の五第三項第五号（同条第四項第五号、第五項第二号並びに第七項第二号ホ及び第三号ロにおいて引用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める者は、令第十一條の三の三第三項、第四項、第五項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一條の三の六第一項第二号ホ、第三号ホ又は第四号ロの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

3 令第十一條の三の五第三項第六号（同条第四項第六号、第五項第二号並びに第七項第二号ヘ及び第三号ロにおいて引用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める者は、令第十一條の三の三第三項、第四項、第五項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一條の三の六第一項第二号ホ、第三号ホ又は第四号ロの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下この項において「支援法」という。）第十四條第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十七号。以下この項において「平成十九年改正法」という。）附則第四條第一項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二條第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四條第一項に規定する支援給付を含む。以下この項において「支援給付」という。）が行われる場合における前各項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある世帯に属する者（支援法第十四條第一項若しくは第三項、平成十九年改正法附則第四條第一項又は平成二十五年改正法附則第二條第三項の規定による生活保護法第八條第一項の基準による額の算出に係る者に限る。）を生活保護法第六條第二項に規定する要保護者とみなす。（限度額適用の認定等）

第二百五条の七の二 組合は、第二百五條の九第一項の規定による認定を受けている場合を除き、組合員の標準報酬月額に基づき、令第十一條の三の六第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定によ

及び第三号ロにおいて引用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める者は、令第十一條の三の三第三項、第四項、第五項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一條の三の六第一項第二号ヘ、第三号ヘ又は第四号ロの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

（限度額適用の認定等）

（限度額適用の認定等）

る組合の認定（令第十一条の三の五第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）を行わなければならない。ただし、この項の規定による認定を受けた者が第百五条の九第一項の規定による認定を受けるに至ったときは、この項の規定による認定を取り消さなければならない。

2 組合は、前項の規定による認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員。以下この項において同じ。）から次に掲げる事項を記載した限度額適用認定証交付申請書の提出があつたときは、前項の規定による認定を受けた者に対して別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定証を交付しなければならない。

一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

二 被扶養者の氏名、生年月日及び住所又は個人番号並びに被扶養者と組合員との続柄（前項の規定による認定を受けた者が被扶養者である場合に限る。）

三 その他必要な事項

3 限度額適用認定証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用認定証を組合に返納しなければならない。

一 組合員の資格を喪失したとき。

二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員となつたとき。

三 組合員が継続長期組合員の資格を取得したとき。

四 被扶養者がその要件を欠くに至つたとき。

五 第一項ただし書の規定により認定が取り消されたとき。

六 令第十一条の三の六第一項第一号イに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第一号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一

項第一号ハに掲げる者が令第十一条の三の五
第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつた
とき、令第十一条の三の六第一項第一号ニ
掲げる者が令第十一条の三の五第一項第四号
に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十
一条の三の六第一項第二号ハに掲げる者が令
第十一条の三の五第三項第三号に掲げる者に
該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六
第一項第二号ニに掲げる者が令第十一条の三
の五第三項第四号に掲げる者に該当しなくな
つたとき、令第十一条の三の六第一項第三号
ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第
三号に掲げる者に該当しなくなつたとき若し
くは令第十一条の三の六第一項第三号ニに掲
げる者が令第十一条の三の五第四項第四号に
掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第十
一条の三の六第四項若しくは第五項の規定に
より令第十一条の三の五第二項第一号から第
四号までのいずれかに掲げる区分に該当して
いることにつき第一項の規定による認定を受
けている者が当該区分に該当しなくなつたと
き。

七 限度額適用認定証の有効期限に至つたと
き。

四 第九十条から第九十四条までの規定（第九十
三条第一項の規定を除く。）は、限度額適用認
定証について準用する。この場合において、第
九十三条第二項中「前項の資格喪失の」とある
のは「第百五条の七の二第三項第一号の資格喪
失又は同項第四号の要件を欠くに至つた」と、
「埋葬料」とあるのは「埋葬料又は家族埋葬料」
と、第九十四条中「組合員証整理簿」とあるの
は「限度額適用認定証整理簿」と読み替えるも
のとする。

五 第一項の規定による認定を受け、保険医療機
関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けよ
うとする者は、第九十九条第一項に規定する方
法又は第百二条の二第二項に規定する方法によ
り組合員であることの確認を受ける場合（第百
五条第一項の規定により読み替えて準用する第
九十九条第一項又は第百五条の二の規定により
読み替えて準用する第百二条の二第二項に規定
する方法により被扶養者であることの確認を受
ける場合を含む。）において、当該保険医療機
関等又は指定訪問看護事業者から第一項の規定
による認定を受けていることの確認を求められ
たときは、限度額適用認定証を当該保険医療機

関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後遅滞なく限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

(令第十一條の三の六第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ、ハ若しくはニ又は第三号ロ、ハ若しくはニに規定する財務省令で定める費用の額)

第一百五條の八 第一百五條の六の規定は、令第十一條の三の六第一号第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ、ハ若しくはニ又は第三号ロ、ハ若しくはニに規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

(限度額適用・標準負担額減額の認定)

第一百五條の九 令第十一條の三の六第一号第一号ホ、第二号ホ若しくはハ、第三号ホ若しくはハ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第十一條の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した限度額適用・標準負担額減額認定申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号及び個人番号

二 被扶養者の氏名、生年月日及び住所又は個人番号並びに被扶養者と組合員との続柄（認定を受けようとする者が被扶養者である場合に限る。）

三 入院期間

四 その他必要な事項

2 組合は、前項の申請書の提出に基づき認定を行ったときは、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）に対して別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証（以下この条において「限度額適用証」という。）を交付しなければならない。

- 3 限度額適用証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用証を組合に返納しなければならぬ。
 - 一 組合員の資格を喪失したとき。
 - 二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員となつたとき。
 - 三 組合員が継続長期組合員の資格を取得したとき。
 - 四 被扶養者がその要件を欠くに至つたとき。
 - 五 令第十一条の三の六第一項第一号ホに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号ホに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号ヘに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号ホに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号ヘに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十一条の三の六第一項第四号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第五項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。
 - 六 限度額適用証の有効期限に至つたとき。
- 4 第九十条から第九十四条までの規定（第九十三条第一項の規定を除く。）は、限度額適用証について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第百五条の九第三項第一号の資格喪失又は同項第四号の要件を欠くに至つた」と、「埋葬料」とあるのは「埋葬料又は家族埋葬料」と、第九十四条中「組合員証整理簿」とあるのは「限度

額適用・標準負担額減額認定証整理簿」と読み替えるものとする。

5 認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第十九条第一項に規定する方法又は第百二条の二第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第一項又は第百五条の二の規定により読み替えて準用する第百二条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後遅滞なく限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

（高額療養費を医療機関等に支払うことができる医療に関する給付）

第百五条の十 令第十一条の三の六第六項及び第八項に規定する財務省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十三条第五項に規定する厚生労働省令をもつて定める医療に関する給付とする。

2 令第十一条の三の六第九項において読み替えて準用する法第五十六条の二第三項に規定する財務省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十三条第八項において読み替えて準用する健康保険法第八十八条第六項に規定する厚生労働省令をもつて定める医療に関する給付とする。

3 令第十一条の三の六第十項において読み替えて準用する法第五十七条第四項及び第五項に規定する財務省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十三条第七項において読み替えて準用する健康保険法第一百十条第四項に規定する厚生労働省令をもつて定める医療に関する給付とする。

（令第十一条の三の六第十二項の財務省令で定める場合及び財務省令で定める日）

第百五条の十の二 令第十一条の三の六第十二項の財務省令で定める場合は、当該組合の組合員

であつた者が、計算期間において医療保険加入者（令第十一条の三の六第十二項に規定する医療保険加入者をいう。第百五条の二十において同じ。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、同項の財務省令で定める日は、当該日の前日とする。

（高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百五条の十一 申請者（法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日組合員をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合員に提出しなければならない。

一 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

二 計算期間の始期及び終期

三 申請者及び基準日被扶養者の氏名及び生年月日

四 申請者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

五 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者並びに介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。）の名称及びその加入期間

六 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

2 前項の申請書を提出する場合には、令第十一条の三の六の二第二項第二号から第七号までに掲げる金額に関する証明書（同項第三号に掲げる金額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。）をそれぞれ併せて提出しなければならない。ただし、証明書に記載すべき金額が零であるときは、前項の申請書にその旨を記載して、提出を省略することができる。

3 申請者が、令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の

申請書にその旨を証する書類を併せて提出しなければならない。

4 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、第二項の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二條第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第十一条の三の六の二第二項に規定する介護合算算定基準額及び介護合算一部負担金等世帯合算額

二 当該申請者に適用される令第十一条の三の六の二第二項に規定する七十歳以上介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額

三 その他高額介護合算療養費等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次項及び次条第四項において同じ。）の支給に必要な事項

5 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する組合員は、当該精算対象者に係る高額介護合算療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。

6 前項の申請があつた場合においては、第四項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報提供した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百五条の十二 法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（令第十一条の三の六の二第三項から第五項まで及び第七項に規定する組合員であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合員に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる金額が零である場合に於ては、この限りでない。

一 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

二 計算期間の始期及び終期

三 基準日に加入する医療保険者の名称

四 申請者及び計算期間においてその被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

五 申請者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

六 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

2 組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一 組合員証の組合員等記号・番号

二 申請者が計算期間において組合の組合員であつた期間

三 申請者の氏名及び生年月日

四 令第十一条の三の六の二第二項第三号に掲げる金額又は第二号に掲げる組合員であつた期間に、当該申請者が受けた療養若しくはその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同項第一号に規定する合算額

五 証明書を交付する者の名称及び所在地

六 その他必要な事項

3 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、当該申請に係る基準日の翌日から二年以内に同項第三号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行ったときは、当該申請書は、提出されなかつたものとみなすことができる。

	第一号に規定する合算額
五日雇特例被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第二項第一号に規定する合算額
六 船員保険の被保険者であつた期間	船員保険法施行令第十一条第一項第一号に規定する合算額
七 国民健康保険の世帯主等であつた期間（基準日に令第二十九条の四の四において、国民健康保険の第二項第一号に規定される場合を除く。）にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。）	国民健康保険法の世帯主等が国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。）にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。）
八 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であつた期間	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第二項第一号に規定する合算額
（令第十一条の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額） 第一百五十五条の十四 令第十一条の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。 一 令第十一条の三の六の二第二項第一号から第四号までに掲げる金額に相当する金額 当該各号に掲げる金額について、それぞれ七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る同項第一号イ及びロに掲げる金額を合算した金額から次に掲げる金額を控除した金額 イ 令第十一条の三の三第一項の規定により、高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率	

(同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額(同項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額)を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た金額 ロ 令第十一条の三の三第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額 ハ 令第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額 ニ 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養について、法第五十二条に規定するその他の給付として令第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額 令第十一条の三の六の二第二項第五号に掲げる金額に相当する金額 同号に規定する療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。)に係る金額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した金額	一の項 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号イ及びロに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。)の合算額(同令第二十三条の三の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率(同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。))を乗じて得た金額を控除した金額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当	二

該支給額を控除した金額とし、同令第二十三条の三の三の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、地方公務員等共済組合法第五十四条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する令（以下この号において「準用国共済法施行令」という。）第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（準用国共済法施行令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額を控除した金額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、準用国共済法施行令第十一条の三の四の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、私立学校教職員共済法第二十条第三項に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の	二の項
--	---	------------

三の項	四の項
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四の第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（令第十一条の三の第三項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額をいう。）を乗じて得た金額を控除した金額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した金額とし、当該支給額を控除した金額とす。）	健康保険法施行令第四十三条の二の第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額をいう。）を乗じて得た金額を控除した金額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した金額とし、当該支給額を控除した金額とす。）

五の項
費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、健康保険法第五十三条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とす。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とす。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とす。）

六の項	七の項
船員保険法施行令第十一条第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第八条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第八条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とす。）	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第二十九条の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第二十九条の二第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とす。）

八の項	一 地方の組合の被扶養者
高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額の合算額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るもの限り、当該療養について同令第十四条第一項、第二項、第三項及び第六項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、同令第十四条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とす。）	地方の組合の被扶養者（同条第二十三項において準用する場合を含む。）に掲げる金額

三 令第十一条の三の六の二第一項第六号に掲げる金額に相当する金額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号に規定する居宅サービス等に係る同号に掲げる金額	四 令第十一条の三の六の二第一項第七号に掲げる金額に相当する金額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号に規定する介護予防サービス等に係る同号に掲げる金額
---	---

（令第十一条の三の六の二第五項の財務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額）	第五十五条の十五 令第十一条の三の六の二第五項の財務省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる金額に相当する金額は、組合員であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額とする。
---	--

第一欄	第二欄
一 地方の組合の被扶養者	地方の組合の被扶養者（同条第二十三項において準用する場合を含む。）に掲げる金額

二 私立学校教職員共済法施行令第十一項各号（私立学校教職員共済法施行令第六條の三の六の二第二項各号（私立学校教職員共済法施行令第六條の三の六の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる金額）	三 自衛官等 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項各号に掲げる金額	四 健康保険法の健康保険法施行令第四十三條の被保険者又は第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額	五 日雇特例被保険者又はその被扶養者 健康保険法施行令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の二第二項各号（同令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額	六 船員保険の被保険者又はその被扶養者 船員保険法施行令第十一條第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額	七 国民健康保険の被保険者条の四の二第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
---	--	---	---	--	---

（令第十一條の三の六の二第六項の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第二百五条の十六 令第十一條の三の六の二第六項の財務省令で定めるところにより算定した金額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した金額とする。

一の 地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の六第二項の総務省令で定めるところにより算定した金額	二の 私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する令第十一條の三の六の二第二項の文部科学省令で定めるところにより算定した金額	三の 令第十一條の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額	四の 健康保険法施行令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	五の 健康保険法施行令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	六の 船員保険法施行令第十一條第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	七の 国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
--	--	--	---	---	--	---

（令第十一條の三の六の二第七項の財務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額）

第二百五条の十七 令第十一條の三の六の二第七項の財務省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる金額に相当する金額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第二項各号に掲げる額とする。

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）

第二百五条の十八 令第十一條の三の六の二第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

地方公務員の国家公務員共済組合法施行令第十一項各号十一條の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において組合員である者にあつては、次の各号に掲げる当該組合員の被扶養者である者にあつては、次の各号に掲げる当該組合員	一の 七及び二
---	---------

私立学校教職員共済法施行令第六條の三の六の二第二項において準用する令第十一條の三の六の二第二項の文部科学省令で定めるところにより算定した金額	二の 私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する令第十一條の三の六の二第二項の文部科学省令で定めるところにより算定した金額	三の 令第十一條の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額	四の 健康保険法施行令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	五の 健康保険法施行令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	六の 船員保険法施行令第十一條第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	七の 国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
--	--	--	---	---	--	---

（令第十一條の三の六の二第七項の財務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額）

第二百五条の十九 令第十一條の三の六の二第七項の財務省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる金額に相当する金額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第二項各号に掲げる額とする。

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）

第二百五条の二十 令第十一條の三の六の二第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

地方公務員の国家公務員共済組合法施行令第十一項各号十一條の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において組合員である者にあつては、次の各号に掲げる当該組合員の被扶養者である者にあつては、次の各号に掲げる当該組合員	一の 七及び二
---	---------

第一項及び第二項 基準日において被保険者の被扶養者である者にあつては、次の各号に掲げる当該被保険者	二の 私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する令第十一條の三の六の二第二項の文部科学省令で定めるところにより算定した金額	三の 令第十一條の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額	四の 健康保険法施行令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	五の 健康保険法施行令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	六の 船員保険法施行令第十一條第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	七の 国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
---	--	--	---	---	--	---

（令第十一條の三の六の二第六項の介護合算算定基準額に関する読替え）

第二百五条の十九 令第十一條の三の六の二第六項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の三第一項及び第十六條の四第一項の規定を準用する場合において、同令第十六條の三第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは、「国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である次の各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

（令第十一條の三の六の二第四項の財務省令で定めるところにより算定した第一項の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第二百五条の二十 令第十一條の三の六の二第四項の財務省令で定めるところにより算定した金額は、組合員の組合員である者が、計算期間において医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、令第十一條の三の六の四第一項の財務省令で定めるところは、当該日の前日とする。

（出産費及び家族出産費）

第六百六条 令第十一條の三の七ただし書に規定する財務省令で定める金額は、一万二千元（同条第一号に規定する保険契約に関し、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条において

「病院等」という。)が負担する保険料に相当する金額が一万二千円に満たないときは、当該保険料に相当する金額とする。)とする。

2 令第十一條の三の七第一号に規定する財務省令で定める基準は、出生した時点における在胎週数が二十八週以上であることとする。

3 令第十一條の三の七第一号に規定する財務省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 天災、事変その他の非常事態

二 出産した者の故意又は重大な過失

4 令第十一條の三の七第一号に規定する財務省令で定める程度の障害の状態は、身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号の一級又は二級に該当するものとする。

5 令第十一條の三の七第一号に規定する財務省令で定める要件は、病院等に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。)(次項において「出生した者等」という。)に対して適切な期間にわたり支払うための保険金(特定出産事故(同号に規定する特定出産事故をいう。次項において同じ。))が病院等の過失によつて発生した場合であつて、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償金の額を除いた額とする。)が支払われるものであることとする。

6 令第十一條の三の七第二号に規定する財務省令で定めるところにより講ずる措置は、病院等と出生した者等との間における特定出産事故に関する紛争の防止又は解決を図るとともに、特定出産事故に関する情報の分析結果を体系的に編成し、その成果を広く社会に提供するため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、これらを適正かつ確実に実施することができる適切な機関に委託することとする。

7 法第六十一條の規定により、出産費又は家族出産費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した出産費請求書又は家族出産費請求書を、医師又は助産師による当該出産に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

- 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
- 二 出産した者の氏名及び出産年月日

三 請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

- 四 その他必要な事項

8 令第十一條の三の七ただし書の加算した金額の支給を受けようとする者は、前項の出産費請求書又は家族出産費請求書に同条ただし書に規定する出産であると組合が認める際に必要となる書類を併せて提出しなければならない。

第百七条 削除

(埋葬料及び家族埋葬料)

第百八条 法第六十三條又は第六十四條の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項(組合員が死亡した場合にあつては、個人番号を除く。)を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書を、市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し(法第六十三條第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類)と併せて組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は組合が地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一號)第三十條の九に規定する機構保存本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)の提供を受けることができるときは、当該本人確認情報をもつて埋葬許可証又は火葬許可証の写しに代えることができる。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

二 死亡した者の氏名及び生年月日並びにその者と組合員との続柄並びに死亡年月日及び埋葬年月日

三 請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

四 その他必要な事項

(傷病手当金)

第百九条 法第六十六條の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した傷病手当金請求書を、医師又は歯科医師による当該傷病のため勤務に服することができないことを証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

二 傷病名及び当該傷病が発病した年月日

三 勤務できなくなった最初の年月日

四 請求期間、請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

五 同一の傷病に関し、法第六十六條第十四項に規定する休業補償等を受け、又は受けようとする場合は、その旨

六 その他必要な事項

2 前項の請求書を提出する場合においては、次に掲げる者にあつては、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。

一 法第六十六條第六項の規定に該当する者 第一百十四條の十七の規定による通知の写し、第一百十四條の十八の規定による障害厚生年金の年金証書の写し及び当該年金の直近の額を証明する書類

二 法第六十六條第七項の規定に該当する者 第一百十四條の十七の規定による通知の写し

三 法第六十六條第八項の規定に該当する者 第一百十四條の十七の規定による通知又はこれに準ずる書類の写し、同項に規定する退職老齢年金給付の年金証書又はこれに準ずる書類(以下「年金証書等」という。)の写し及び当該年金の直近の額を証明する書類

(傷病手当金の額の算定)

第百九條の二 組合員(任意継続組合員を除く。以下この条において同じ。)の資格を喪失した日以後に法第六十六條第五項の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、同条第二項中「傷病手当金の支給を始める日」とある

のは「組合員(任意継続組合員を除く。)の資格を喪失した日の前日」と、「組合員が現に属する」とあるのは「組合員であつた者(任意継続組合員を除く。)」が同日において属していた」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 法第六十六條第二項に規定する標準報酬の月額、同項に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月以内の期間において組合員が現に属する組合の任意継続組合員である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬の月額を含むものとする。

3 法第六十六條第二項に規定する標準報酬の月額について、同一の月において二以上の標準報酬の月額が定められている月があるときは、当該月の標準報酬の月額は直近のもの(同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限り。)とする。

4 傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき傷病手当金の支給を受けることができるときは、それぞれの疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に係る傷病手当金について法第六十六條第二項の規定により算定される額のいずれが多い額を支給する。

(障害厚生年金の日額計算)

第百九條の三 法第六十六條第六項に規定する財務省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受ける障害厚生年金の額(当該障害厚生年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額とその受ける当該障害基礎年金の額との合算額)に二百六十四分の一を乗じて得た額(その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(退職老齢年金給付の日額計算)

第百九條の四 法第六十六條第八項に規定する財務省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受けるべき退職老齢年金給付の額(当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額)に二百六十四分の一を乗じて得た額(その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(出産手当金)

第百十條 法第六十七條の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項

を記載した出産手当金請求書を、医師又は助産師による第二号に掲げる事項を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

二 出産した年月日及び出産予定年月日

三 請求期間、請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

四 その他必要な事項

（出産手当金の額の算定）

第一百十條の二 第九條の二第一項から第三項までの規定は、出産手当金の額の算定について準用する。この場合において、同条第一項中「第六十六條第五項」とあるのは「第六十七條第三項」と、同条第二項及び「同項」とあるのは「法第六十七條第二項において準用する法第六十六條第二項」と、同条第三項中「法第六十六條第二項」とあるのは「法第六十七條第二項において準用する法第六十六條第二項（第二項において準用する法第六十六條第二項）及び「同項」とあるのは「法第六十七條第二項において準用する法第六十六條第二項（第二項において準用する法第六十六條第二項）及び「同項」とあるのは「法第六十七條第二項において準用する法第六十六條第二項（第二項において準用する法第六十六條第二項）」と読み替えて適用する場合を含む。」と読み替えるものとする。

（休業手当金）

第一百一十條 法第六十八條の規定により休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した休業手当金請求書を、所属長による当該休業に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

二 勤務できなかつた期間及び理由

三 請求期間、請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

四 その他必要な事項

（育児休業手当金）

第一百一十條の二 法第六十八條の二第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定により育児休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児休業手当金請求書を、人事担当者による当該育児休業等が承認された期間及び当該育児休業等に係る子の生年月日を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

二 請求期間、請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

四 その他必要な事項

三 法第六十八條の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等を行うことが必要と認められるものとして財務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を除く。以下この条において同じ。）の申出に係る子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十六条に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として育児休業等の申出に係る子の養育を行っている配偶者であつて当該子が一歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

イ 死亡したとき。

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業等の申出に係る子を養育することが困難な状態になつたとき。

ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業等の申出に係る子と同居しないこととなつたとき。

二 六週間（多胎妊娠の場合であつては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。

三 育児休業等の申出をした組合員について法第四十条第十四項に規定する産前産後休業の期間が始まつたことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該産前産後休業の期間が終了する日（当該産前産後休業の期間の終了後に引き続き当該産前産後休業の期間中に出生した子に係る新たな育児休業等の期間が始まつた場合には、当該新たな育児休業等の期間が終了する日）まで、当該産前産後休業の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合

イ 死亡したとき。

ロ 養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。

四 育児休業等の申出をした組合員が、法第六十八條の三第一項に規定する介護休業を開始するため、当該申出に係る休業を終了した場合であつて、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至つた場合

イ 死亡したとき。

ロ 離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき。

五 育児休業等の申出をした組合員について新たな育児休業等の期間が始まつたことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに、当該新たな育児休業等の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合

イ 死亡したとき。

ロ 養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。

八 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七條の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

三 前項第一号に定める場合に該当する場合において法第六十八條の二第一項の規定により育児休業等に係る子の一歳に達する日の翌日から一歳六か月に達する日までの期間について育児休業手当金の支給を受けようとするときは、第一項の規定の適用については、同項中「証拠書類」とあるのは、「証拠書類並びに次項第一号に定める場合に該当することを証明する証拠書類」とする。

四 法第六十八條の二第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により育児休業等に係る子の一歳に達する日の翌日から一歳二か月に達する日までの期間について育児休業手当金の支給を受けようとするとき（第二項各号に定める場合に該当する場合において、同条第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により育児休業手当金の支給を受けるときを除く。）は、第一項の規定の適用については、同項中「証拠書類」とあるのは「証拠書類並びに育児休業手当金の支給を受けようとする者の配偶者が育児休業等に係る子の一歳に達する日以前（のいずれかの日）において育児休業等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二十号）を第一条第一項の規定による育児休業を含む。）をしていことを証明する証拠書類（以下この項において「配偶者育児休業取得証明書」という。）と、「しななければならない」とあるのは「しなければならない。ただし、既にこの項の規定により配偶者育児休業取得証明書提出している場合には、当該書類を提出することを要しない」とする。

五 第二項及び第三項の規定は、法第六十八條の二第一項のその子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等を行うことが必要と認められるものとして財務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二項中「二歳」とあるのは「二歳六か月」と、第三項中

イ 死亡したとき。

ロ 養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。

ハ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七條の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

三 前項第一号に定める場合に該当する場合において法第六十八條の二第一項の規定により育児休業等に係る子の一歳に達する日の翌日から一歳六か月に達する日までの期間について育児休業手当金の支給を受けようとするときは、第一項の規定の適用については、同項中「証拠書類」とあるのは、「証拠書類並びに次項第一号に定める場合に該当することを証明する証拠書類」とする。

四 法第六十八條の二第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により育児休業等に係る子の一歳に達する日の翌日から一歳二か月に達する日までの期間について育児休業手当金の支給を受けようとするとき（第二項各号に定める場合に該当する場合において、同条第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により育児休業手当金の支給を受けるときを除く。）は、第一項の規定の適用については、同項中「証拠書類」とあるのは「証拠書類並びに育児休業手当金の支給を受けようとする者の配偶者が育児休業等に係る子の一歳に達する日以前（のいずれかの日）において育児休業等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二十号）を第一条第一項の規定による育児休業を含む。）をしていことを証明する証拠書類（以下この項において「配偶者育児休業取得証明書」という。）と、「しななければならない」とあるのは「しなければならない。ただし、既にこの項の規定により配偶者育児休業取得証明書提出している場合には、当該書類を提出することを要しない」とする。

五 第二項及び第三項の規定は、法第六十八條の二第一項のその子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等を行うことが必要と認められるものとして財務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二項中「二歳」とあるのは「二歳六か月」と、第三項中

イ 死亡したとき。

ロ 養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。

ハ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七條の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

三 前項第一号に定める場合に該当する場合において法第六十八條の二第一項の規定により育児休業等に係る子の一歳に達する日の翌日から一歳六か月に達する日までの期間について育児休業手当金の支給を受けようとするときは、第一項の規定の適用については、同項中「証拠書類」とあるのは、「証拠書類並びに次項第一号に定める場合に該当することを証明する証拠書類」とする。

四 法第六十八條の二第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により育児休業等に係る子の一歳に達する日の翌日から一歳二か月に達する日までの期間について育児休業手当金の支給を受けようとするとき（第二項各号に定める場合に該当する場合において、同条第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により育児休業手当金の支給を受けるときを除く。）は、第一項の規定の適用については、同項中「証拠書類」とあるのは「証拠書類並びに育児休業手当金の支給を受けようとする者の配偶者が育児休業等に係る子の一歳に達する日以前（のいずれかの日）において育児休業等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二十号）を第一条第一項の規定による育児休業を含む。）をしていことを証明する証拠書類（以下この項において「配偶者育児休業取得証明書」という。）と、「しななければならない」とあるのは「しなければならない。ただし、既にこの項の規定により配偶者育児休業取得証明書提出している場合には、当該書類を提出することを要しない」とする。

五 第二項及び第三項の規定は、法第六十八條の二第一項のその子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等を行うことが必要と認められるものとして財務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二項中「二歳」とあるのは「二歳六か月」と、第三項中

イ 死亡したとき。

ロ 養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。

八 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七條の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

三 前項第一号に定める場合に該当する場合において法第六十八條の二第一項の規定により育児休業等に係る子の一歳に達する日の翌日から一歳六か月に達する日までの期間について育児休業手当金の支給を受けようとするときは、第一項の規定の適用については、同項中「証拠書類」とあるのは、「証拠書類並びに次項第一号に定める場合に該当することを証明する証拠書類」とする。

四 法第六十八條の二第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により育児休業等に係る子の一歳に達する日の翌日から一歳二か月に達する日までの期間について育児休業手当金の支給を受けようとするとき（第二項各号に定める場合に該当する場合において、同条第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により育児休業手当金の支給を受けるときを除く。）は、第一項の規定の適用については、同項中「証拠書類」とあるのは「証拠書類並びに育児休業手当金の支給を受けようとする者の配偶者が育児休業等に係る子の一歳に達する日以前（のいずれかの日）において育児休業等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二十号）を第一条第一項の規定による育児休業を含む。）をしていことを証明する証拠書類（以下この項において「配偶者育児休業取得証明書」という。）と、「しななければならない」とあるのは「しなければならない。ただし、既にこの項の規定により配偶者育児休業取得証明書提出している場合には、当該書類を提出することを要しない」とする。

五 第二項及び第三項の規定は、法第六十八條の二第一項のその子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等を行うことが必要と認められるものとして財務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二項中「二歳」とあるのは「二歳六か月」と、第三項中

イ 死亡したとき。

第七十四条	十日以内に	速やかに
	国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第百十四条の二十四の第一項	
第六十三条（除く。）又は旧法第六十三条（除く。）	第六十三条（除く。）	
第六十一条第三項		
第三号		
第六十五条第六十六條若しくはなお効第六十六條		
各号列記元化法改正前の法第三十八條		
以外の部	第六十六條	
第一項若しくは第六十六條		
第六十五條第三十八條第一項及び第六十六條		
第五項効力を有する平成二十四年第一項及び		
第一号	一元化法改正前の法第三十八條第一項並びに	
2	前項の規定による遺族厚生年金の請求、届出その他の行為について、当該遺族厚生年金が厚生年金保険法第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるもの又は同法第七十八條の三十二に規定する一の期間に係る第二号厚生年金被保険者期間に基づくもの（同法第五十八條第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）である場合においては、遺族厚生年金請求等規定（前項の規定により読み替えられた場合には、読替後の規定）のうち第六十條第六項中「法若しくは旧法若しくは船員保険法」とあるのは「法」と、「厚生年金保険法等」の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第十七條第一項第三号に掲げる年金たる給付又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第九條第一項第二号に掲げる年金である給付を受ける」とあるのは「を受ける」とする。	
第四目 脱退一時金		
（脱退一時金の請求等）		
第百十四條の四 厚生年金保険法附則第二十九條		
第一項の規定による脱退一時金（連合会が支給		

するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第七十六條の二及び第七十六條の四に定めるところによるものとする。この場合において、同規則第七十六條の二第二項中「脱退一時金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。）」とあるのは「脱退一時金（第二号厚生年金被保険者期間（法附則第二十九條の二の規定により第二号厚生年金被保険者期間に合算された第二号厚生年金被保険者以外の被保険者の種別に係る被保険者であった期間を含む。）に基づくものに限る。以下同じ。）」と、同項第一号中「及び住所」とあるのは「住所及び氏名」と、同項及び同規則第七十六條の四第一項中「機構」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とする。

第五目 離婚等をした場合における特例

（標準報酬改定請求等）

第百十四條の五 第二号厚生年金被保険者期間を有する者が厚生年金保険法第七十八條の二第一項に規定する離婚等をした場合であつて同項各号のいずれかに該当することにより同項に規定する当事者に係る第二号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求するときは、当該改定又は決定に係る請求その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三章の二（第七十八條の六及び第七十八條の十を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、同規則第七十八條の十一第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「国家公務員共済組合（組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、国家公務員共済組合連合会）」と、同条第二項第四号及び第五号中「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」と、同条第三項中「第二号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間」とする。（当事者等からの情報提供請求等）

第百十四條の六 厚生年金保険法第七十八條の四第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間について情報提供請求をする当事者（以下この条において「情報提供請求当事者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（組合員であつた者又はその配偶者（配偶者であつた者を含む。）にあつては、連合会）に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所
二 個人番号又は基礎年金番号
三 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項
イ 情報提供請求当事者が、厚生年金保険法第七十八條の二第二項に規定する対象期間（以下「対象期間」という。）の末日（情報提供請求があつた日において対象期間の末日が到来していないときは、当該請求があつた日とする。以下この条において同じ。）が属する月の前月の末日において、第一号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者（以下この号において「被保険者」と総称する。）の資格を喪失している場合 同日以前の直近の被保険者の資格を喪失した年月日

ロ 情報提供請求当事者が、対象期間の末日が属する月の前月の末日において、被保険者である場合（ハに該当する場合を除く。） 同日以前の直近の被保険者の資格を取得した年月日
ハ 情報提供請求当事者が、対象期間の末日が属する月の前月において被保険者の資格を喪失し、同月に更に被保険者の資格を取得した場合であつて、同月の末日において被保険者であるとき 当該資格を喪失した年月日及び当該資格を取得した年月日に応じ、それぞれイからハまでに定める事項
イ 情報提供請求があつた日において、当事者が婚姻をしている場合 当該婚姻が成立した日

ロ 情報提供請求があつた日において、当事者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合 事実婚第三号被保険者期間（厚生年金保険法施行規則第七十八條の二第二項第三号に規定する事実婚第三号被保険者期間をいう。以下同じ。）の初日及び現に当該事情にある旨
ハ 情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八條の二第二項第一号に掲げる場合に該当する場合 同号に規定する期間
ニ 情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八條の二第二項第二号に掲げる場合に該当する場合 同号に規定する期間

三 情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八條の二第二項第三号に掲げる場合に該当する場合 同号に規定する期間
四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項
イ 情報提供請求があつた日において、当事者が婚姻をしている場合 当該婚姻が成立した日
ロ 情報提供請求があつた日において、当事者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合 事実婚第三号被保険者期間（厚生年金保険法施行規則第七十八條の二第二項第三号に規定する事実婚第三号被保険者期間をいう。以下同じ。）の初日及び現に当該事情にある旨
ハ 情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八條の二第二項第一号に掲げる場合に該当する場合 同号に規定する期間
ニ 情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八條の二第二項第二号に掲げる場合に該当する場合 同号に規定する期間

ホ 情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八條の二第二項第三号に掲げる場合に該当する場合 事実婚第三号被保険者期間及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情が解消した旨
ヘ 情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八條の二第二項ただし書に規定する第三号被保険者であつた期間があると認められる場合 当該第三号被保険者並びにその者の配偶者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

五 婚姻が成立した日前から婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた情報提供請求当事者について、当該情報提供請求当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合にあつては、事実婚第三号被保険者期間の初日
六 厚生年金保険法施行規則第七十八條の七各号のいずれかに該当する場合にあつては、その旨

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができるとする書類
二 当事者間の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本若しくは謄本
三 情報提供請求があつた日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある情報提供請求当事者であつて、当該事情にある間に事実婚第三号被保険者期間を有するものであるときは、事実婚第三号被保険者期間の初日から情報提供請求があつた日までの間引き続き当該事情にあることを明らかにすることができる書類

四 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた情報提供請求当事者であつて、当該事情にあつた間に事実婚第三号被保険者期間を有していたものであるときは、事実婚第三号被保険者期間の初日から当該事情が解消するまでの間引き続き当該事情にあつたことを明らかにすることができる書類
五 当事者の一方のみが情報提供請求をするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号

に掲げる事項を第一項の請求書に記載しなければならない。

一 当事者の他方の氏名、生年月日及び住所

二 その他必要な事項

前項の場合において、当該当事者が厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該当事者の一方による情報提供請求があつた日において、当該当事者の他方について情報提供請求があつたものとみなす。

情報提供請求当事者が、第一号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間について、他の実施機関（厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める実施機関をいう。以下同じ。）に厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定による情報提供請求をしたときは、併せて、第一項の請求書を提出したものとみなす。

連合会は、厚生年金保険法第七十八条の四第一項に規定する情報を提供するときは、文書でその内容を情報提供請求当事者に通知しなければならない。ただし、第三項の場合であつて、当該当事者が厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないときは、当該当事者の他方に対し通知しないものとする。

第五項の場合において、他の実施機関が情報提供請求当事者に厚生年金保険法第七十八条の四第一項に規定する情報を提供したときは、連合会は、当該情報を提供したものとみなす。

（離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等）

百十四条の七 厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（第二号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。以下この目において「離婚時みなし第二号被保険者期間」という。）を有する者（第二号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号を記載した書類を連合会に提出しなければならない。

離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者（連合会から当該期間を含む厚生年金保険給付の支給を受けている場合を除く。次項において同じ。）は、その氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を連合会に提出しなければならない。

- 3 離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届を連合会に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。
- 一 離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
- 二 死亡年月日
- 三 その他必要な事項
- 4 連合会は、離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者又は前項に規定する遺族若しくは相続人に対し、第一項若しくは第二項に規定する書類又は前項の死亡届に記載された事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

(みなし組合員長期原票)

第百十四条の八 連合会は、離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者ごとに、みなし組合員長期原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

- 一 離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
- 二 離婚時みなし第二号被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額
- 三 離婚時みなし第二号被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額
- 四 その他必要な事項

2 連合会は、離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者が第三号厚生年金被保険者となつたときは、その者に係るみなし組合員長期原票その他必要な書類を当該第三号厚生年金被保険者の属する地方の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。

(離婚時みなし被保険者期間に係る記録)

第百十四条の九 離婚時みなし第二号被保険者について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、前条のみなし組合員長期原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合において、同法第七十八条の七に規定する主務省令で定める事項は、離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者の基礎年金番号及び生年月日とする。

(標準報酬額改定請求に係る連合会への通知)

第百十四条の十 組合は、厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により当事者

の標準報酬月額及び標準賞与額を改定し、又は決定したときは、その標準報酬月額及び改定前の標準報酬月額、その標準賞与額及び改定前の標準賞与額その他必要な事項を連合会に通知しなければならない。

(連合会への資料の求め)

第百十四条の十一 組合は、連合会に対し、厚生年金保険法第七十八条の四第一項に規定する情報又は同法第七十八条の五に規定する資料の提供に必要な資料を求めることができる。

第六目 被扶養配偶者である期間についての特例

(二号分割標準報酬改定請求等)

第百十四条の十二 第二号厚生年金被保険者期間を有する者が離婚若しくは婚姻の取消し又は厚生年金保険法施行規則第七十八条の十四各号に掲げる場合に該当することにより厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間に係る第二号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求するときは、当該改定又は決定に係る請求その他の行為については、同規則第三章の三(第七十八条の十八を除く。)に定めるところによる。この場合において、同規則第七十八条の十九第一項中「第二号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「国家公務員共済組合(組合員であつた者の被扶養配偶者であつた者にあつては、国家公務員共済組合連合会)」と、同条第二項第四号及び第五号中「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」と、第七十八条の二十第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合(組合員であつた者の被扶養配偶者であつた者にあつては、国家公務員共済組合連合会)」とする。

(被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等)

第百十四条の十三 厚生年金保険法第七十八条の十四第四項の規定により第二号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間(以下この目において「被扶養配偶者みなし第二号被保険者期間」という。)を有する者(第二号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。)は、その氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号を記載した書類を連合会に提出しなければならない。

2 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者(連合会から当該期間を含む厚生年金保険給付

の支給を受けている場合を除く。次項において同じ。〕は、その氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を連合会に提出しなければならぬ。

3 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届を連合会に提出しなければならぬ。ただし、死亡に際し、当該被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 死亡年月日

三 その他必要な事項

4 連合会は、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者又は前項に規定する遺族若しくは相続人に対し、第一項若しくは第二項に規定する書類又は前項に規定する死亡届に記載された事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

(被扶養配偶者みなし組合員長期原票)

第百十四条の十四 連合会は、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者ごとに、被扶養配偶者みなし組合員長期原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

一 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 被扶養配偶者みなし被保険者期間

三 被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額

四 その他必要な事項

2 連合会は、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者が第三号厚生年金被保険者となつたときは、その者に係る被扶養配偶者みなし組合員長期原票その他必要な書類を当該第三号厚生年金被保険者の属する地方の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。

(被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る記録)

第百十四条の十五 被扶養配偶者みなし第二号被保険者について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、前条の被扶養配偶者みなし組合員長期原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合にお

いて、同法第七十八條の十五に規定する主務省令で定める事項は、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の基礎年金番号及び生年月日とする。

(三号分割標準報酬改定請求に係る連合会への通知)

第百十四條の十六 組合は、厚生年金保険法第七十八條の十四第二項及び第三項の規定により特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額及び標準賞与額を改定し、及び決定したときは、その標準報酬月額及び改定前の標準報酬月額、その標準賞与額及び改定前の標準賞与額その他必要な事項を連合会に通知しなければならない。

第七目 雑則

(厚生年金保険給付に関する通知)

第百十四條の十七 連合会は、厚生年金保険給付(連合会が支給するものに限る。以下この目において同じ。)に係る処分を行つたときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は厚生年金保険給付の受給権者に通知しなければならない。この場合において、請求に応ずることができないものであるときは、理由を付さなければならない。

(厚生年金保険給付に係る年金証書)

第百十四條の十八 連合会は、前条による通知が厚生年金保険給付の裁定に係るものであるときは、同条の通知に併せて、次に掲げる事項を記載した年金証書を交付しなければならない。ただし、特別支給の老齢厚生年金以外の老齢厚生年金の受給権を裁定した場合においてその受給権者が特別支給の老齢厚生年金の年金証書の交付を受けているときは、この限りでない。この場合において、当該特別支給の老齢厚生年金の年金証書は当該老齢厚生年金の年金証書とみなす。

一 受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

二 年金の種類及び年金証書の記号番号

三 年金コード

四 年金の受給権発生年月

五 その他必要な事項

2 連合会は、必要があると認めるときは、受給権者に対して年金証書の提出を求めることができる。

(厚生年金保険給付に係る年金証書の亡失等)

第百十四條の十九 受給権者は、年金証書を亡失し又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に

掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書を、亡失の事実を明らかにする書類又はその損傷した年金証書と併せて連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 年金証書の記号番号

四 再交付申請の理由

2 連合会は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

3 受給権者は、年金証書の再交付を受けた後に、亡失した年金証書を発見したときは、遅滞なくこれを連合会に返納しなければならない。

(支払の一時差止め)

第百十四條の二十 連合会は、厚生年金保険給付の受給権者が正当な理由がなく、厚生年金保険法施行規則第三十二條の第三項の届書若しくはこれに添えるべき書類(同条第三項の規定の適用を受けるものに限る)、第三十五條第三項に規定する書類、第三十五條の二の書類等、第三十五條の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十五條の四の書類等、第四十條の二第三項に規定する書類、第五十一條第三項に規定する書類、第五十一條の二の書類等、第五十一條の三第一項に規定する届書、第五十一條の四の書類等、第五十六條の二第三項に規定する書類、第六十八條第三項に規定する書類、第六十八條の二若しくは第六十八條の三の書類等又は第七十三條の二第三項の書類を提出しないときは、それらの書類等が提出されるまで当該受給権者に係る厚生年金保険給付の支払を差し止めることができる。

(連合会による厚生年金保険給付の受給権者の確認等)

第百十四條の二十一 連合会は、厚生年金保険法第三十六條第三項の規定により厚生年金保険給付を支給する月(以下この項において「厚生年金保険給付の支給期月」という。)の前月(同項ただし書の規定により年金である給付を支給する場合に、その月)において、地方公共団体情報システム機構から当該厚生年金保険給付の支給期月に支給する厚生年金保険給付の受給権者又は当該保険給付に加算されている加給年金額の対象者(次項において「受給権者等」という。)に係る本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。

2 連合会は、前項の規定により必要な事項について確認を行った場合において、受給権者等の生存の事実が確認されなかつたとき(第百十四條の二十三第一項に規定する場合を除く。)には、当該受給権者又は当該加給年金額の対象者がある受給権者に對し、当該受給権者等の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができるものとする。

3 前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、毎年連合会が指定する日(以下「指定日」という。)までに、当該書類を連合会に提出しなければならない。

4 連合会は、前項の規定により第二項の書類を提出しなければならない受給権者が当該書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき厚生年金保険給付(加給年金額の対象者についてのみ生存の事実が確認されなかつた受給権者が当該事実について確認できる書類を提出しないときは、当該対象者に係る加給年金額に相当する部分に限る。)の支払を差し止めることができる。

(厚生年金保険給付の受給権者に係る所在不明の届出)

第百十四條の二十二 受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一年以上明らかでないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した所在不明届出書を連合会に提出しなければならない。

一 所在不明届出書を提出する者の氏名及び住所並びに当該者と厚生年金保険給付の受給権者との身分関係

二 受給権者と同一世帯である旨

三 受給権者の氏名及び生年月日

四 基礎年金番号

五 年金証書の記号番号

六 受給権者が所在不明となつた年月日

(本人確認情報の提供を受けることができる厚生年金保険給付の受給権者に係る届出)

第百十四條の二十三 連合会は、地方公共団体情報システム機構から受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合にあつては当該受給権者に對し、前条の規定による所在不明届出書の提出があつた場合に於ては当該届出書の提出を行つた者に対し、次に掲げる事項について記載がある当該受給権者又は当該届出書の提出を行つた者が署名した届出書(署名

することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届出書)を指定日までに提出することを求めることができる。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

二 年金の種類及び年金証書の記号番号

三 その他必要な事項

2 前項の規定により同項に規定する届出書の提出を求められた受給権者は、毎年、指定日まで、当該届出書を連合会に提出しなければならない。

(厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等)

第百十四條の二十四 受給権者は、住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)により住居表示が変更されたとき又は転居したときは、その旨、氏名、生年月日、住所(転居の場合にあつては、転居後の住所)、個人番号又は基礎年金番号及び厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができる

ときは、この限りでない。

2 受給権者は、前項の規定に該当する場合のほか、次の各号に掲げる事由に該当したときは、その旨、氏名(第一号に該当する場合にあつては、変更前の氏名及び変更後の氏名)、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号及び厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を、当該各号に掲げる書類と併せて連合会に提出しなければならない。

一 氏名を改めたとき 年金証書及び氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本(連合会が地方公共団体情報システム機構から当該厚生年金保険給付の受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)

二 払渡金融機関を変更するとき (次号に掲げる事由に該当したときを除く) 新たな払渡金融機関の所在地及び名称を記載したもの、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

三 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとするとき 新たな払

渡金融機関の所在地、名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨を記載したもの

3 連合会は、第一項又は前項に規定する受給権者異動届出書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができなかった場合には、連合会はその受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 連合会は、第二項第一号の規定により、年金証書の提出があつたときは、遅滞なくその記載事項を訂正して、その受給権者に交付しなければならない。

5 厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行っていないもの（以下「老齢厚生年金の繰下げ待機者」という。）が老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において第一項又は第二項に定める場合に該当するときは、第一項又は第二項に定める受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出）

第百十四条の二十五 厚生年金保険給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなる場合を除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項（受給権者が死亡した場合にあつては、個人番号を除く。）を記載した年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一 受給権者であつた者の氏名、生年月日及び住所

二 年金の種類

三 個人番号又は基礎年金番号

四 年金証書の記号番号

五 受給権の消滅の事由

2 老齢厚生年金の繰下げ待機者が老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において前項に定める場合に該当するときは、同項に定める年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該老齢厚生年金繰下げ待機者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（未支給の厚生年金保険給付の請求）

第百十四条の二十六 厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した受給権者との続柄

二 請求者の個人番号

三 死亡した受給権者の氏名及び生年月日

四 死亡した受給権者の基礎年金番号

五 年金証書の記号番号

六 死亡した者の死亡年月日

七 請求者以外に厚生年金保険法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

七 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者

名称及び預金口座の口座番号

受給権者が死亡した場合であつて、厚生年金保険法第三十七条第三項の規定に該当するときは、同条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合にあつては、前項の請求書並びに厚生年金保険法施行規則第三十条、第三十条の二第二項又は第三十条の三の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を、障害厚生年金及び障害手当金の受給権者が死亡した場合にあつては、前項の請求書並びに同規則第四十四条の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を、遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合にあつては、同規則第六十条又は第六十条の二の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を連合会に提出しなければならない。

3 前二項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍抄本、戸籍謄本、除籍抄本、除籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

二 死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

三 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

（保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知）

第百十四条の二十七 厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通知（連合会が行うものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

一 被保険者期間の月数

二 最近一年間の被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額

三 被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額に応じた保険料（被保険者の負担するものに限る。）の総額

四 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第十五条の四第一項第一号（口を除く。）に掲げる事項

五 国民年金法による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）及び老齢厚生年金の額の見込額

六 その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第三十一条の二の規定により通知（連合会が行うものに限る。）が行われる被保険者が三十五歳、四十五歳及び五十九歳に達する日の属する年度における同項の通知は、当該被保険者に係る同項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項及び最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況を除く。）のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

一 国民年金法施行規則第十五条の四第二項第一号に掲げる事項

二 国民年金法第七條第一項第一号に規定する第一号被保険者期間における保険料の納付状況及び被保険者期間における標準賞与額（添付書類の特例）

第百十四条の二十八 前章及びこの章第三節第一款の規定により次の各号に掲げる書類を提出し、又は請求書、申請書、申出書又は届書（以下この条及び次条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生年金保険法第百条の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより連合会が次に掲げる書類に係る事実を確認することができるときは、前章及びこの章第三節第一款の規定にかかわらず、当該書類を提出し、又は請求書等に添えることを要しないものとする。

一 厚生労働大臣、共済組合（法律によつて組織された共済組合をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合及び同法附則第四十一条第一項に規定する指定基金を含む。以下この号において同じ。）又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則様式第一号により厚生労働大臣、共済組合の組合員又は私学教職員制度の加入者であつた期間を確認した書類

二 国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第八条第五項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第四条第一項の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）を明らかにすることができる書類

三 厚生年金保険法施行規則第三十条第一項第九号に規定する公的年金給付（連合会が支給するものとされたものを除く。）の支給状況に関する書類

（実施機関による届書等の受理、送付等）

第百十四条の二十九 実施機関（連合会を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険法施行令第四条の二の十四の規定により、第百十四条から第百十四条の三まで、第百十四条の

五若しくは第百十四条の十二により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで（同規則第三十条の二第二項を除く。）、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四十六条、第四十九条の二、第五十条の三第一項若しくは第六十条から第六十八条の三まで（同規則第六十七條の二並びに第六十八條の三第一項及び第二項を除く。）又は第三章の二若しくは第三章の三の規定による請求書等の受理及びこれらの書類に係る事実についての審査を行うものとする。

2 実施機関は、第百十四条の十九、第百十四条の二十二及び第百十四条の二十四から第百十四条の二十六までの規定による請求書等の受理及びこれらの書類に係る事実についての審査を行うものとする。

3 実施機関は、第一項及び前項の規定により請求書等を受理したときは、必要な審査を行い、連合会にこれを送付し、又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第百十九条の十二において同じ。）により送らなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により同項の請求書等が実施機関に受理されたときは、その受理されたときに連合会に提出があつたものとみなす。

（年金原簿等の作成）

第百十四条の三十 連合会は、厚生年金保険給付に係る受給権者ごとに、年金原簿及び年金支給簿を備え、年金の決定、改定及び支給に必要な事項を記載して整理しなければならない。

2 第二号厚生年金被保険者である受給権者については、第八十七条の四中「第八十七条に規定する組合員原票及び前条に規定する組合員長期原票」とあるのは「第八十七条に規定する組合員原票及び前条に規定する組合員長期原票並びに年金原簿及び年金支給簿（厚生年金保険給付に関する部分に限る。）」と、「賞与の支払年月」とあるのは「賞与の支払年月並びに厚生年金保険給付に関する事項」と読み替えて、第二号厚生年金被保険者等であつた者である受給権者については、「前条に規定する組合員長期原票」とあるのは「前条に規定する組合員長期原票並びに年金原簿及び年金支給簿（厚生年金保険給付に関する部分に限る。）」と、「賞与の支払年月」とあるのは「賞与の支払年月並びに厚生年

金保険給付に関する事項」と読み替えて、同条の規定を適用する。

3 第八十七条の三第一項の規定により組合員長期原票に記載した七十歳以上被用者の標準報酬月額及び標準賞与額については、年金原簿及び年金支給簿に記載したものとみなす。

4 離婚時みなし第二号被保険者であつた受給権者については、第百十四条の九中「みなし組合員長期原票」とあるのは「みなし組合員長期原票並びに年金原簿及び年金支給簿（厚生年金保険給付に関する部分に限る。）」と読み替えて、同条の規定を適用する。

5 被扶養配偶者みなし第二号被保険者であつた受給権者については、第百十四条の十五中「被扶養配偶者みなし組合員長期原票」とあるのは「みなし組合員長期原票並びに年金原簿及び年金支給簿（厚生年金保険給付に関する部分に限る。）」と読み替えて、同条の規定を適用する。

第二款 退職等年金給付

第一目 通則

（付与率の見直し）

第百十五條 法第七十五条第一項に規定する付与率（以下第百十五條の九まで及び第百十九條の十第一項において「付与率」という。）について、法第七十五条第二項又は令第十三条に規定する事情に適合しないことが明らかとなつたときは、速やかにその水準について見直しを行い、連合会の定款を変更するものとする。

（基準利率の基礎となる国債の利回り）

第百十五條の二 基準利率（法第七十五条第四項の規定により各年の十月から適用される同条第三項に規定する基準利率をいう。以下第百十五條の九まで及び第百十九條の十第一項において同じ。）の基礎となる国債の利回りは、次の各号のいずれか低い率とする。

一 当該十月の属する年の三月から過去一年間に発行された利付国庫債券（期間十年のものに限る。この号及び次号において同じ。）の応募者利回り（当該利付国庫債券の償還金額から発行価格を減じたものを十で除して得たものを当該利付国庫債券の表面利率を加えたものをいう。次号において同じ。）の平均値

二 当該十月の属する年の三月から過去五年間に発行された利付国庫債券の応募者利回りの平均値

（基準利率の下限）

第百十五條の三 基準利率は、零を下回らないものとする。

（終身年金現価率の計算に用いる基準利率等）

第百十五條の四 法第七十八条第一項及び第三項に規定する終身年金現価率（以下第百十五條の九までにおいて「終身年金現価率」という。）の計算に用いる基準利率は、当該終身年金現価率が適用される各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される基準利率とする。

2 終身年金現価率の計算に用いる死亡率は、当該終身年金現価率が適用される各年の十月における退職等年金分掛金（法第百条第二項に規定する退職等年金分掛金をいう。第百十九條の十において同じ。）に係る法第百条第三項の割合の計算に用いた死亡率とする。

（終身年金現価率の見直し）

第百十五條の五 終身年金現価率について、法第七十八条第五項又は令第十六条に規定する事情に適合しないことが明らかとなつたときは、速やかにその水準について見直しを行い、連合会の定款を変更するものとする。

（有期年金現価率の計算に用いる基準利率）

第百十五條の六 法第七十九条第一項及び第三項に規定する有期年金現価率（以下第百十五條の九までにおいて「有期年金現価率」という。）の計算に用いる基準利率は、当該有期年金現価率が適用される各年の十月から翌年の九月までの期間の各月に適用される基準利率とする。

（有期年金現価率の見直し）

第百十五條の七 有期年金現価率について、法第七十九条第五項又は令第十七条に規定する事情に適合しないことが明らかとなつたときは、速やかにその水準について見直しを行い、連合会の定款を変更するものとする。

（端数計算）

第百十五條の八 次の表の上欄に掲げる率を算定する場合において、その率に同表の下欄に掲げる位未満の端数があるときは、同欄に掲げるところにより計算するものとする。

付与率	基準利率	終身年金現価率	有期年金現価率
小数点以下四位未満の端数を四捨五入する。	小数点以下四位未満の端数を切り捨てる。	小数点以下六位未満の端数を四捨五入する。	五入する。

（委任規定）

第百十五條の九 第百十五條から前条までに定めるもののほか、付与率、基準利率、終身年金現

価率及び有期年金現価率の算定に関し必要な事項は、財務大臣が定める。

（老齢加算額等が支給される場合の厚生年金相当額である老齢厚生年金等の額）

第百十五條の十 厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額、同法第四十四条の三第四項に規定する加算額若しくは同法附則第九条の二第二項第一号に掲げる額又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項若しくは第六十条第二項に規定する加算額（以下この項において「老齢加算額等」という。）が支給される場合における法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額は、同法の規定により算定した額から当該老齢加算額等を控除した額に相当する額とする。

2 厚生年金保険法第五十条の二第二項に規定する加給年金額が支給される場合における法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による障害厚生年金の額は、同法の規定により算定した額から当該加給年金額を控除した額に相当する額とする。

3 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する加算額又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項若しくは附則第七十四条第一項若しくは第二項に規定する加算額（以下この項において「遺族加算額」という。）が支給される場合における法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による遺族厚生年金の額は、同法の規定により算定した額から当該遺族加算額を控除した額に相当する額とする。

4 前三項の規定は、法第九十条第七項に規定する老齢厚生年金の額、障害厚生年金の額又は遺族厚生年金の額を算定する場合において準用する。

（公務障害年金及び公務遺族年金の最低保障額から控除する老齢基礎年金相当額等）

第百十五條の十一 令第二十条第二号に規定する老齢基礎年金相当額は、同号に規定する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額の計算の基礎となつた平成二十四年一元化法附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間の年数に十二を乗じて得た月数（当該月数が四百八十月（これらの年金である給付の受給権者のうち昭和六十年国民年金等改正法附則別表第四の上欄に掲げる者については、同表の下欄に掲げる数の月数。以下この号において同じ。）を超えるときは、四百八十月とする。）を国民年

金法第二十七条に規定する保険料納付済期間の月数とみなして同条の規定の例により計算した額に相当する額とする。

2 令第二十條第二号に規定する障害基礎年金相当額は、国民年金法第三十三條第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額（同号に規定する障害年金の給付事由となつた障害の程度が障害等級の一級に該当するときはその額の百分の百二十五に相当する額とし、障害等級の三級に該当するときは零とする。）とする。

3 令第二十條第二号に規定する遺族基礎年金相当額は、国民年金法第三十八條に規定する遺族基礎年金の額に相当する額とする。

4 令第二十條第五号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項の規定中「第二十條第二号」とあるのは「第二十條第五号」と、「附則第四條第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「附則第四條第八号に規定する旧地共済法の組合員期間」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十條第二号」とあるのは「第二十條第五号」とし、同条第八号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十條第二号」とあるのは「第二十條第八号」と、「附則第四條第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「附則第四條第十号に規定する旧私学共済法の加入者期間」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十條第二号」とあるのは「第二十條第八号」とし、同項第九号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十條第二号」とあるのは「第二十條第九号」と、「附則第四條第五号に規定する旧国共済法の組合員期間の年数に十二を乗じて得た」とあるのは「附則第四條第二号に規定する旧厚生年金保険法の被保険者期間の」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十條第二号」とあるのは「第二十條第九号」とし、同項第十号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十條第二号」とあるのは「第二十條第十号」と、「平成二十四年一元化法附則第四條第五号に規定する旧国共済法の組合員期間の年数に十二を乗じて得た」とあるのは「昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條

第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法の被保険者期間の」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十條第二号」とあるのは「第二十條第十号」とし、同項第十二号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十條第二号」とあるのは「第二十條第十二号」と、「平成二十四年一元化法附則第四條第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇一號）附則第二條第五号に規定する旧制度農林共済法の組合員期間」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十條第二号」とあるのは「第二十條第十二号」とする。

（併せて受けることができる二以上の年金である給付に加算額等がある場合における厚生年金相当額）

第百十五條の十二 公務障害年金の受給権者が二以上の法第八十四條第七項に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合において、これらの年金である給付が第百十五條の十一項に規定する老齢加算額等若しくは同条第二項に規定する加給年金額（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において「年金加算額等」という。）が支給されるものであるときは、これらの年金である給付の額の合計額は、年金加算額等（これらの年金である給付が令第二十條第二号、第五号、第八号から第十号まで又は第十二号に該当する場合にあつては、当該年金加算額等と前条第一項から第三項まで（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する老齢基礎年金相当額、障害基礎年金相当額又は遺族基礎年金相当額との合計額）を当該これらの年金である給付の額の合計額から除いた額に相当する額とする。

2 前項の規定は、公務遺族年金の受給権者が法第九十條第七項に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合について準用する。

（遺族の範囲の特例）

第百十五條の十三 法附則第十二條の二に規定する財務省令で定める者は、人事院規則一六〇

（職員の災害補償）第三十二條の表に定める職員（海上保安官を除く。）及び自衛官とし、法附則第十二條の二に規定する財務省令で定める職務は、同表に定める職員にあつては同表に定める職員の区分に応じ、同表に定める職務（犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止及び天災時における人命の救助を除く。）とし、自衛官にあつては防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二號）第二條第一項各号に定める職務（犯罪の捜査及び被疑者の逮捕を除く。）とする。

2 前項に定めるもののほか、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三號。以下この項において「派遣法」という。）第二條に規定する国際緊急援助隊を行う者（海上保安官及び前項に規定する者（以下この項において「海上保安官等」という。）を除く。）は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九號。以下この項において「協力法」という。）第四條第二項第四号に規定する国際平和協力隊の隊員（海上保安官等を除く。）及び協力法第二十條の規定により国際平和協力本部部長の委託を受けて実施される輸送の業務（以下この項において「輸送業務」という。）に従事する者（海上保安官等を除く。）を、我が国以外の領域（イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三十七號）第二條第三項第二号に規定する公海を含む。）において行われる同条第一項に規定する対応措置（以下この項において「国外対応措置」という。）に従事する者（海上保安官等を除く。）並びに化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下この項において「化学兵器禁止条約」という。）に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係る業務に従事する者（海上保安官等を除く。）は、法附則第十二條の二に規定する財務省令で定める者に該当するものとし、派遣法第二條に規定する国際緊急援助活動、協力法第三條第三号に規定する国際平和協力業務及び当該国際平和協力業務が実施される国において行われる輸送業務、国外対応措置、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第一一號）第三條第二号に規定する補給支援活動、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五號）

第七條第二項第一号に規定する海賊対処行動並びに化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係る業務であつて人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）第五條第一項第五号（一）に規定する化学砲弾等による被害の危険がある区域内において行われるものは、法附則第十二條の二に規定する財務省令で定める職務に該当するものとする。

第二目 退職年金

（退職年金の決定の請求）

第百十六條 退職年金について、法第三十九條第一項の規定による決定を受けようとする者（法第七十九條の三又は第七十九條の四の規定による一時金について、法第三十九條第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合又は連合会に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

二 退職当時の所属機関の名称

三 退職年月日

四 法第七十五條の四第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七條の二第一項第一号に規定する場合に該当するときは、その給付の名称、支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

五 有期退職年金について、法第七十六條第二項の規定による支給期間の短縮の申出又は法第七十九條の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨

六 法第七十七條第一項の規定による退職年金の支給を受けようとする者（法附則第十三條第一項の規定による退職年金の決定の請求を既に行つた者を除く。）で、法第八十條第一項の規定による退職年金の支給の繰下げを行うときは、その旨

七 過去に法第八十二條第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失つた者は、その旨

八 禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第九十七條第一項（令第四十八條第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定

する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

九 法附則第十三条第一項の規定により退職年金の支給を繰り上げて受けようとするときは、その旨

十 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

十一 その他必要な事項

十二 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができ

る書類

二 その他必要な書類

三 連合会は、請求者について、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その請求者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

四 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による老齢厚生年金の裁定請求をするときは、第二項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該老齢厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

(整理退職の場合の一時金の決定の請求)

第百十六条の二 法第七十九条の三の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。この場合において、組合は、速やかに

当該請求書を連合会に送付するものとする。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

二 退職当時の所属機関の名称

三 退職年月日

四 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項第二号に掲げる者（令第十八条第四項に規定する同法第五条第一項第二号に相当する者を含む。）に該当する旨

五 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

六 その他必要な事項

七 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 請求者が国家公務員退職手当法第五条第一項第二号に掲げる者に該当する旨を証する書類

二 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができ

る書類

三 その他必要な書類

四 連合会は、請求者について、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その請求者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

(遺族に対する一時金の決定の請求)

第百十六条の三 法第七十九条の四の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（法第七十九条の四

第一項第二号に掲げる場合に該当するときは、連合会）に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

三 組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

四 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

五 その他必要な事項

六 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 組合員又は組合員であつた者の死亡に関し、市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに準ずる書類

二 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍謄本、除籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

三 死亡した組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたことを証する書類

四 請求者が婚姻の届出をしていないが組合員又は組合員であつた者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類

五 請求者（配偶者、十八歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間にある子又は孫、父母及び祖父父母を除く。）が、障害等級の第一級又は第二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

六 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができ

る書類

七 その他必要な書類

八 連合会は、請求者について、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号及び第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。

この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その請求者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

四 第一項の請求書を提出する者が、同一の給付事由により同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金の裁定請求をするときは、第二項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち、当該遺族厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

(三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等)

第百十六条の四 法第七十五条の三第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合（組合員であつた者にあつては、連合会、第三項において同じ。）に提出することによつて行うものとする。

一 申出者の氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号及び長期組合員番号

三 法第七十五条の三第一項に規定する基準月において組合員であつた当時の所属機関の名称

四 三歳に満たない子（以下この条において「子」という。）を養育することとなつた年月日

五 次条に規定する事由が生じた場合にあつては、当該事由が生じた年月日

六 子の氏名、生年月日及び個人番号

七 その他必要な事項

八 前項の申出書を提出する場合には、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。

一 子を養育することとなつたことによる法第七十五条の三第一項の申出をする者 次に掲げる書類

イ 当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長その他相当機関の証明書又は戸籍抄本

ロ 当該子を養育することとなつた年月日を証する書類

ハ その他必要な書類

九 次条各号に掲げる事由が生じた年月日において子を養育することによる法第七十五条の

三 第一項の申出をする者 次に掲げる書類。ただし、当該子について、前号又はこの号の申出をしたことがある者については、イに掲げる書類を提出することを要しない。

イ 当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができ、市町村長その他相当な機関の証明書又は戸籍抄本

ロ 次条に規定する事由が生じた年月日に当該子を養育していることを証する書類

ハ その他必要な書類

法第七十五条の三第一項の申出をした者は、同条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

一 申出者の氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号及び長期組合員番号

三 子の氏名及び生年月日

四 法第七十五条の三第一項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至った年月日

五 その他必要な事項

組合は、第一項の申出及び前項の届出を受けた場合は、当該申出書及び届出書を連合会に提出しなければならない。

（子の養育以外の標準報酬の月額の特例の開始事由）

第百十六条の五 法第七十五条の三第一項に規定する財務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 三歳に満たない子を養育する者が新たに組合員の資格を取得したこと。

二 法第百条の二第一項の規定の適用を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除く。）。

三 法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に法第百条の二第一項の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）。

四 当該子以外の子に係る法第七十五条の三第一項の規定の適用を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したこと。

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第百十六条の六 第百十六条の四の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の規定による厚生年金保険法の標準報酬月額の特例を希望する旨の申出について準用する。この場合において、第百十六条の四の「法第七十五条の三第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同条第一項第三号中「組合員であつた者が使用されていた事業所」と、同条第三項中「法第七十五条の三第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出の特例）

第百十六条の七 第二号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第二十六条第一項の申出と法第七十五条の三第一項の規定による給付算定基礎額の計算の特例を希望する旨の申出を行うことができるときは、これを同時に行うものとする。

（併給調整事由該当の届出等）

第百十六条の八 退職年金の受給権者は、法第七十五条の四第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第一号に定める場合に該当することとなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職年金の年金証書の記号番号

三 退職年金の支給の停止の原因となつた他の年金である給付（以下この条及び次条において「退職年金に係る併給調整年金」という。）の支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

四 その他必要な事項

法第七十五条の四第二項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により退職年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「退職年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称）

三 当該申請に係る退職年金の年金証書の記号番号

四 当該申請を行う日が、当該申請に係る退職年金について法第七十五条の四第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月と同一の月に属するときは、退職年金に係る併給調整年金又は当該退職年金について、退職年金の停止解除申請者にあつては法第七十五条の四第二項又は第三項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定（以下「停止解除規定」という。）による支給の停止の解除を申請していい旨

五 当該申請を行う日が、当該申請に係る退職年金について法第七十五条の四第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に属するときは、退職年金に係る併給調整年金又は当該退職年金について、退職年金の停止解除申請者にあつては当該支給を停止すべき事由が生じた日以後に行われた停止解除規定による支給の停止の解除の申請を撤回した旨

六 その他必要な事項

前項第五号に掲げる事項を記載した申請書を提出する場合には、同号の撤回を証する書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。

（併給調整事由消滅の届出）

第百十六条の九 退職年金の受給権者は、退職年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職年金の年金証書の記号番号

三 退職年金に係る併給調整年金の支給停止事由消滅の事由

四 その他必要な事項

連合会は、受給権者について、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、前項第一号に掲げる事項その他必要な事項

について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）

第百十六条の十 法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

一 法第七十五条の五第一項の申出をする旨

二 受給権者の氏名、生年月日及び住所

三 退職年金の年金証書の記号番号

四 その他必要な事項

連合会は、前項の申出をした者について、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、同項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

（受給権者の申出による支給停止の撤回等）

第百十六条の十一 法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

一 法第七十五条の五第一項の申出を撤回する旨

二 受給権者の氏名、生年月日及び住所

三 退職年金の年金証書の記号番号

四 その他必要な事項

連合会は、受給権者について、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、前項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第三目 公務障害年金

（公務障害年金の決定の請求）

第百十七條 公務障害年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に

提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号
二 退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称）
三 退職年月日
四 給付事由の発生原因
五 初診日及び障害認定日
六 障害の原因である病状若しくは負傷が第三者の行為によつて生じたものであるときは、その旨

七 法第七十五条の四第一項第二号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第二号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

八 法第八十四条第六項に定める場合に該当し、厚生年金保険法による年金たる保険給付及び同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものを受けることができること（同法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときを除く。）は、同条第七項の厚生年金保険給付相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

九 厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときを除く。）は、同条第七項の厚生年金保険給付相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

十 禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第九十七條第一項（令第四十八條第六項の規定に

よりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨
十一 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
十二 その他必要な事項

十二 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。
一 組合員期間等証明書
二 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
三 前項第八号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し
四 請求者について国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償に係る当該補償の同法第三条第一項に規定する実施機関の長の証明書
五 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

六 障害の原因となつた病状又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類
七 その他必要な書類
連合会は、請求者について、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うことができる。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その請求者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

四 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（当該公務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。以下この条において同じ。）の裁定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の裁定請求書

に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。
（併給調整事由当該の届出等）
第百十七條の二 公務障害年金の受給権者は、法第七十五条の四第一項第二号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第二号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
二 個人番号又は基礎年金番号
三 公務障害年金の年金証書の記号番号
四 公務障害年金の支給の停止の原因となつた他の年金である給付（次項及び次条において「公務障害年金に係る併給調整年金」という。）の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号
五 その他必要な事項

二 法第七十五条の四第二項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により公務障害年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。
一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
二 個人番号又は基礎年金番号
三 退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称）
四 当該申請に係る公務障害年金の年金証書の記号番号
五 当該申請を行う日が、当該申請に係る公務障害年金について法第七十五条の四第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月と同一の月に属するときは、公務障害年金に係る併給調整年金について停止解除規定による支給の停止の解除を申請していない旨
六 当該申請を行う日が、当該申請に係る公務障害年金について法第七十五条の四第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に属するときは、公務障害年金に係る併給調整年金に

ついて当該支給を停止すべき事由が生じた日以後に行われた停止解除規定による支給の停止の解除の申請を撤回した旨
六 その他必要な事項
三 前項第五号に掲げる事項を記載した申請書を提出する場合には、同号の撤回を証する書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。
（併給調整事由消滅の届出）
第百十七條の三 公務障害年金の受給権者は、公務障害年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
二 個人番号又は基礎年金番号
三 公務障害年金の年金証書の記号番号
四 公務障害年金に係る併給調整年金の支給停止事由消滅の事由
五 その他必要な事項
連合会は、受給権者について、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、前項第一号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）
第百十七條の四 法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。
一 法第七十五条の五第一項の申出をする旨
二 受給権者の氏名、生年月日及び住所
二の二 個人番号又は基礎年金番号
三 公務障害年金の年金証書の記号番号
四 その他必要な事項
連合会は、前項の申出をした者について、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、同項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

二 連合会は、前項の申出をした者について、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、同項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

(受給権者の申出による支給停止の撤回等)
第一百七十七条の五 法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

一 法第七十五条の五第一項の規定による申出の撤回をする旨

二 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二の二 個人番号又は基礎年金番号

三 公務障害年金の年金証書の記号番号

四 その他必要な事項

2 連合会は、受給権者について地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、前項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

(障害の程度が変わったときの改定の請求等)
第一百七十七条の六 公務障害年金の受給権者は、法第八十五条第一項又は第二項の規定による当該公務障害年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

一の二 個人番号又は基礎年金番号

二 退職当時の所属機関の名称

三 公務障害年金の年金証書の記号番号

四 公務障害年金を受ける原因となつた病気又は負傷の名称

五 その他必要な事項

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。
 一 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二 その他必要な書類

3 前二項の規定は、法第八十五条第一項の規定による公務障害年金の受給権者の障害の程度が減退したときの届出について準用する。

4 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金(当該公務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の改定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の改定請求書に添えたものについて、第一項の規定にかかわらず、第一項の届出書に併せて提出することを要しないものとする。

第四目 公務遺族年金

(公務遺族年金の決定の請求)

第一百八条 公務遺族年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合(公務障害年金の受給権者が退職後に死亡した場合においては、連合会)に提出しなければならない。この場合においては、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

生年金の改定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。
第一百七十七条の七 公務障害年金の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

一の二 個人番号又は基礎年金番号

二 公務障害年金の年金証書の記号番号

三 障害の程度が障害等級に該当しなくなった年月日

四 その他必要な事項

(障害の状態等に関する届出)

第一百七十七条の八 公務障害年金の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると認めて連合会が指定したものは、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該公務障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

一の二 個人番号又は基礎年金番号

二 公務障害年金の年金証書の記号番号

三 その他必要な事項

2 前項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 指定日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二 その他必要な書類

3 連合会は、前二項の書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき公務障害年金の支払を差し止めることができる。

4 第一項の届出書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金(当該公務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)について厚生年金保険法施行規則第五十一条の四第一項に規定する届出をするときは、第二項の規定により当該届出書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金に係る届出書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届出書に併せて提出することを要しないものとする。

は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合(公務障害年金の受給権者が退職後に死亡した場合においては、連合会)に提出しなければならない。この場合においては、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

三 組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

四 組合員又は組合員であつた者の死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるときは、その旨

五 法第七十五条の四第一項第三号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第三号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

六 法第九十条第六項に定める場合に該当するときは、同条第七項の厚生年金相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

七 厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書(同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、その旨

八 請求者が、組合員又は組合員であつた者の配偶者である場合において、同一の給付事由により国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨

九 請求者が、組合員又は組合員であつた者の子である場合において、当該組合員又は組合員であつた者の夫が六十歳に達していないときは、その旨

十 組合員又は組合員であつた者の死亡について、その配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有しない場合である

つて、その子が当該遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨
 十一 死亡の原因となつた傷病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができず書類
 十二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

十三 その他必要な事項

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 組合員又は組合員であつた者の死亡に関し市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに準ずる書類

二 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍謄本、除籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

三 組合員又は組合員であつた者の死亡の当時のその者と生計を同じくしていたことを証する書類

四 請求者が婚姻の届出をしていないが組合員又は組合員であつた者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類

五 請求者(組合員又は組合員であつた者の配偶者、父母及び祖父母を除く。)が障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

六 前項第五号に規定する場合に該当するとき

七 請求者について国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償に係る当該補償の同法第三条第一項に規定する実施機関の長の証明書

八 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができず書類

3 その他必要な書類

九 連合会は、請求者について、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号及び第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかつたときには、連合会は、その請求者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の裁定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

（併給調整事由該当の届出等）

第一百八条の二 公務遺族年金の受給権者は、法第七十五条の四第一項第三号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第三号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 個人番号又は基礎年金番号
- 三 公務遺族年金の年金証書の記号番号
- 四 公務遺族年金の支給の停止の原因となつた他の年金である給付（次項及び次条において「公務遺族年金に係る併給調整年金」という。）の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号
- 五 その他必要な事項

2 法第七十五条の四第二項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三号において準用する場合を含む。）の規定により公務遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「公務遺族年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 個人番号又は基礎年金番号
- 三 組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

三 当該申請に係る公務遺族年金の年金証書の記号番号

四 当該申請を行う日が、当該申請に係る公務遺族年金について法第七十五条の四第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月と同一の月に属するときは、公務遺族年金に係る併給調整年金又は当該公務遺族年金について、公務遺族年金の停止解除申請者にあつては停止解除規定による支給の停止の解除を申請していない旨

五 当該申請を行う日が、当該申請に係る公務遺族年金について法第七十五条の四第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に属するときは、公務遺族年金に係る併給調整年金又は当該公務遺族年金について、公務遺族年金の停止解除申請者にあつては当該支給を停止すべき事由が生じた日以後に行われた停止解除規定による支給の停止の解除の申請を撤回した旨

六 その他必要な事項

3 前項第五号に掲げる事項を記載した申請書を提出する場合には、同号の撤回を証する書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。

（併給調整事由等消滅の届出）

第一百八条の三 公務遺族年金の受給権者は、公務遺族年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 個人番号又は基礎年金番号
- 三 公務遺族年金の年金証書の記号番号
- 四 公務遺族年金に係る併給調整年金の支給停止事由消滅の事由
- 五 その他必要な事項

2 法第九十一条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている公務遺族年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 個人番号又は基礎年金番号
- 三 公務遺族年金の年金証書の記号番号

三 公務遺族年金の支給停止事由消滅の事由

四 その他必要な事項

3 前二項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 受給権者が障害等級の一级又は二級に該当する障害の状態になつたことにより前項の届出書を提出する場合には、当該届出書を提出する日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二 その他必要な書類

（受給権者の届出による支給停止に係る届出等）

第一百八条の四 法第七十五条の五第一項の規定による届出をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 法第七十五条の五第一項の届出をする旨
- 二 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 三 個人番号又は基礎年金番号
- 四 公務遺族年金の年金証書の記号番号
- 五 その他必要な事項

2 連合会は、前項の届出をした者について、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、同項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかつたときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

（受給権者の届出による支給停止の撤回等）

第一百八条の五 法第七十五条の五第二項の規定による届出の撤回をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 法第七十五条の五第一項の届出を撤回する旨
- 二 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 三 個人番号又は基礎年金番号
- 四 公務遺族年金の年金証書の記号番号
- 五 その他必要な事項

2 連合会は前項の届出をした者について、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、前項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかつたときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第一百八条の六 法第九十二条第一項の規定により所在不明である受給権者の公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係

二 所在不明である受給権者の氏名

三 公務遺族年金の年金証書の記号番号

四 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

五 その他必要な事項

2 前項の申請書を提出する場合には、法第九十二条第一項に該当する事実があるときはその事実を証する書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。

（出生の届出）

第一百八条の七 公務遺族年金の受給権者は、法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 個人番号又は基礎年金番号
- 三 公務遺族年金の年金証書の記号番号
- 四 子の氏名及び生年月日
- 五 その他必要な事項

2 前項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 その子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍抄本又は戸籍謄本

二 子が障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

三 その他必要な書類

3 連合会は、その子について、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、第一項第三号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 第一項の届出書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第六十二条に規定する届出を行うときは、第二項の規定により当該届出書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金に係る届出書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届出書と併せて提出することを要しないものとする。（二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出）

第百十八条の八 公務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度についての調査が必要であると認めて連合会が指定した者は、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該公務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
二 個人番号又は基礎年金番号
三 公務遺族年金の年金証書の記号番号
四 その他必要な事項

2 前項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 その障害の状態に関する指定日前三月以内で作成された医師又は歯科医師の診断書

二 その他必要な書類

3 連合会は、前二項の書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき公務遺族年金の支払を差し止めることができる。

4 第一項の届出書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該公務遺族

年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第六十八条の三に規定する届出をするときは、第二項の規定により当該届出書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金に係る届出書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届出書と併せて提出することを要しないものとする。

第五目 日本国籍を有しない者に対する一時金の請求

（日本国籍を有しない者に対する一時金の決定の請求）

第百十八条の九 法附則第十三条の二第一項の規定による一時金について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合又は連合会に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一 請求者の氏名、生年月日、国籍及び住所
二 退職当時の所属機関の名称
三 厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求した旨
四 公務障害年金又は令附則第七条の三の三に規定する給付を受ける権利を有したことがない旨

五 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

六 その他必要な事項

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 請求者の生年月日及び国籍を証する書類

二 その他必要な書類

3 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該脱退一時金の請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

第六目 雑則

（退職等年金給付に関する通知）

第百十九条 連合会は、退職等年金給付に係る処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は退職等年金給付の受給権者に通知

しなければならない。この場合において、請求に応ずることができないものであるときは、理由を付さなければならない。

（退職等年金給付に係る年金証書）

第百十九条の二 連合会は、前条の通知が退職等年金給付（法第七十九条の二から法第七十九条の四までの規定による一時金を除く。第百十九条の四から第百十九条の九までにおいて同じ。）の決定に係るものであるときは、同条の通知に併せて、次に掲げる事項を記載した年金証書を交付しなければならない。

一 受給権者の氏名及び生年月日
二 年金の種類及び年金証書の記号番号
三 年金の受給権発生年月
四 その他必要な事項

2 連合会は、必要があると認めるときは、受給権者に対して年金証書の提出を求めることができる。

（退職等年金給付に係る年金証書の亡失等）

第百十九条の三 受給権者は、年金証書を亡失し又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書を、亡失の事実を明らかにする書類又は当該損傷した年金証書と併せて連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 年金証書の記号番号

四 その他必要な事項

2 連合会は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

3 受給権者は、年金証書の再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、遅滞なくこれを連合会に返納しなければならない。

（連合会による退職等年金給付の受給権者の確認等）

第百十九条の四 連合会は、法第七十五条の二第四項の規定により退職等年金給付を支給する月（以下この項において「退職等年金給付の支給期月」という。）の前月（同項ただし書の規定により退職等年金給付を支給する場合には、その月）において、地方公共団体情報システム機構から当該退職等年金給付の支給期月に支給する退職等年金給付の受給権者（第二号厚生年金

被保険者期間に基づく厚生年金保険給付の受給権者を除く。）に係る本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。

2 連合会は、前項の規定により必要な事項について確認を行った場合において、退職等年金給付の受給権者の生存の事実が確認されなかったとき（第百十九条の六第一項に規定する場合を除く。）には、当該退職等年金給付の受給権者に対し、当該退職等年金給付の受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができるものとする。

3 前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定日までに、当該書類を連合会に提出しなければならない。

4 連合会は、前項の規定により第二項の書類を提出しなければならない退職等年金給付の受給権者が当該書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき退職等年金給付の支払を差し止めることができる。

（退職等年金給付の受給権者に係る所在不明の届出）

第百十九条の五 受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した所在不明届出書を連合会に提出しなければならない。

一 所在不明届出書を提出する者の氏名及び住所並びに当該者と受給権者との身分関係
二 受給権者の氏名及び生年月日
三 受給権者の年金証書の記号番号
四 受給権者が所在不明となつた年月日
五 その他必要な事項

2 前項の届出を行う者が、厚生年金保険給付（連合会が支給するものに限る。）について同様の届出を行った場合は、前項の規定による届出書の提出は要しないものとする。

（本人確認情報の提供を受けることができる退職等年金給付の受給権者等に係る届出）

第百十九条の六 連合会は、地方公共団体情報システム機構から受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができないう場合には、当該受給権者に対し、前条の規定による所在不明届出書の提出があつた場合にあつては当該届出書の提出を行った者に対し、次に掲げる事項に

ついで記載がある当該受給権者又は当該届出書の提出を行った者が署名した届出書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届出書）を毎年、指定日までに提出することを求めることができる。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 一の二 個人番号又は基礎年金番号
- 二 年金証書の記号番号
- 三 その他必要な事項

2 前項の規定により同項に規定する届出書の提出を求められた受給権者は、毎年、指定日までに、当該届出書を連合会に提出しなければならない。

3 連合会は、前項の規定により第一項の届出書を提出しなければならない受給権者が当該届出書を提出しないときは、当該届出書が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき退職等年金給付の支払を差し止めることができる。

4 第一項の規定による届出を行う者が、厚生年金保険給付（連合会が支給するものに限る。）について同様の届出を行った場合は、同項の規定による届出書の提出は要しないものとする。

（退職等年金給付の受給権者の異動報告等）

第百十九条の七 受給権者は、住居表示に関する法律により住居表示が変更されたとき、又は転居したときは、その旨、氏名、生年月日、変更後の住所（転居の場合にあつては、転居後の住所）及び従前の住所、個人番号又は基礎年金番号並びに年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

2 受給権者は、前項の規定に該当する場合のほか、次の各号に掲げる事由に該当したときは、その旨、氏名（第一号に該当する場合にあつては、変更前の氏名及び変更後の氏名）、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号及び年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を、当該各号に掲げる書類と併せて連合会に提出しなければならない。この場合において、第八十七条の二の二第二項の規定による書類の提出は要しないものとする。

- 一 氏名を改めたとき 年金証書
- 二 払渡金融機関を変更するとき（次号に掲げる事由に該当したときを除く） 新たな払渡

金融機関の所在地及び名称を記載した届出書、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができきる書類

三 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとするとき 新たな払渡金融機関の所在地、名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨を記載したもの

四 禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令、第四十八条第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたとき 当該刑に処せられ、又はこれらの処分を受けたことを証する書類

3 連合会は、前二項に規定する受給権者異動届出書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができなかつたときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 連合会は、第二項第一号の規定により、年金証書の提出があつたときは、遅滞なくその記載事項を訂正して、その受給権者に交付しなければならない。

5 法第八十条第一項の規定による退職年金の支給の繰下げの申出を行つていないもの（第百十九条の九第二項において「退職年金の繰下げ待ち機」という。）が退職年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間に於いて第一項又は第二項に定める場合に該当するときは、第一項又は第二項に定める受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

6 第一項又は第二項第一号の規定による届出を行う者が、厚生年金保険給付（連合会が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行った場合は、第一項又は第二項第一号の規定による届出書の提出は要しないものとする。

（退職等年金給付の受給権者の個人番号の変更の届出）

第百十九条の七の二 受給権者は、その個人番号を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個人番号変更届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 変更前及び変更後の個人番号
- 三 個人番号の変更年月日
- 四 年金証書の記号番号

2 前項の規定による届出を行う者が、厚生年金保険給付（連合会が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行った場合は、同項の規定による届出書の提出は要しないものとする。

（退職等年金給付の再就職届）

第百十九条の八 退職年金又は公務障害年金を受ける権利を有する者が再び長期組合員となつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した再就職届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 組合員の氏名、生年月日及び住所
- 一の二 個人番号又は基礎年金番号
- 二 年金の種類
- 三 年金証書の記号番号
- 四 再就職後の組合名
- 五 その他必要な事項

（退職等年金給付の受給権の消滅の届出）

第百十九条の九 退職等年金給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（公務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより公務遺族年金が支給されることとなることを除く。）は、その遺族、法第四十四条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項（受給権者が死亡した場合にあつては、個人番号を除く。）を記載した年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

- 一 受給権者であつた者の氏名、生年月日及び住所
- 一の二 個人番号又は基礎年金番号
- 二 年金の種類
- 三 年金証書の記号番号

四 受給権の消滅の事由

五 その他必要な事項

2 退職年金の繰下げ待ち機者が当該退職年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において前項に定める場合に該当するときは、同項に定める年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該退職年金の繰下げ待ち機者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3 前二項の規定による届出を行う者が、厚生年金保険給付（連合会が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行った場合は、前二項の届出書の提出は要しないものとする。

（退職等年金分掛金の払込みの実績の通知）

第百十九条の十 連合会は、長期組合員に対し、当該長期組合員の退職等年金分掛金の払込みの実績に関する次に掲げる情報を通知するものとする。

- 一 退職等年金給付の算定の基礎となる組合員期間の月数
- 二 最近一年間の組合員期間の各月における標準報酬の月額及び標準期末手当等の額
- 三 最近一年間の組合員期間において適用される付与率及び基準利率並びに当該組合員期間の各月における付与額及び基準利率に基づく利息の額（次号において単に「利息の額」という。）
- 四 付与額及び利息の額の累計額
- 五 その他必要な事項

2 連合会は、長期組合員が退職したとき又は長期組合員であつた者（退職等年金給付の受給権者を除く。）が三十五歳、四十五歳、五十九歳及び六十三歳に達したときは、その者に対し、その者の退職等年金分掛金の払込みの実績に関する前項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる情報を通知するものとする。

（年金原簿等の作成）

第百十九条の十一 連合会は、退職等年金給付の受給権者ごとに、年金原簿及び年金支給簿を備え、年金の決定、改定及び支給に必要な事項を記載して整理しなければならない。

第五章の二 福祉事業

（療養の給付等に関する記録の提供）

第百十九条の十二 組合は、法第九十八条第一項第一号に規定する組合員等（以下この章において

て「組合員等」という。)の求めに応じ、当該組合員等の健康の保持増進のために必要な範囲内において、当該組合員等に對し、当該組合が保有する当該組合員等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的方法により提供することができ。

第百九十八条第二項の財務省令で定める者等

第百九十九条の十三 法第九十八條第二項の財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の者であつて、その使用する組合員等に対し健康診断（高齢者の医療の確保に関する法律第二十條の規定による特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を実施しているもの（労働安全衛生法その他の法令に基づき健康診断を実施する責務を有する者を除く。）
- 二 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船舶所有者及び同法第五條第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者

2 法第九十八條第二項の財務省令で定めるものは、事業者等（同項に規定する事業者等をいう。次条において同じ。）が保存している組合員等に係る健康診断に関する記録の写し（労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存しているものを除く。）とする。

第百十九條の十四 組合が、法第九十八條第二項の規定により組合員等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができ健康診断に関する記録の写し（前条第二項に規定する記録の写しを含む。以下この条において同じ。）は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第二条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他法第九十八條第一項第一号の規定により組合員等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて組合が必要と認める情報とする。

2 法第九十八條第二項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たつては、厚生労働省令で定める方法により行うものとする。

第六章 掛金等及び負担金

第百二十條 法第百條の二第一項の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げ

る事項（第三号に掲げる事項にあつては、育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月が同一である場合に限る。）を記載した育児休業等掛金免除申出書を、人事担当者による育児休業等に係る子の氏名及び生年月日並びに当該育児休業等の承認期間を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

- 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
- 二 掛金の免除を希望する旨
- 三 育児休業等の日数
- 四 その他必要な事項

組合は、前項の規定による申出書の提出があつたときは、掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間を組合員原票に記載しなければならない。

3 組合は、長期組合員から第一項の規定による申出書の提出があつたときは、当該長期組合員の氏名、長期組合員番号及び掛金を免除する期間その他必要な事項を連合会に通知しなければならない。

4 法第百條の二第二項第二号に規定する育児休業等の日数として財務省令で定めるところにより計算した日数は、その育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了する日までの期間の日数（組合員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第九條の二第一項に規定する出生時育児休業をする場合には、同法第九條の五第四項の規定に基づき当該組合員を使用する事業主が当該組合員を就業させる日数（当該事業主が当該組合員を就業させる時間数を当該組合員に係る一日の所定労働時間数で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をいう。）を除いた日数）とする。ただし、当該組合員が当該月において二以上の育児休業等をする場合（法第百條の二第二項の規定によりその全部が一の育児休業等とみなされる場合を除く。）には、これらの育児休業等につきそれぞれこの項の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。

5 法第百條の二第二項に規定する財務省令で定める場合は、組合員が二以上の育児休業等をしていての場合であつて、一の育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に当該組合員が就業した日がないときとする。

（厚生年金保険法による育児休業期間中の保険料の免除の申出）

第百二十條の二 長期組合員に係る前条第一項から第三項までの規定は、厚生年金保険法第八十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。

この場合において、前条第一項中「法第百條の二第一項」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」と、「掛金の免除」とあるのは「保険料の免除」と、同条第二項中「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する旨及び当該保険料の徴収の特例を適用する期間」と、同条第三項中「掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する期間」と読み替えるものとする。

第百二十條の三 第二号厚生年金被保険者が法第百二十條の二の規定による掛金の免除を希望する旨の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第八十一条の二の規定による同法による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出をしたものとみなす。

2 第二号厚生年金被保険者等が厚生年金保険法第八十一条の二の規定による同法による育児休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることを希望する旨の申出をした場合には、併せて同一の事由により法第百二十條の二の規定による掛金の免除を希望する旨の申出をしたものとみなす。

第百二十條の四 法第百條の二の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した産前産後休業掛金免除申出書を、産前産後休業の取得期間を証する書類と併せて組合に提出しなければならない。

- 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
- 二 産前産後休業に係る子の出産予定年月日
- 三 多胎妊娠の場合にあつては、その旨
- 四 申出に係る組合員が産前産後休業に係る子を出産した場合にあつては、出産年月日
- 五 掛金の免除を希望する旨

6 その他必要な事項

2 法第百條の二の二の規定により掛金が免除されている者は、前項に規定する産前産後休業の取得期間に変更があつた場合には、変更後の産前産後休業の取得期間を証する書類を組合に提出しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申出書の提出又は前項の規定による書類の提出があつたときは、掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間を組合員原票に記載しなければならない。

4 組合は、長期組合員から第一項の規定による申出書の提出があつたときは、当該長期組合員の氏名、長期組合員番号及び掛金を免除する期間その他必要な事項を連合会に通知しなければならない。

第百二十條の五 長期組合員に係る前条の規定は、厚生年金保険法第八十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前条第一項中「法第百條の二の二」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」と、「掛金の免除」とあるのは「保険料の免除」と、同条第二項中「法第百條の二の二」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」と、「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する旨及び当該掛金を免除する期間」と、同条第四項中「掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する期間」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の申出等の特例）

第百二十條の六 第二号厚生年金被保険者等が法第百二十條の二の二の規定による掛金の免除を希望する旨の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による同法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることを希望する旨の申出をしたものとみなす。

2 第二号厚生年金被保険者等が厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による同法による産

前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることを希望する旨の申出をした場合には、併せて同一の事由により法第百二条の二の規定による掛金の免除を希望する旨の申出をしたものとみなす。

（掛金等の還付）

第百二十条の七 組合は、法第百一条第五項の規定により掛金等を還付するときは、次に掲げる事項を記載した通知書を当該組合員に交付しなければならない。

- 一 還付金額
- 二 還付することとなつた理由
- 三 還付年月日
- 四 その他必要な事項

第百二十条の八 令第二十五条の二第二項の通知は、次に掲げる事項を記載した通知書を同項に規定する組合員に交付し、又は公示送達することによりするものとする。

（払い込むべき掛金等の通知）

第百二十条の九 法第百二条の規定による負担金の払込みを受けるに必要な手続については、別に財務大臣が定める。

第六章の二 地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金

第百二十一条 連合会は、法第百二条の三第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定による令第二十八条第一項に規定する国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額を地方公務員等共済組合法第七十八条第四項に規定する支給期月（次項において「支給期月」という。）ごとに財務大臣が別に定める日までに、地方公務員共済組合連合会に拠出するものとする。

（事業報告書）

第百二十五条 本部長又は支部長（第四条（第八十五条第二項の規定により読み替えて準用する）

場合を含む。）に規定する本部又は支部の長をいう。以下同じ。）は、毎月末日現在における財務大臣が別に定める事業報告書を作成しなければならない。この場合において、支部にあつては、翌月十五日までに当該事業報告書を本部長に提出しなければならない。

2 連合会は、法第百二条の三第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定による令第二十八条第四項の規定により準用する同条第一項に規定する国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額を支給期月ごとに財務大臣が別に定める日までに、地方公務員共済組合連合会に拠出するものとする。

（審査会の委員に対する報酬の額）

第百二十二条 令第二十九条に規定する財務省令で定める額は、会長及びその他の委員につき予算の範囲内で別に連合会の理事長が財務大臣の承認を受けて定める。

第七章 雑則

（年金の支払の調整）

第百二十三条 法第七十五条の七の規定による退職等年金給付の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）への充当は、次の各号に掲げる場合に行うことができるものとする。

- 一 退職等年金給付の受給権者の死亡を給付事由とする公務遺族年金の受給権者が、当該退職等年金給付の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。
- 二 公務遺族年金の受給権者が、同一の給付事由に基づく他の公務遺族年金の受給権者の死亡に伴う当該公務遺族年金の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

（書類の保存期限）

第百二十四条 次の各号に掲げる組合の帳簿又は書類の保存期限は、その処理の終つた翌事業年度から起算して当該各号に掲げる期間とする。

- 一 元帳及び補助簿 十年
- 二 財産関係帳簿及び書類 十年
- 三 長期給付に係る伝票、収入及び支出の証ひよう書類、給付関係帳簿、給付の請求書その他関係書類 十年
- 四 伝票、収入及び支出の証ひよう書類、給付関係帳簿又は給付の請求書その他給付関係書類（前号に掲げるものを除く。） 七年
- 五 報告書類 三年
- 六 その他の証ひよう書類 運営規則で定める期間

（事業報告書）

第百二十五条 本部長又は支部長（第四条（第八十五条第二項の規定により読み替えて準用する）

場合を含む。）に規定する本部又は支部の長をいう。以下同じ。）は、毎月末日現在における財務大臣が別に定める事業報告書を作成しなければならない。この場合において、支部にあつては、翌月十五日までに当該事業報告書を本部長に提出しなければならない。

1 財務大臣

2 実施機関

3 組合員の給与支給機関

4 前第三項の規定による事業報告書の提出については、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第四項において同じ。）を提出することにより行うことができる。

第百二十五条の二 本部長又は支部長は、毎事業年度末日現在における財務大臣が別に定める決算事業報告書を作成し、支部にあつては、翌事業年度の四月二十五日までに当該決算事業報告書を本部長に提出しなければならない。

2 本部長は、前項の規定により提出を受けた決算事業報告書に基づき、総括した決算事業報告書を作成し、総括した決算事業報告書を作成した日以後、これを財務大臣が別に定める書類と併せて、組合の代表者（連合会にあつては、連合会の理事長。以下第百二十六条の四までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

3 組合の代表者は、前項の規定により提出を受けた事業報告書を、提出を受けた月の末日までに、財務大臣に提出しなければならない。

4 前三項の規定による事業報告書の提出については、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第四項において同じ。）を提出することにより行うことができる。

（決算事業報告書）

第百二十五条の二 本部長又は支部長は、毎事業年度末日現在における財務大臣が別に定める決算事業報告書を作成し、支部にあつては、翌事業年度の四月二十五日までに当該決算事業報告書を本部長に提出しなければならない。

2 本部長は、前項の規定により提出を受けた決算事業報告書に基づき、総括した決算事業報告書を作成し、総括した決算事業報告書を作成した日以後、これを財務大臣が別に定める書類と併せて、組合の代表者（連合会にあつては、連合会の理事長。以下第百二十六条の四までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

3 組合の代表者は、前項の規定により提出を受けた決算事業報告書を、提出を受けた月の五月三十一日までに、財務大臣に提出しなければならない。

4 前三項の規定による決算事業報告書の提出については、電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。

（法第百二十二条の二第一項の財務省令で定める者等）

第百二十五条の二の二 法第百二十二条の二第一項の財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 財務大臣
- 二 実施機関
- 三 組合員の給与支給機関

4 社会保険診療報酬支払基金

5 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会

6 国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人

7 保険医療機関等

8 法第五十六条第一項に規定する診療、手当又は薬剤の支給を行う保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関

9 指定訪問看護事業者

10 都道府県知事

11 市町村長

12 日本年金機構

2 法第百二十二条の二第二項の財務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 医療保険者（組合を除く。）が、高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法（法を除く。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合

二 組合又は連合会から委託を受けた者が、当該委託を受けた福祉事業に関連する事務を行う場合

三 組合員の同意を得た者又は組合員から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた組合（当該組合から委託を受けた者を含む。）に対する保険給付に係る請求その他の行為を行う場合

四 国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合

五 がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項の規定により都道府県知事から事務の委任を受けた者が、当該事務を行う場合

六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号へに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合

七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項に規定する認定匿

1 財務大臣

2 実施機関

3 組合員の給与支給機関

- 3 事務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十三条の二各号に規定する事務
法第百十四条の二第二項第三号の財務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。
一 法第五十条第一項に規定する短期給付（同項第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）の支給に関する事務
二 福祉事業（法第九十八条第一項第二号から第八号までに掲げるものを除く。）の実施に関する事務
三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第二十四条の二各号に規定する事務
- 4 法第百十四条の二第二項の財務省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定するもの保護の実施機関とする。
（外部監査）
第百二十六条 法第百十六条第三項の規定による当該職員（外部監査）の監査は、別に定める監査要領に従って行わなければならない。
2 前項に規定する当該職員は、同項の監査をする場合には、別紙様式第三十六号による監査証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、提示しなければならない。
- 第百二十六条の二 会計単位の長及び出納職員は、前条の規定による監査に立会しなければならない。ただし、これらの職員が事故のため自ら立会することができない場合には、その代理人が立会しなければならない。
第百二十六条の三 第百二十六条第一項に規定する当該職員は、同項の監査を行う場合には、会計単位の長及び出納職員又はこれらの者の代理人に対し、現金、預金通帳、帳簿、証ひょう書類等の提示、事実の説明、資料の作成その他監査に必要な事項を要求することができる。
（内部監査）
第百二十六条の四 組合の代表者又はその委任を受けた者は、組合の業務及び財産（連合会にあつては、連合会の業務及び財産）について監査を行わなければならない。
2 前項の規定により行わなければならない監査は、次に掲げる監査とする。
一 毎事業年度末日現在における監査
二 出納主任に異動があつた場合に行う監査

三 その他必要と認める場合に行う監査

3 組合は、法第十六条第二項の承認を受けたときは、前項第一号の監査（本部に係るものに限る。）に関する監査報告書を各事務所に備えて置き、五年間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

（検査証票）

第二百二十六条の五 法第一百七十七条第四項に規定する検査証票は、別紙様式第三十七号による。

（船員組合員原票）

第二百二十七条 組合は、船員組合員の資格を取得した者に対しては、第八十七条の規定にかかわらず、別紙様式第三十八号による船員組合員原票を備え、船員組合員の資格の得喪、被扶養者その他所要の事項を記載して整理しなければならない。

2 第八十七条第三項の規定は、船員組合員原票について準用する。

（船員組合員証等）

第二百二十七条の二 組合は、船員組合員の資格を取得した者に対しては、第八十九条の規定にかかわらず、別紙様式第三十九号による船員組合員証を作成し、その者に交付しなければならない。この場合において、その者に被扶養者があるときは、第九十五条の規定にかかわらず、別紙様式第四十号による船員組合員被扶養者証を作成し、その者に交付しなければならない。

2 第九十条から第九十四条まで及び第九十五条の二第二項ただし書の規定は船員組合員証について、第九十五条第二項及び第三項の規定は船員組合員被扶養者証について準用する。この場合において、第九十四条中「組合員証整理簿」とあるのは「船員組合員証整理簿」と、第九十五条第二項中「前項」とあるのは「第二百二十五条第一項」と、「組合員は」とあるのは「船員組合員は」と、同項第一号及び第二号中「組合員」とあるのは「船員組合員」と、同項第三号員中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、同条第三項中「組合員に」とあるのは「船員組合員に」と、「組合員被扶養者証整理簿」とあるのは「船員組合員被扶養者証整理簿」と読み替えるものとする。

（船員組合員の療養の給付等）

第二百二十七条の三 第九十九条から第二百五条の十までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が、法第二十條の規定により、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を

除く、第六十一条から第六十四条第一項で、第六十五条、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条第一項中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員で」とあるのは「船員組合員証」と、同条第二項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第二百一条の二第一項中「船員組合員で」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、第二条第二項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第二百五条第一項中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員被扶養者証」と、「被扶養者で」とあるのは「船員組合員の被扶養者で」と、「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、「第百五条の二中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員被扶養者証」と、「被扶養者が」とあるのは「船員被扶養者証」と、「被扶養者で」とあるのは「船員被扶養者で」と、第二百二十五条の二中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員被扶養者証」と、「被扶養者が」とあるのは「船員被扶養者で」と読み替えるものとする。

(船員組合員療養補償証明書)

第二百二十七条の四 船員組合員は、法第二百十條の規定により、その例によることとされる船員保険法の規定により、船員法第八十九條第二項に規定する療養補償に相当する療養の給付、当該療養補償に相当する入院時食事療養費に係る療養 当該療養補償に相当する入院時生活療養費に係る療養、当該療養補償に相当する保険外併用療養費に係る療養又は当該療養補償に相当する訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとするときは、別紙様式第四十三号による船員組合員療養補償証明書を保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、その事情がなくつた後、遅滞なく、船員組合員療養補償証明書を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

3 船員組合員は、前二項の規定により保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に船員組合員療

- 二 任意継続組合員であつた者の氏名及び生年月日
- 三 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
- 四 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
- イ 還付金の払渡しを受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者
- ロ イに掲げる者以外の者
- 五 還付を請求しようとする金額
- 六 還付を請求しようとする理由
- 七 第一号に掲げる者が第二号に掲げる者の相続人であるときは、任意継続組合員であつた者との続柄
- 二 前項の場合において還付を請求しようとする者が任意継続組合員であつた者の相続人であるときは、次に掲げる書類を提出するものとする。
- 一 任意継続組合員であつた者の死亡を証明する書類
- 二 その者が任意継続組合員であつた者の先順位の相続人であることを証明する書類
- (様式の特例)
- 第百三十一条 任意継続組合員に係る組合員原票は、別紙様式第九号の様式にかかわらず、財務大臣が別に定める様式によるものとする。
- 二 組合の代表者又は連合会の理事長は、この省令の規定による書類を作成する場合において、電子計算機等の使用その他特別の事情によりこの省令に定める様式により難いときは、財務大臣の承認を受けて、その特例を定めることができる。
- (電子情報処理組織による申請等)
- 第百三十二条 法、令及びこの省令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等(情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等という。以下同じ。)により組合に申請等(情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等という。以下同じ。)を行う場合には、電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 二 前項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合には、電磁的記録により行うものとする。
- 三 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力すること又は電子署名により署名等に代えるものとする。
- (電磁的記録による作成等)
- 第百三十四条 法、令及びこの省令の規定に基づき組合が作成等(情報通信技術活用法第三条第十号に規定する作成等という。次項において同じ。)を行う場合には、書面等に代えて電磁的記録により行うことができる。
- 二 前項の規定により作成等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力すること又は電子署名により署名等に代えるものとする。
- (提出書類の特例)
- 第百三十五条 この省令の規定によつて申請書、申出書、請求書又は届出書を併せて提出すべき書類について、組合又は連合会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、当該書類の提出を省略することができる。
- 附 則
- 一 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月一日から適用する。
- 二 国家公務員共済組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令第七十七号)及び国家公務員共済組合経理規程(昭和二十八年大蔵省令第四十四号)は、廃止する。
- 三 廃止前の国家公務員共済組合経理規程第十五条、第七十九条第二号、第八十条及び第八十一条の規定は、昭和三十三年十二月三十一日まで、なお、その効力を有する。
- 四 次の各号に掲げる様式については、それぞれ当該各号に掲げる日までの間は、運営規則で別段の定をすることができる。
- 一 様式第九号、第十号、第十二号、第十四号、第十七号から第三十三号まで、第三十八号及び第四十三号 昭和三十四年三月三十一日
- 二 様式第十一号、第十三号、第十五号、第十六号及び第三十九号から第四十二号まで 昭和三十五年六月三十日
- 五 廃止前の国家公務員共済組合経理規程の規定に基いてなされた出納職員等の任命、取引金融機関の指定、印鑑の登録、取引その他の行為若しくは手続(勘定科目及び現金による支払に係る大蔵大臣の承認を除く。)又は昭和三十三年七月一日からこの省令の施行の日の前日までで法、令、定款若しくは運営規則の規定に基いてなされたこれらの事項、被扶養者の申告、組合員証の交付、短期給付の請求その他の行為若しくは手続は、その行為若しくは手続のなされた日において、この省令中の相当する規定に基いてなされたものとみなす。
- 六 前二項に定めるもののほか、この省令の施行に伴う必要な経過措置については、別に大蔵大臣が定める。
- 七 財政融資資金法第七条第三項の規定により財務大臣が定める利率(預託期間が十年の預託金に係るものに限る。)が年四パーセントを下回っている間においては、令附則第五条第三号の規定により連合会が組合の貸付経理に資金を貸し付ける場合の貸付金に係る利率については、第八十五条の八第三項の規定にかかわらず、厚生年金保険給付の事業に係る財政の安定に配慮して財務大臣が別に定める利率によることができる。
- 八 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第一項に規定する東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第一百八号)が適用された市町村の区域における被害に対処するため、令第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号の規定により連合会が組合の貸付経理に資金を貸し付ける場合の貸付金に係る利率については、第八十五条の八第二項及び第三項の規定にかかわらず、長期給付の事業に係る財政の安定に配慮して財務大臣が別に定める利率によることができる。
- 九 連合会が、令第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号の規定により、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の施行の日の前日に同法附則第五百五十八條第一項に規定する地方職員共済組合の組合員であつて、同法の施行の日において同法附則第七十一条の規定により相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となつた者及び同法附則第二百二十三條の規定により相当の都道府県労働局の職員となつた者が属することとなつた組合に貸し付けた貸付金の弁済に充てるため、その属することとなつた組合から臨時の支出に対する貸付けを受ける場合における資金に限る。)の貸付けを行う場合の貸付金に係る利率については、第八十五条の八第二項、第三項及び附則第七項の規定にかかわらず、これらの者の生活の安定に配慮して財務大臣が別に定める利率によることができる。
- 十 令附則第十条第一項第一号に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律(昭和二十七年法律第七十四号)による改正前の国家公務員共済組合法第一条第三号及び第四号に掲げる者
- 二 昭和三十四年一月一日以後において、職員以外の者として、国に使用され、国庫から報酬を受けていた者
- 三 令附則第十条第一項第一号ハに規定する財務省令で定めるもののうち同号イに掲げる者に準ずる者は、昭和二十四年八月四日から昭和二十八年七月三十一日までの間において、次に掲げるものとして雇用されていたものとする。
- 一 旧法第一条第一号に規定する常時勤務に服しない者として雇用された者で、次のイ、ロ又はハのいずれにも該当しないもの
- イ 勤務日について常勤職員と異なる定めのある者
- ロ 勤務時間の定めが一週間について三十六時間(昭和二十七年一月二十二日以後においては、三十三時間)未満の者

ハ 報酬のうち雇用された日において適用されていた政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に規定する俸給に相当する給与として財務大臣の定める方法により算定した額が、当該法律に定める俸給表に掲げる俸給のうちの最低額に満たない者

二 旧法第一条第二号に規定する臨時に使用される者として雇用された者で、その者が臨時に使用される者として勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含むものとし、同条第三号から第五号までに掲げる者及び前項第一号に掲げる者として勤務した日を除く。）が二十日以上ある月が二月引き続いている期間（次項において「臨時に使用される者に係る待期待期間」という。）を有するに至つたもので、その有するに至つた月の翌月以後引き続き臨時に使用される者として勤務することを要することとされていたもの

12 令附則第十条第一項第一号ハに規定する財務省令で定めるもののうち同号ロに掲げる者に準ずる者は、臨時に使用される者に係る待期待期間（昭和二十四年八月四日から昭和二十八年七月三十一日までの間に係るものに限る。）を合算した期間又は当該臨時に使用される者に係る待期待期間と同号イに規定する待期待期間（臨時に使用される者に係る待期待期間と重複する期間を除く。）とを合算した期間が十二月となるに至つたもので、そのなるに至つた月の翌月以後常勤職員について定められている勤務時間により勤務することを要するものとされていたものとする

13 令附則第十条第一項第一号ロ又は前項の規定を適用する場合において、同号イに規定する待期待期間のうち附則第十項に規定する者であつた期間は、同号ロ又は前項の当該待期待期間に算入しないものとする

14 令附則第十条の二に規定する財務省令で定める者は、昭和二十年九月二日以前の財務大臣が定める地域における地方公共団体に準ずるものとして財務大臣が定める団体の常勤の職員とする

15 令附則第十条の二に規定する財務省令で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 令附則第十条の二に規定する外地官署所属職員として勤務した期間の前に引続く国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の施行前における職員に相当する者（次号において「職員に相当する者」という。）であつた期間

二 職員に相当する者が召集等により兵役に服するため退職した後他に就職することなく兵役に服し、当該召集等の解除等の日から三年を経過する日の前日までの間に職員（職員に相当する者を含む。以下この号において同じ。）となり、昭和三十四年一月一日（施行法第二十三条第一項に規定する恩給更新組合員にあつては、同年十月一日）の前日まで引続いて職員であつたものの当該兵役に服するため退職した職員であつた期間

三 前二号に掲げる期間に準ずるものとして財務大臣が相当と認める期間

16 令附則第二十七条の二第二項第二号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる者以外の者とする。

一 公務員等共済組合法施行規則（千九百七十年規則第十二号）第二条に規定する者

二 公立学校職員共済組合法施行規則（千九百六十九年規則第四十二号）第二条に規定する者

三 旧公務員退職年金法（千九百六十五年立法第百号）附則第三条第一項及び第四条第一項に規定する政府等の職員及びこれらの規定に規定する機関に在職していた職員で前二号に掲げる者に準ずる者

17 令附則第二十七条の四第一項に規定する財務省令で定める者は、職員の任免（千九百六十年人事委員会規則第二号）第五条第二号の規定に基づき定められた行政職群の一般事務職の二級の職及びこれと同等以上の職として財務大臣が指定する職にある者とする。

18 前二項に定めるもののほか、沖縄の組合員であつた者に対する共済組合に関する法令の規定の適用に関し必要な細目は、財務大臣が定める。

一 名称及び住所

二 発起人の氏名

三 承認を受けようとする理由

四 郵政会社等との関係の概要

20 令附則第三十四条の二の四第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一定款

二 令附則第三十四条の二の四第一項各号に掲げる要件のすべてに該当することを証明する書類

三 事業計画の概要を記載した書類

四 創立総会の議事録又はこれに準ずるもの

21 令附則第三十四条の二の四第二項の規定による申請に係る法人は、設立後、遅滞なく、当該法人の登記簿の謄本を財務大臣に提出しなければならない。

22 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第六条第四項に規定する財務省令で定める期間は、令第二条第一項第一号から第五号に掲げる者又は同条第二項各号に掲げる者に該当する者であつた期間のうち、人事院規則第九十八（初任給、昇格、昇給等の基準）第四十九条の規定による俸給月額の調整又はこれに相当する法令若しくは規程の規定による俸給月額の調整対象とされなかつた期間とする。

いう。）が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員及びその被扶養者に対して行うことができる。

附則（昭和三十四年三月二日大蔵省令第一二二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十四年一月一日から適用する。ただし、別紙様式第二十二号の三の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 国家公務員共済組合連合会、建設省に属する職員をもつて組織する組合及び国家公務員共済組合法附則第二十条第一項各号に掲げる組合に係る貸付金の利率については、昭和三十四年三月三十一日までの間、新規規則第十三条及び第八十六条の規定にかかわらず、国家公務員共済組合法施行令附則第三条の二に規定する予定利率によることができる。

附則（昭和三十四年五月一四日大蔵省令第三十七号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十四年一月一日から適用する。

（従前の行為等）

2 昭和三十四年一月一日からこの省令の施行の日の前日までに、国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）、この省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則、定款又は運営規則の規定に基いてなされたこの省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「新規規則」という。）第百十四条の二から第百十四条の五までに規定する申出、新規規則第百十四条の六から第百十四条の二十四までに規定する長期給付に関する請求その他の行為又は手続は、その行為又は手続のなされた日において、新規規則中の相当する規定に基いてなされたものとみなす。

（長期組合員となつた者の前歴報告に関する経過措置）

3 昭和三十四年一月一日からこの省令の公布の日の前日までの間において新規規則第八十七条の二の規定に該当した者に対する同条の規定の適用については、同条第一項中「そのなつた際」とあり、同条第二項中「その再び長期組合員となつた際」とあるのは、「国家公務員共済組合

法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十四年大蔵省令第三十七号）の公布の日以後すみやかに」とする。この場合において、同日前に既に同条の前歴報告書に相当する書類及び履歴書の提出がなされているときは、これらの書類の提出は、同条の規定に基いてなされたものとみなす。

（組合員長期原票に関する経過措置）

4 新規規則第八十七条の三に規定する組合員長期原票は、同条第一項の規定にかかわらず、この省令の公布の日以後すみやかにこれを備え、整理を行うものとする。

（請求書等の様式に関する経過措置）

5 別紙様式第三十三号の五から別紙様式第三十三号の二十二まで及び別紙様式第三十三号の二十四から別紙様式第三十三号の二十九までについては、昭和三十四年十二月三十一日までの間は、運営規則で別段の定をすることができる。（その他の経過措置）

6 前四項に定めるもののほか、この省令の施行に伴う必要な経過措置については、別に大蔵大臣が定める。

附 則（昭和三十四年一〇月一日大蔵省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年一二月二八日大蔵省令第六十七号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。

附 則（昭和三十六年六月一九日大蔵省令第四〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（公庫等の在職者の復帰希望職員となるための申出等）

2 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「新規規則」という。）第百十三條の四及び第百十三條の五の規定は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十二号）附則第九条第二項に規定する公庫職員及び同法附則第十一条第一項に規定するその他の公庫等職員について、新規規則第百十三條の五の規定は、同法附則第十条第一項に規定する公団等職員について、新規規則第百十四條の規定は、同法附則第十条第一項の申出について、それぞれ準用する。（請求書等の様式に関する経過措置）

3 別紙様式第十号、別紙様式第二十六号、別紙様式第三十三号の四、別紙様式第三十三号の二十一、別紙様式第三十三号の二十八及び別紙様式第三十三号の二十九については、昭和三十七年三月三十一日までの間は、運営規則で別段の定めをすることができる。（その他の経過措置）

4 前二項に定めるもののほか、この省令の施行に伴う必要な経過措置については、別に大蔵大臣が定める。

附 則（昭和三十六年一月一日大蔵省令第七〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（退職一時金の選択の申出等）

2 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十三條の四の規定は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）附則第二十一条の規定による申出について準用する。（請求書等の様式に関する経過措置）

3 別紙様式第三十三号の四、別紙様式第三十三号の十、別紙様式第三十三号の二十三、別紙様式第三十四号、別紙様式第三十五号、別紙様式第四十四号の五及び別表第一号表の第一号表の二については、昭和三十七年三月三十一日までの間は、運営規則で別段の定めをすることができる。（その他の経過措置）

4 前三項に定めるもののほか、この省令の施行に伴う必要な経過措置については、別に大蔵大臣が定める。

附 則（昭和三十七年一〇月九日大蔵省令第五八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 組合がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）において保有する長期経理の資産で新規規則第十三條の二第一項第一号に掲げるものの価額が、当該経理の資産の総額に同号に規定する割合（第二項の規定により大蔵大臣の承認を受けたときは、その承認を受けた割合とする。）を乗じて得た額（以下この項において「法定額」という。）を下廻る場合においては、当該組合は、昭和三十八年六月三十日までに同号に掲げる資産の価額を法定額以上にしなければならない。

3 組合の保有する貯金経理の資産で新規規則第十三條の三第一項第一号に掲げるものの価額は、大蔵大臣が貯金の受払状況、資金の運用その他の事情を考慮して相当と認めて承認したときは、当分の間、同号に規定する額を下廻ることができる。

4 組合が施行日において保有する貯金経理の資産で新規規則第十三條の三第一項第一号に掲げるものの価額が同号に規定する価額（前項の規定により大蔵大臣の承認を受けたときは、その承認を受けた価額とする。）以下この項において「法定額」という。）を下廻る場合においては、当該組合は、昭和三十八年六月三十日までに、同号に掲げる資産の額を法定額以上にしなければならない。

5 組合が施行日において保有する貯金経理の資産で新規規則第十三條の三第二号に掲げるものの価額が同号に規定する価額をこえる場合において、大蔵大臣が貯金の受払状況、資金の運用その他の事情を考慮して相当と認めて承認したときは、同号に掲げる資産の価額は大蔵大臣が承認する期間、同号に規定する額をこえることができる。

6 改正前の国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令附則第二項及び附則第三項の規定に基づいて行なわれた大蔵大臣の承認は、その承認された日において、この省令附則中の相当する規定に基づいて行なわれたものとみなす。

附 則（昭和三十八年六月一七日大蔵省令第三六号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第百条第一項、第百四条、第百五条第二項、第百六条及び第百七条の改正規定は、昭和三十八年四月一日から適用する。

（請求書等の様式に関する経過措置）

2 別紙様式第二十五号による出産費育児手当金請求書及び配偶者出産費育児手当金請求書については、当分の間、この省令による改正前の様式を使用することができる。

3 別紙様式第三十三号の十の三による退職者台帳については、当分の間、運営規則で別段の定めをすることができる。

附 則（昭和三十九年一〇月一日大蔵省令第六八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第百条第一項、第百四条、第百五条第二項、第百六条及び第百七条の改正規定は、昭和三十八年四月一日から適用する。

（請求書等の様式に関する経過措置）

2 別紙様式第二十五号による出産費育児手当金請求書及び配偶者出産費育児手当金請求書については、当分の間、この省令による改正前の様式を使用することができる。

3 別紙様式第三十三号の十の三による退職者台帳については、当分の間、運営規則で別段の定めをすることができる。

附 則（昭和四〇年六月一日大蔵省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正前の別紙様式第三十三号の四、別紙様式第三十三号の五及び別紙様式第三十三号の十の二は、当分の間、これを取り繕い使用するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、この省令の施行に伴う必要な経過措置については、別に大蔵大臣が定める。

附 則（昭和四〇年六月一日大蔵省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年四月一日大蔵省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年四月一日大蔵省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年九月二十九日から適用する。ただし、附則第十三項及び附則第十四項の規定は、同年十月一日から適用する。

附 則（昭和四二年三月二五日大蔵省令第九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十條第一項及び第三項、第六十一条第三項及び第百八十八條並びに別紙様式第三十四号及び別紙様式第三十五号の改正規定は、昭和四十二年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第四号の一、別紙様式第四号の二、別紙様式第四号の三、別紙様式第四号の四、別紙様式第五号、別紙様式第十号、別紙様式第二十二号の一、別紙様式第二十二号の二、別紙様式第二十八号、別紙様式第三十三号の二十三及び別紙様式第三十三号の二十六による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

3 前二項に定めるもののほか、この省令の施行に伴い必要な経過措置については、別に大蔵大臣が定める。

附 則（昭和四二年八月三一日大蔵省令第五六号）

1 この省令は、昭和四十二年九月一日から施行する。ただし、国家公務員共済組合法施行規則

（請求書等の様式に関する経過措置）

2 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「新規規則」という。）第百十三條の四及び第百十三條の五の規定は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十二号）附則第九条第二項に規定する公庫職員及び同法附則第十一条第一項に規定するその他の公庫等職員について、新規規則第百十三條の五の規定は、同法附則第十条第一項に規定する公団等職員について、新規規則第百十四條の規定は、同法附則第十条第一項の申出について、それぞれ準用する。（請求書等の様式に関する経過措置）

3 別紙様式第十号、別紙様式第二十六号、別紙様式第三十三号の四、別紙様式第三十三号の二十一、別紙様式第三十三号の二十八及び別紙様式第三十三号の二十九については、昭和三十七年三月三十一日までの間は、運営規則で別段の定めをすることができる。（その他の経過措置）

4 前二項に定めるもののほか、この省令の施行に伴う必要な経過措置については、別に大蔵大臣が定める。

附 則（昭和三十六年一月一日大蔵省令第七〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（退職一時金の選択の申出等）

附則に次の二項を加える改正規定中附則第十六項に係る部分は、同年十月一日から施行する。

2 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「新規規則」という。）第百十六條の二の規定は、昭和四十二年四月一日から適用する。

3 昭和四十二年九月一日前に交付された組合員証又は船員組合員証は、新規規則附則第十五項及び新規規則第十六項の規定にかかわらず、同日以降もなおその効力を有する。

4 昭和四十二年九月一日から同月三十日までの間に交付された組合員証又は船員組合員証は、新規規則第十六項の規定にかかわらず、同年十月一日以降もなおその効力を有する。

5 昭和四十二年十月一日前に行なわれた療養に係る費用の請求に係る診療報酬領収済明細書については、なお従前の例によることができる。

附則（昭和四十三年一月一九日大蔵省令第五十六号）
この省令は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

附則（昭和四十四年三月二七日大蔵省令第一〇号）
この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則（昭和四十四年九月一日大蔵省令第四十八号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令の施行の際現に交付されている改正前の別紙様式第十一号による組合員証又は別紙様式第三十九号による船員組合員証は、改正後の別紙様式第十一号又は別紙様式第三十九号の様式によるものとみなす。

3 昭和四十四年九月一日前に行なわれた療養についてその費用を請求するときは、改正前の別紙様式第二十二号の一及び別紙様式第二十二号の二による診療報酬領収済明細書を使用することができる。

4 この省令の施行の際現に存する改正前の別紙様式第十一号による組合員証、別紙様式第二十二号の一及び別紙様式第二十二号の二による診療報酬領収済明細書並びに別紙様式第三十九号による船員組合員証の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（昭和四十四年一〇月一日大蔵省令第五十三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十五年三月三一日大蔵省令第一一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第百十四條の四、第百十四條の六第一項、第百十四條の十五第一項、第百十四條の二十第一項、第百十四條の二十一、第百十四條の二十二第一項及び第三項、第百十四條の二十三第一項並びに別紙様式第三十三号の七及び別紙様式第三十三号の八の改正規定は、昭和四十五年四月一日から施行する。

1 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「新規規則」という。）第九十八條の二の改正規定は、昭和四十四年十二月十六日から、新規規則第百十六條の二の規定は、同年四月一日から、それぞれ適用する。

2 この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第十号及び別紙様式第三十三号の二十三による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

3 前三項に定めるもののほか、この省令の施行に伴い必要な経過措置については、別に大蔵大臣が定める。

附則（昭和四十五年九月三〇日大蔵省令第六十七号）
この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

1 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十六條の二の規定は、昭和四十五年四月一日から適用する。

2 この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第三十三号の十七による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（昭和四十六年三月三〇日大蔵省令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十條第一項、第六十一條第一項及び第三項、第百十八條及び第百十八條の二並びに別紙様式第七号の五、別紙様式第七号の十一、別紙様式第三十四号及び別紙様式第三十五号の改正規定は、昭和四十六年四月一日から施行する。

1 この省令の別紙様式第三号の一、別紙様式第三号の二、別紙様式第三号の三、別紙様式第三十四号及び別紙様式第三十五号による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

2 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十六條の二の規定は、昭和四十六年四月一日から適用する。

附則（昭和四十六年三月三〇日大蔵省令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十六年一〇月三〇日大蔵省令第七十五号）
この省令は、昭和四十六年十一月一日から施行する。

1 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十六條の二の規定は、昭和四十六年四月一日から適用する。

2 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十六條の二の規定は、昭和四十六年四月一日から適用する。

附則（昭和四十七年五月二五日大蔵省令第四十八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十七年九月三〇日大蔵省令第七二号）
この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

1 この省令による改正後の第百十六條の二の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

2 この省令の施行の日前に発行された監査証票については、なお従前の例による。

附則（昭和四十八年七月二四日大蔵省令第四一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正後の第百十三條の六第二項及び第三項、第百十三條の七第一項、第百十三條の十五第一項並びに第百十四條の三十三の規定は、この省令の施行の日の前日において現に昭和四十二年四月一日における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十二号）第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四條の二第一項に規定する公庫等職員として在職する者についても、この省令の施行の日以後、適用する。

3 この省令による改正後の第百十六條の二の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

4 この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第三十三号の四の四及び別紙様式第三十三号の四の六による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（昭和四十八年一〇月一日大蔵省令第四十六号）
この省令は、公布の日から施行する。

一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十二号。次項において「昭和四十八年改正法」という。）附則第四條第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三條の規定による遺族一時金を請求しようとする場合には、改正前の第百十四條の十九の規定の例によるものとする。

3 昭和四十八年十月三十一日以前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法（以下この項において「法」という。）の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下「退職年金等」という。）を受ける権利を有する者で昭和四十八年改正法附則第三條第一項の規定の適用を受けるものが、同一の給付事由につき一時恩給若しくは一時金たる長期給付（以下「一時恩給等」という。）の支給を受けた者又はその遺族である場合は、当該年金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一 退職年金等が昭和四十八年十一月一日に給付事由が生じたものとして法又は施行法の規定（法第七十六條第二項ただし書、第八十八條第二項及び第三項第二号（法第七十六條第三項に係る部分を除く。）並びに別表第三の規定並びに施行法第十三條第二項、第三十二條の三第一項及び第四十五條の三第二項（同法のこれらの規定中同法第十二條に係る部分を除く。）の規定に係る部分に限る。）を適用したと見たならば支給されるべきこととなる額

二 昭和四十八年十月三十一日における退職年金等の額（その額が昭和四十二年四月一日における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）第五條の五第二項及び第五條の五第四項の規定に基づく額であるときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額とする。以下この号において同じ。）の算定に際し一時恩給等に係る分として控除することとされている額（その額が、法第七十六條第三項第一号若しくは施行法第十二條第二号の規定による計算方法により計算した額又はその百分

の五十に相当する額であるときは、その計算した額又はその百分の五十に相当する額に前号に掲げる額を退職年金等の額とその額の算定に際し一時恩給等に係る分として控除することとされている額との合算額で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額

4 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第二十七条の七の規定により沖繩の共済法（施行法第五十一条の四第二号に規定する沖繩の共済法をいう。以下同じ。）の規定にしたがって計算された退職年金若しくは遺族年金の決定を請求する手続又は沖繩の共済法の規定にしたがって計算された退職年金、減額退職年金、障害年金若しくは遺族年金の額の改定を請求する手続は、なお沖繩の共済法の例による。

5 この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第三十三号の十七による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（昭和四十八年一〇月二二日大蔵省令第五二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第百五条の次に一条を加える改正規定及び第百二十六条の改正規定は、昭和四十八年十月一日から適用する。

2 この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十一号及び第三十四号による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

3 この省令の公布の前日に交付された組合員証、遠隔地被扶養者証及び船員被扶養者証は、この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則別紙様式第十一号、別紙様式第十五号及び別紙様式第四十号の規定にかかわらず、当分の間、なおその効力を有する。

附 則（昭和四十八年一二月一二日大蔵省令第六四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別紙様式第十一号、別紙様式第三十三号の十四、別紙様式第三十三号の三十の二、別紙様式第三十四号、別紙様式第三十五号、別紙様式第三十九号及び別紙様式第四十四号の三の改正規定は、昭和四十八年十二月一日から適用する。

2 この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第三十三号の四、別紙様式第

三十三号の十、別紙様式第三十三号の十四、別紙様式第三十三号の二十三、別紙様式第三十三号の三十の二、別紙様式第三十四号、別紙様式第三十五号及び別紙様式第四十四号の三による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

3 この省令の施行の前日に交付された組合員証及び船員組合員証は、この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則別紙様式第十一号及び別紙様式第三十九号の規定にかかわらず、当分の間、なおその効力を有する。

附 則（昭和四十八年一二月二七日大蔵省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年六月二五日大蔵省令第三九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の第百十六條の二の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

3 この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第一号の五、別紙様式第十一号、別紙様式第三十五号、別紙様式第三十四号及び別紙様式第三十五号による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（昭和四十九年八月三一日大蔵省令第四九号）

1 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

2 この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第四十四号の一及び別紙様式第四十四号の二から別紙様式第四十四号の四までによる用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（昭和五〇年九月二九日大蔵省令第三五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の第百十六條の二の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

附 則（昭和五〇年一二月二〇日大蔵省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年七月一九日大蔵省令第二〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第百十四條の十五第二項並びに第百十四條の十六第一項及び第二項並びに別紙様式第三十三号の十五及び別紙様式第四十四号の一の二の

改正規定は、昭和五十一年八月一日から施行する。

2 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「新規則」という。）第百十六條の二の規定は、昭和五十一年四月一日から、新規則第百十四條の八、第百十四條の九第一項、第百十四條の十二第二項、第百十四條の十六第三項及び第百三十條の二第二項並びに別紙様式第二十五号、別紙様式第二十八号から別紙様式第三十号まで、別紙様式第三十二号、別紙様式第三十三号まで、別紙様式第三十三号の十七及び別紙様式第三十三号の十八の規定は、同年七月一日から、それぞれ適用する。

3 この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十五号、別紙様式第二十八号から別紙様式第三十三号まで、別紙様式第三十二号、別紙様式第三十三号、別紙様式第三十三号の十五、別紙様式第三十三号の十七、別紙様式第三十三号の十八及び別紙様式第四十四号の一の二による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（昭和五一年一二月二九日大蔵省令第三三三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第九十六條の二第二項、第九十八條の二、第九十八條の三、第百十四條の十一第二項及び第三項、第百十四條の十三第二項、第百十四條の十四第二項、第百十四條の十五第二項から第五項まで、第百十四條の十六の二、第百十四條の十八第二項、第百十四條の十八の二から第百十四條の十九の二まで、第百十四條の二十第二項、第百十四條の二十四第四項、第百十四條の二十六第二項から第五項まで、第百十四條の二十八第二項及び第三項、第百十四條の三十二、第百二十六條並びに附則第二十一項並びに別紙様式第三十三号の三の二、別紙様式第三十三号の三の三、別紙様式第三十三号の十七から別紙様式第三十三号の十八まで、別紙様式第三十三号の二十一、別紙様式第三十三号の二十二、別紙様式第三十三号の二十三、別紙様式第三十三号の三十の二、別紙様式第三十三号の三十の三、別紙様式第三十三号の三十の五、別紙様式第三十三号の三十一及び別紙様式第四十四号の三から別紙様式第四十四号の四の二までの規定は、昭和五十一年十月一日から適用する。

3 この省令施行の際現に交付されている改正前の別紙様式第十一号による組合員証、別紙様式

第十五号による遠隔地被扶養者証、別紙様式第三十九号による継続療養証明書又は別紙様式第三十九号による船員組合員証は、改正後の別紙様式第十一号、別紙様式第十五号、別紙様式第三十九号又は別紙様式第三十九号の様式によるものとみなす。

4 この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第十一号、別紙様式第十五号、別紙様式第十九号、別紙様式第二十二号の一から別紙様式第二十二号の三まで、別紙様式第三十三号の十四、別紙様式第三十三号の十七、別紙様式第三十三号の十七の三、別紙様式第三十三号の十八、別紙様式第三十三号の二十一、別紙様式第三十三号の二十二、別紙様式第三十三号の三十の二、別紙様式第三十三号の三十の三、別紙様式第三十三号の三十一、別紙様式第三十四号、別紙様式第三十五号、別紙様式第三十九号、別紙様式第四十四号の三及び別紙様式第四十四号の四の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（昭和五二年八月二〇日大蔵省令第三六号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の第百十四條の八、第百十四條の九第一項、第百十四條の十二第二項、第百十四條の十六第三項及び第百十六條の二の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

3 この省令の施行の際現に提出されている国家公務員共済組合法施行令第四十六條第一項の書面は、この省令による改正後の別紙様式第三十三号の四の八の様式によるものとみなす。

附 則（昭和五三年九月八日大蔵省令第三五三三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の第百十四條の八、第百十四條の九第一項、第百十四條の十二第二項、第百十四條の十六第二項及び第三項並びに第百十六條の二の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和五五年三月一一日大蔵省令第八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 この省令による改正後の第百十四條の八、第百十四條の九第一項、第百十四條の十二第

二項及び第百十四條の十六第三項の規定 昭和五十四年四月一日

二 この省令による改正後の第八十七條の二第三項及び第四項、第八十九條、第九十三條第一項、第百十四條の二、第百十四條の十、第百十四條の十五第一項、第百十四條の十九の二、第百十四條の十九の三並びに第百二十八條の二の規定 昭和五十五年一月一日

附 則 (昭和五十五年七月三日大蔵省令第三二號)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十六條の二の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十五年九月二九日大蔵省令第三八號)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十四條の九第二項及び第百十四條の十一第三項の規定は、昭和五十五年七月一日から適用する。

2 この省令施行の際現に交付されている改正前の別紙様式第三十三號の二十三による年金証書、別紙様式第三十三號の二十三の二による通算退職年金証書又は別紙様式第三十三號の二十三の三による通算遺族年金証書は、改正後の別紙様式第三十三號の二十三、別紙様式第三十三號の二十三の二又は別紙様式第三十三號の二十三の三の様式によるものとみなす。

附 則 (昭和五十六年三月二〇日大蔵省令第三三號)

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十六年三月二八日大蔵省令第四四號)

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十六年三月一日から適用する。

2 この省令施行の際現に交付されているこの省令による改正前の別紙様式第十一號による組合員証、別紙様式第十五號による遠隔地被扶養者証、別紙様式第三十九號による船員組合員証又は別紙様式第四十號による船員被扶養者証は、この省令による改正後の別紙様式第十一號、別紙様式第十五號、別紙様式第三十九號又は別紙様式第四十號の様式によるものとみなす。

附 則 (昭和五十六年六月二〇日大蔵省令第三五號)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第八十一條の次に一條を加える改正規定並

びに第八十二條、第八十四條第二項及び別表第一號表の九の改正規定は、昭和五十七年三月三十一日から施行する。

2 この省令による改正後の第百十六條の二の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

3 この省令による改正前の第八十二條の規定に基づき積み立てられた貸付経理における不足金補てん積立金は、この省令による改正後の第八十一條の二の規定により積み立てられた貸付資金積立金とみなす。

附 則 (昭和五十六年七月二三日大蔵省令第四一號)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の第百十四條の十五の規定は、昭和五十六年五月三十日以後に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十七年六月二日大蔵省令第三三三號)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十六條の二の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十七年九月二五日大蔵省令第五一號)

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十八年二月一日大蔵省令第一一號)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令施行の際現に交付されているこの省令による改正前の別紙様式第十一號による組合員証、別紙様式第十五號による遠隔地被扶養者証、別紙様式第三十九號による船員組合員証又は別紙様式第四十號による船員被扶養者証は、この省令による改正後の別紙様式第十一號、別紙様式第十五號、別紙様式第三十九號又は別紙様式第四十號の様式によるものとみなす。

附 則 (昭和五十九年三月一七日大蔵省令第三三號)

1 (施行期日) この省令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施

行の日(昭和五十九年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

2 (専売共済組合経理規程等の廃止) 次に掲げる省令は、廃止する。

一 専売共済組合経理規程(昭和三十一年大蔵省令第二十六號)

二 国家公務員共済組合連合会補助金交付規則(昭和三十一年大蔵省令第八十六號)

三 専売共済組合が支給する高額療養費に關し診療科目を異にする診療について別個の保険医療機関とみなされる保険医療機関を定める省令(昭和四十八年大蔵省令第四十九號)

四 専売共済組合が支給する遺族年金等の加算の特例の調整に關する省令(昭和五十一年大蔵省令第二十三號)

(公共企業体の組合に係る経過措置等)

3 廃止前の専売共済組合経理規程(昭和三十一年大蔵省令第二十六號)、廃止前の国鉄共済組合経理規則(昭和三十一年運輸省令第四十八號)及び廃止前の日本電信電話公社共済組合経理規程(昭和三十一年郵政省令第三三號)の規定に基づいてなされた取引金融機関の指定、取引その他の行為又は手続は、その行為又は手続のなされた日において、この省令の相當する規定に基づいてなされたものとみなす。

4 国家公務員等共済組合法(以下「法」という。)附則第十四條の三第二項に規定する国鉄共済組合について第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法施行規則(以下「新規規則」という。)を適用する場合においては、當分の間、新規規則第三條中「次の各号」とあるのは「次の各号(第三號を除く。)」と、新規規則第十條第一項第五号中「不動産は」とあるのは「不動産(日本国有鐵道の所有地内にある建物で、これに關し紛争を生ずるおそれのないものを除く。)」と読み替えるものとする。

5 新規規則第二條に規定する公共企業体等の組合の保有する長期経理の資産について新規規則第十三條の二の規定を適用する場合においては、當分の間、同条第三項中「理由」とあるのは「理由又は大蔵大臣が相当と認めた理由」と読み替えるものとする。

6 (減価償却等に関する経過措置) 新規規則第六十八條の規定は、施行日以後に取得した有形固定資産の減価償却について適用し、施行日前に取得した有形固定資産の減価償却については、なお従前の例による。

7 新規規則第八十一條の規定は、施行日以後に取得した固定資産に係る積立について適用し、施行日前に取得した固定資産に係る積立については、なお従前の例による。

(一時金の支給を受けた移行組合員に關する届出の特例等)

8 法又は旧公企体共済法(国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第百二十九號。以下「施行法」という。))第五十一條の十一第一号に規定する旧公企体共済法をいう。次項及び第十一項において同じ。

の規定による一時金である長期給付の支給を受けた移行組合員(施行法第五十一條の十一第三号に規定する移行組合員をい、施行法第五十一條の十六に規定する者を含む。次項において同じ。)は、施行日から六十日を経過する日以前に、新規規則第八十七條の二第一項本文及び第六項の規定の例により、前歴報告書を提出しなければならぬ。ただし、その者が當該一時金を支給した新規規則第二條に規定する組合(當該一時金が法の規定による一時金である場合にあつては、同条に規定する連合会を組織する組合)の組合員であるとき、又はその者が當該一時金について施行法第五十一條の十二第二項第三号の申出をした者であるときは、この限りでない。

9 施行日の前日において法若しくは施行法又は旧公企体共済法の規定による年金を受ける権利を有していた移行組合員(同日において當該年金を支給すべき新規規則第二條に規定する組合(當該年金が法又は施行法の規定による年金である場合にあつては、同条に規定する連合会を組織する組合)の組合員である者及び施行法第五十一條の十三第一項の申出をした者を除く。)は、施行日から六十日を経過する日以前に、新規規則第百十四條の三十の規定の例により、再就職届を提出しなければならない。この場合においては、新規規則第百十四條の二十四の二第二項の規定を準用する。

10 (郵政省共済組合の連合会加入に伴う経過措置等) 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令(昭和五十九年政令第三十五號)附則第三條第一項に規定する郵政省共済組合について新規規則を適用する場合にお

いては、当分の間、新規則第六条第一項第二号中「長期給付及びこれらに準ずる給付」とあるのは「連合会により委任された長期給付に関する業務」と読み替えるものとする。

11 新規則第八十九条、第九十五条第二項及び第百条第二項の規定の適用については、第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行規則別紙様式第十一号、第十五号若しくは第十九号による組合員証、遠隔地被扶養者証若しくは継続療養証明書（以下この項において「組合員証等」という。）又は旧公企体共済法第六条第一項の運営規則により定められた様式による組合員証等、この省令の施行の際現に交付されているものは、当分の間、新規則別紙様式第十一号、第十五号若しくは第十九号による組合員証等とみなす。

12 第三項から前項までに定めるもののほか、この省令の施行に伴う必要な経過措置については、別に大蔵大臣が定める。

附則（昭和五十九年三月三〇日大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・自治省令第一号）抄

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年九月二一日大蔵省令第三十六号）

この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附則（昭和五十九年九月二九日大蔵省令第四二二号）

1 この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

2 この省令施行の際現に交付されているこの省令による改正前の別紙様式第十一号による組合員証、別紙様式第十五号による遠隔地被扶養者証、別紙様式第三十九号による継続療養証明書、別紙様式第三十九号による船員組合員証又は別紙様式第四十号による船員被扶養者証は、この省令による改正後の別紙様式第十一号、別紙様式第十五号、別紙様式第十九号、別紙様式第三十九号又は別紙様式第四十号の様式によるものとみなす。

附則（昭和五十九年一二月三三日大蔵省令第四五五号）

この省令は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、別紙様式第三十四号（二）及

び（三）並びに別紙様式第三十五号（四）の改正規定は公布の日から、目次及び第八十五条の改正規定並びに第四百三十一号の次に一条を加える改正規定は同年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年三月五日大蔵省令第七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

（国家公務員等共済組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 専売共済組合（第十一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行規則附則第三十八項に規定する専売共済組合をいう。）が、この省令の施行の際、現に交付している、同条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行規則別紙様式第十一号、第十五号、第十九号又は第三十三号の二十三による組合員証、遠隔地被扶養者証、継続療養証明書又は年金証書は、日本たばこ産業共済組合（国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）第九十九条第三項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。）によつて交付されたものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、国家公務員等共済組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置については、別に大蔵大臣が定める。

附則（昭和六〇年三月三〇日大蔵省令第一一〇号）

1 この省令は公布の日から施行する。ただし、目次、第二十七条の二各号列記以外の部分、第百六条の二、第六章の三の章名、第百六条の三第一項第四号及び附則第三十八項の改正規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 日本電信電話公社共済組合（この省令による改正前の国家公務員等共済組合法施行規則附則第三十八項に規定する日本電信電話公社共済組合をいう。）が、この省令の施行の際、現に交付している、この省令による改正前の国家公務員等共済組合法施行規則別紙様式第十一号、第十五号、第十九号、第二十一号の二又は第三十三号の二十三による組合員証、遠隔地被扶養者証、継続療養証明書、特定疾病療養受療証又は年金証書は、日本電信電話公社共済組合（国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十九条第三項に規定する日本電信電話公社共済組合をいう。）によつて交付されたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この省令の施行に伴う経過措置については、別に大蔵大臣が定める。

附則（昭和六〇年一二月二一日大蔵省令第六〇号）抄

1 この省令は公布の日から施行する。ただし、「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附則（昭和六一年三月三一日大蔵省令第八号）

1 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 この省令による改正前の国家公務員等共済組合法施行規則第百十四条の二十八第五項及び第六項の規定は、昭和六十三年七月までの分として支給される退職年金又は減額退職年金に係る書類の提出及び支払の差止めについては、なおその効力を有する。

3 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五十五号）附則第六十二条第二項に規定する申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出するものとする。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
二 受給している年金の年金証書の記号番号
三 一時金の額及び種類、一時金を受けた年月日並びに一時金の返還方法
四 その他必要な事項

4 この省令による改正後の規定は、昭和六十年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、次項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

5 昭和六十一年四月一日前に給付事由が生じた給付については、この省令による改正前の国家公務員等共済組合法施行規則第百十四条の二十八第一項、第二項及び第四項（同条第二項に係る部分に限る。）並びに第百十四条の二十九の規定を適用せず、同日以後に給付事由が生じた給付とみなして、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第一号）による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第百十四条の四十の二、第百十四条の四十の三及び第百十四条の四十の二の規定を適用する。この場合において、同令第百十四条の四十の二第一項中「法第七十三条第四項」とあるのは「昭

和六十年改正法附則第十條第一項の規定により適用することとされた法第七十三条第四項」と、「年金である給付を支給する月」とあるのは「昭和六十年改正法附則第三條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正法の施行の日前に給付事由が生じた年金である給付を支給する月」と、「同条第四項ただし書」とあるのは「昭和六十年改正法附則第十條第一項の規定により適用することとされた法第七十三条第四項ただし書」と読み替えるものとする。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、この省令の施行に伴う経過措置については、別に大蔵大臣が定める。

附則（昭和六一年四月三〇日大蔵省令第一九号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の国家公務員等共済組合法施行規則第十三条の二第一項第三号に掲げる資産の価額は、当分の間、同号の規定にかかわらず長期経理の資産の総額に大蔵大臣の承認を受けた割合を乗じて得た額以下とすることができ。

附則（昭和六二年三月二七日大蔵省令第二二二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（国家公務員等共済組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 国鉄共済組合（第十四条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行規則附則第十六項に規定する国鉄共済組合をいう。）が、この省令の施行の際、現に交付している、同条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行規則第百十四条の三十九第一項に規定する年金証書並びに別紙様式第十一号、第十五号、第十九号、第二十一号の二及び第三十九号による組合員証、遠隔地被扶養者証、継続療養証明書、特定疾病療養受療証及び船員組合員証は、日本鉄道共済組合（国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八條第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。）によつて交付されたものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、国家公務員等共済組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置については、別に大蔵大臣が定める。

附 則（昭和六十二年六月二七日大蔵省令第三四号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六十二年一〇月一日大蔵省令第五二号）
この省令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年一二月一五日大蔵省令第四六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年四月六日大蔵省令第四三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年一二月二七日大蔵省令第七七号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第一号並びに別紙様式第一号第一号の五、別紙様式第九号、別紙様式第十六号の二から別紙様式第十六号の四まで、別紙様式第三十四号及び別紙様式第三十五号並びに別表第一号表の改正規定は、平成二年一月一日から施行する。

2 この省令による改正後の国家公務員等共済組合法施行規則第二十項の規定は、平成元年十二月一日から適用する。

3 この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第一号第一号の五、別紙様式第九号、別紙様式第十六号の二から第十六号の四まで、別紙様式第三十四号及び別紙様式第三十五号による用紙は、当分の間、これを取り継ぎ使用することができる。

附 則（平成二年三月二八日大蔵省令第七号）
この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年三月二五日大蔵省令第九号）
この省令は、平成三年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第四号第四号の二、第四号の三、第四号の九及び第四号の十並びに別紙様式第七号第七号の二、第七号の四、第七号の七及び第七号の十五の用紙は、当分の間、これを取り継ぎ使用することができる。

附 則（平成五年七月一五日大蔵省令第七二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第十号、別紙様式第十二号から別紙様式第十四号まで、別紙様式第十六号から別紙様式第十八号まで、別紙様式第二十号、別紙様式第二十一号、別紙様式第二十三号から別紙様式第二十五号まで、別紙様式第二十八号から別紙様式第三十三号まで、別紙様式第三十四号、別紙様式第三十五号、別紙様式第三十八号及び別紙様式第四十一号から別紙様式第四十四号までの用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成六年八月三一日大蔵省令第八二号）
この省令は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日（平成六年九月一日）から施行する。

附 則（平成六年九月三〇日大蔵省令第一〇一号）
（施行期日等）

第一条 この省令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第百十五号の二を削り、第百十五号の三を第百十五号の二とする改正規定及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の国家公務員等共済組合法施行規則第百十四号の三十三第二項の規定は、平成六年四月一日から適用する。

（申請等に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた看護又は移送に係る申請については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に行われた看護又は移送に係る療養費の請求については、なお従前の例による。

2 施行日前に入院していた組合員又は組合員であつた者であつて、被扶養者がいない者に係る施行日前までの傷病手当金及び出産手当金の請求については、なお従前の例による。

3 出産の日が施行日前である組合員又は組合員であつた者に係る出産費、配偶者出産費及び育児手当金の支給の請求については、なお従前の例による。

第四条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十六号）附則第四十七条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による付添看護に係る申請及び療養費の請求については、なお従前の例による。

（掛金の調整に関する経過措置）
第五条 国家公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成六年政令第二百号。以下「改正令」という。）附則第四項に規定する財務省令で定める場合は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十六条第二項の規定により、同条第一項の規定を適用しないものとした者が、同項の規定に該当することとなった場合以外の場合とする。

2 改正令附則第四項の規定により、改正令による改正前の国家公務員等共済組合法施行令（以下「旧施行令」という。）第十二条の三第一項又は第二項の規定の例により掛金を徴収し、又は還付する場合において、それぞれ掛金を徴収し、又は還付することができることとなつた日の属する月の翌月から三年以内に、これを納付させ又は還付しなければならない。

3 前項の規定により掛金を徴収し、又は還付する場合の利息は、旧施行令第十二条の三第一項又は第二項に規定する組合員が負担した各年度ごとの掛金額に、それぞれこれに対する翌年度の四月一日から改正令附則第三項に規定する適用日の属する月の前月の末日までの期間について付するものとする。

4 前項に規定する利息は、複利計算によるものとする。

（様式の特例）

第六条 施行日において現に交付されているこの省令による改正前の別紙様式第十一号による組合員証、別紙様式第十五号による遠隔地被扶養者証、別紙様式第十九号による継続療養証明書、別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受療証、別紙様式第三十七号による検査証票、別紙様式第三十九号による船員組合員証及び別紙様式第四十号による船員組合員被扶養者証は、この省令による改正後の別紙様式第十一号、別紙様式第十五号、別紙様式第十九号、別紙様式第二十一号の二、別紙様式第三十七号、別紙様式第三十九号及び別紙様式第四十号の様式によるものとみなす。

（老人保健法の一部改正に伴う国家公務員共済組合の業務等の特例）

第七条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十六号）附則第二十五条第一項の規定の適用がある場合における国家公務員共済組合法施行規則第六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第五十二条第一項」

とあるのは、「第五十三条第一項及び同法附則第三条第一項」とする。

附 則（平成六年一二月一六日大蔵省令第一〇九号）
この省令は、平成六年十二月一日から施行する。

1 国家公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十一年大蔵省令第八号）による改正前の国家公務員等共済組合法施行規則第百九条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「二百分の一」とあるのは、「二百六十四分の一」と読み替えるものとする。

3 改正後の国家公務員等共済組合法施行規則第百九条の二及び前項の規定は、平成六年十二月一日以後に給付事由が生じた国家公務員等共済組合法による傷病手当金について適用し、同日前に給付事由が生じた同法による傷病手当金については、なお従前の例による。

附 則（平成七年三月二九日大蔵省令第一七号）
この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年三月三一日大蔵省令第二七号）
この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年六月二九日大蔵省令第四四号）
この省令は、平成七年七月一日から施行する。

附 則（平成七年七月三一日大蔵省令第五四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二九日大蔵省令第一六号）
この省令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第八十七条の二、第八十七条の三、第百十四号の四十二第二項、第百十四号の四十三第一項及び第百十四号の四十五の改正規定並びに次項の規定は、平成八年六月一日から施行する。

2 平成八年五月三十一日において長期組合員であつて、平成八年六月一日において引き続き長期組合員であるものは、その氏名、生年月日及び住所を記載した書類を、速やかに、国家公務員等共済組合（国家公務員等共済組合法施行規

則第二条に規定する連合会を組織する組合にあつては、当該連合会を組織する組合が確認を行つた後、国家公務員等共済組合連合会に提出しなければならない。

3 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第九号、別紙様式第三十三号の二及び別紙様式第四十五号から別紙様式第四十七号までの用紙は、当分の間、使用することができ。

4 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十九号から別紙様式第三十一号の三までの用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができ。

附 則（平成八年六月二八日大蔵省令第三十七号）

この省令は、平成八年七月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二八日大蔵省令第二〇号） 抄

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第六条第一項第二号の規定の適用については、当分の間、「及び国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二条による廃止前の被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成元年法律第八十七号）第七条第二項に規定する調整拠出金」とする。

3 この省令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行規則別紙様式第十六号の二から別紙様式第十六号の四まで、別紙様式第二十八号、別紙様式第三十一号、別紙様式第三十三号の三、別紙様式第三十六号、別紙様式第三十七号及び別紙様式第四十五号から別紙様式第四十七号まで並びに別表第一号表の二の用紙並びに第六条の規定による改正前の旧令共済組合年金等交付金交付規則別紙第一号様式から別紙第六号様式までの用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成九年八月二八日大蔵省令第六十七号）

1 この省令は、平成九年九月一日から施行する。

2 この省令による改正前の別紙様式第十一号による組合員証、別紙様式第十五号による遠隔地被扶養者証、別紙様式第十九号による継続療養証明書、別紙様式第二十二号の一から別紙様式第二十二号の三までの診療報酬領収済明細書、別紙様式第三十九号による船員組合員証及び別紙様式第四十号による船員被扶養者証は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第十一号、別紙様式第十五号、別紙様式第十九号、別紙様式第二十二号の一から別紙様式第二十二号の三までの、別紙様式第三十九号及び別紙様式第四十号の様式によるものとみなす。

附 則（平成一〇年三月三十一日大蔵省令第四二号）

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に医療法の一部を改正する法律（平成九年法律第二百二十五号）による改正前の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の規定による承認を受けている病院（国家公務員共済組合法第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関又は同法第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関であるものに限る。以下「旧総合病院」という。）において、この省令の施行の日前に行われた療養に係る同法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

3 旧総合病院については、改正前の国家公務員共済組合法施行規則第五十五条の四第十二項の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附 則（平成一二年三月三十一日大蔵省令第二十九号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年八月六日大蔵省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年二月二八日大蔵省令第六号）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の別紙様式第三十五号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る決算事業報告書について適用し、施行日前に開

始する事業年度に係る決算事業報告書については、なお従前の例による。

3 この省令による改正後の第六条及び別表第一号表の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る経理単位について適用する。

4 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十八号及び別紙様式第二十九号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができ。

附 則（平成一二年三月一七日大蔵省令第三十三号）

この省令は、平成十二年三月二十一日から施行する。

附 則（平成一二年三月三十一日大蔵省令第四四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国家公務員共済組合法施行規則第九十七条及び第九十四条の四十四の改正規定並びに第二条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令第十四条第一項の表第九十七条の項及び第九十四条の四十四第一項各号列記以外の部分の項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第六十二条、第八十五条第二項及び第九十二条第三項並びに第二条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令第十二条第二項の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度に係るこれらの規定に規定する書類から適用する。

附 則（平成一二年三月三十一日大蔵省令第四五号）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の第八十五条の二、第八十六条及び附則第七項の規定は、この省令の施行の日以後に貸し付けた貸付金の利率について適用し、同日前に貸し付けた貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年八月二一日大蔵省令第六九号）

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第九十一条第一項、第九十二条第一項（改正前国共済施行規則第七十八条中

「十二分の二」とあるのは「九分の二」と読み替える部分に限る。）及び第二項並びに第九十三条第一項の規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができ。

附 則（平成一二年二月四日大蔵省令第八五号） 抄

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一二年二月二八日大蔵省令第九三三三） 抄

1 この省令は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は公布の日から施行する。

2 この省令による改正前の別紙様式第十一号による組合員証、別紙様式第十五号による遠隔地被扶養者証、別紙様式第十九号による継続療養証明書、別紙様式第三十九号による船員組合員証及び別紙様式第四十号による船員被扶養者証は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第十一号、別紙様式第十五号、別紙様式第十九号、別紙様式第三十九号及び別紙様式第四十号の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十一号及び別紙様式第三十一号の二から別紙様式第三十一号の四までの用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一三年三月二三日財務省令第一七号） 抄

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十二年政令第五百四十三号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令第八八条（同令第十条において準用する場合を含む。）の規定により運用している有価証券のうち、この省令による改正後の第十二条第三項各号（この省令による改正後の第八十五条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当しないものに限り、当該各号に掲げる有価証券とみなす。この場合においては、この省令による

改正後の第十三条の二第二項第二号中「公社債投資信託」とあるのは、「公社債投資信託及び国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年財務省令第十七号）附則第二項の規定により第十二条第三項各号に掲げる有価証券とみなされたもの」とし、この省令による改正前の第六十七条第二項の規定は、なおその効力を有する。

3 この省令による改正後の第二十四条第二項（この省令による改正後の第八十五条第二項において準用する場合を含む。）及び別紙様式第七号第七号の十の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る予算総則及び固定資産明細表について適用し、施行日前に開始する事業年度に係る予算総則及び固定資産明細表については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年三月三〇日財務省令第二四号） 抄

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の第百十四条の三十九の規定は、この省令の施行の日以後に交付する年金証書については、同日前に交付された年金証書については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年三月二九日財務省令第一八号）

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則別表第一号表の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る経理単位について適用する。

3 この省令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の別紙様式第三十一号の二、別紙様式第三十一号の三、別紙様式第三十三号の三及び別紙様式第三十七号の用紙並びに第二条の規定による改正前の別紙様式第一号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができ

附 則（平成一四年九月三〇日財務省令第五二号）

1 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

2 この省令による改正前の別紙様式第十一号による組合員証、別紙様式第十五号による遠隔地被扶養者証、別紙様式第十七号の三による標準負担額減額認定証、別紙様式第十九号による継

続療養証明書、別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受領証、別紙様式第三十九号による船員組合員証及び別紙様式第四十号による船員被扶養者証は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第十一号、別紙様式第十五号、別紙様式第十七号の三、別紙様式第十九号、別紙様式第二十一号の二、別紙様式第三十九号及び別紙様式第四十号の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第十二号、別紙様式第十六号、別紙様式第十七号の二、別紙様式第二十一号、別紙様式第二十四号、別紙様式第二十五号、別紙様式第三十号、別紙様式第三十四号及び別紙様式第三十五号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができ

附 則（平成一五年一月三一日財務省令第一号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年二月二八日財務省令第六号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第八十五条の二後段の改正規定、第八十六条の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、附則第七項の改正規定、附則第八項の改正規定並びに附則第九項の改正規定は、公布の日から施行する。

（従前の特別掛金）
第二条 平成十五年四月前の期末手当等（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）第二条による改正前の国家公務員共済組合法第百一条の二第二項に規定する期末手当等をいう。）に係る特別掛金（同項に規定する特別掛金をいう。）については、なお従前の例による。

（事業報告書及び決算事業報告書に関する経過措置）
第三条 この省令による改正後の別紙様式第三十四号による事業報告書及び別紙様式第三十五号による決算事業報告書の様式は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書及び決算事業報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る事業報告書及び決算事業報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年三月三一日財務省令第二五号）

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この省令による改正前の別紙様式第十一号による組合員証、別紙様式第十五号による遠隔地被扶養者証、別紙様式第三十九号による船員組合員証及び別紙様式第四十号による船員被扶養者証は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第十一号、別紙様式第十五号、別紙様式第三十九号及び別紙様式第四十号によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第十二号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができ

附 則（平成一五年五月一日財務省令第五六号）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年六月二三日財務省令第六一号）

1 この省令は、平成十五年六月十五日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第四十五号から第四十七号までの用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができ

附 則（平成一五年二月二五日財務省令第一一〇号）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日財務省令第二三三号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日財務省令第二四号） 抄

（施行期日）
1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

（様式の特例）
2 この省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則の様式は、当分の間、この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則の様式によるものとみなす。

附 則（平成一六年六月三〇日財務省令第四九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成一六年九月三〇日財務省令第六三三号）

（施行期日）
この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年二月二八日財務省令第八〇号）

（施行期日）
この省令は、平成十六年十二月三十日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一日財務省令第二五号） 抄

（施行期日）
1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（貸付金の利率に関する経過措置）
2 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第八十六条の規定は、この省令の施行の日以後に貸し付けた貸付金の利率について適用し、同日前に貸し付けた貸付金の利率については、なお従前の例による。

（様式の特例）
3 この省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則の様式は、当分の間、この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則の様式によるものとみなす。

附 則（平成一八年三月三一日財務省令第一五五号）

（施行期日）
1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（事業報告書及び決算事業報告書に関する経過措置）
2 この省令による改正後の別紙様式第三十四号による事業報告書及び別紙様式第三十五号による決算事業報告書の様式は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書及び決算事業報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る事業報告書及び決算事業報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年九月一五日財務省令第五六号）

（施行期日）
この省令は、平成十八年九月二十日から施行する。

附 則（平成一八年九月二八日財務省令第六〇号）

（施行期日）

号の二による特定疾病療養受療証、別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定証、別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証、別紙様式第二十二号の一による診療報酬収済明細書及び別紙様式第二十四号の二による特別療養証明書は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第十五号の三、別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の二の三、別紙様式第二十一号の三、別紙様式第二十二号の一及び別紙様式第二十四号の二の様式によるものとみなす。

第六条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第十五号の三、別紙様式第十七号の二、別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の二の三、別紙様式第二十一号の三、別紙様式第二十二号の一、別紙様式第二十四号の二、別紙様式第二十八号、別紙様式第二十九号及び別紙様式第四十四号の様式は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（老人保健法の一部改正に伴う国家公務員共済組合の業務等の特例）

第七条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第十三条の規定の適用がある場合における国家公務員共済組合法施行規則第六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「並びに」とあるのは、「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十三条第一項に規定する抛出金」とする。

附則（平成二〇年九月三〇日財務省令第六十一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年二月一日財務省令第七十六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年二月二二日財務省令第八十四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年一月五日）から施行する。

附則（平成二〇年二月二二日財務省令第八十五号）抄

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附則（平成二〇年二月二五日財務省令第八十七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、別紙様式第二十四号の一、別紙様式第三十四号及び別紙様式第三十五号の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条 この省令による改正前の別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証及び別紙様式第二十四号の二による特別療養証明書は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十一号の三及び別紙様式第二十四号の二の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第十七号の二、別紙様式第十七号の二の二、別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の三、別紙様式第二十一号の四及び別紙様式第二十四号の二の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成二二年一月二三日財務省令第三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月二二日財務省令第三号）抄

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年四月三〇日財務省令第三十五号）抄

この省令は、平成二十一年五月一日から施行する。

附則（平成二二年五月五日財務省令第三十六号）抄

この省令は、平成二十一年五月一日から施行する。

附則（平成二二年五月五日財務省令第三十七号）抄

この省令は、平成二十一年五月一日から施行する。

附則（平成二二年五月五日財務省令第三十八号）抄

この省令は、平成二十一年五月一日から施行する。

2 平成二十一年五月から九月までの間においては、国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号又は第五十七条第二項第一号の二の規定が適用される者及び国家公務員共済組合法施行令第十一号の三の四第一項第一号に規定する病院等に国家公務員共済組合法施行規則第五十五条の七の二第二項に規定する限度額適用認定証又は同規則第五十五条の九第二項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して国家公務員共済組合法施行令第十一号の三の四第七項に規定する特定疾患給付対象療養を受けた者につ

いては、この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第五十五条の五の二第一項の申出に基づく組合の認定を受けているものとみなす。

附則（平成二二年八月二〇日財務省令第五十九号）抄

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年七月二十四日から適用する。

附則（平成二二年二月二八日財務省令第七十四号）抄

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

1 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた求職者等給付の支給を受ける者に係るこの省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第四十四号及び第四十四号の四の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二二年二月二八日財務省令第七十六号）抄

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

1 この省令の施行の日前に開始された国家公務員共済組合法第六十八号の二第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金の支給の請求については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第三十一号の二及び別紙様式第三十一号の四の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成二二年三月三一日財務省令第二十四号）抄

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年四月三〇日財務省令第三十五号）抄

この省令は、平成二十二年七月十七日から施行する。

附則（平成二二年七月十七日財務省令第三十七号）抄

この省令は、平成二十二年七月十七日から施行する。

附則（平成二二年七月十七日財務省令第三十八号）抄

この省令は、平成二十二年七月十七日から施行する。

附則（平成二二年七月十七日財務省令第三十九号）抄

この省令は、平成二十二年七月十七日から施行する。

附則（平成二二年七月十七日財務省令第四十号）抄

この省令は、平成二十二年七月十七日から施行する。

3 組合は、この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則の規定にかかわらず、当分の間、この省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則（以下「平成二十二年改正前国共済施行規則」という。）別紙様式第十一号による組合員証、別紙様式第十五号による組

合員被扶養者証、別紙様式第三十九号による船員組合員証及び別紙様式第四十号による船員組合員被扶養者証（以下「平成二十二年改正前組合員証等」という。）を交付することができる。この場合において、平成二十二年改正前組合員証等については、平成二十二年改正前国共済施行規則の規定は、なおその効力を有する。

2 この省令の施行の際現に交付されている平成二十二年改正前組合員証等については、平成二十二年改正前国共済施行規則の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成二二年六月二九日財務省令第四十三号）抄

この省令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

附則（平成二三年三月一八日財務省令第四号）抄

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二三年三月二八日財務省令第七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年三月二九日財務省令第八号）抄

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二三年五月三一日財務省令第二十六号）抄

この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

附則（平成二三年九月八日財務省令第六二号）抄

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二四年一月三一日財務省令第二十一号）抄

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の規定（第百九条の二の規定を除く。）は、住居表示の変更若しくは転居又は死亡の日がこの省令の施行の日以後である場合について適用し、住居表示の変更若しくは転居又は死亡の日がこの省令の施行の前である場合については、なお従前の例による。

附則（平成二四年一月三一日財務省令第二十一号）抄

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年一月三一日財務省令第二十一号）抄

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年一月三一日財務省令第二十一号）抄

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この省令による改正前の別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定書及び別紙

様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成二十四年三月二十八日財務省令第一七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条 この省令による改正前の別紙様式第二十四号の二による特別療養証明書は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十四号の二の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十四号の二の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成二五年三月二七日財務省令第八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条 この省令による改正前の別紙様式第二十四号の二による特別療養証明書は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十四号の二の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十四号の二の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成二五年三月二九日財務省令第一三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二五年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

（退職等年金給付事業の準備行為）

第二条 国家公務員共済組合連合会は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

（平成二十四年法律第九十六号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）前においても、同法第五条による改正後の国家公務員共済組合法第七十四条に規定する退職等年金給付に係る事業の実施に必要な準備行為をすることができ。

（経理単位の特例）

第三条 国家公務員共済組合連合会は、前条に規定する準備行為を行う場合には、当該準備行為に関する取引を経理するための経理単位として退職等年金給付準備業務経理を設けるものとする。

2 国家公務員共済組合連合会の積立金等（国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第九条の二に規定する積立金等という。）の資金は、予算の定めるところにより、前項の規定により設けられた退職等年金給付準備業務経理に貸し付けるものとする。この場合において、当該貸付金に係る利率については、長期給付の事業に係る財政の安定に配慮しつつ、財政融資資金法（昭和二十六年法律第一百十号）第十条第一項の規定に基づき財政融資資金を貸し付ける場合の利率を参酌して財務大臣が定める利率とする。

第四条 国家公務員共済組合連合会の前条第一項に規定する退職等年金給付準備業務経理に係る資産及び負債は、第六号施行日において国家公務員共済組合連合会の業務経理に帰属するものとする。

2 国家公務員共済組合連合会の平成二十七年四月一日に開始する事業年度における前条第一項に規定する退職等年金給付準備業務経理については、国家公務員共済組合法施行規則第八十五条第二項の規定により準用する同規則第八十四条の規定は、適用しない。

附則（平成二六年三月二八日財務省令第一七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条 この省令による改正前の別紙様式第二十四号の二による特別療養証明書は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十四号の二の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十四号の二の用紙

は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成二六年九月二五日財務省令第七七号）

この省令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）の施行の日（平成二六年十月一日）から施行する。

附則（平成二六年二月二日財務省令第九八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（特定疾病給付対象療養の認定に関する経過措置）

第二条 平成二十七年一月から同年十二月までの間においては、国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号又は第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者及び国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する病院等による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「新規規則」という。）別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定証又は新規別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して同条第七項に規定する特定疾病給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた者については、新規規則第一百五十五条の五の二第一項の申出に基づく組合の認定を受けているものとみなす。

（出産費及び家族出産費に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の日前の出産に係る国家公務員共済組合法施行規則第六十六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

（様式の特例）

第四条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成二七年三月三十一日財務省令第一七号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月三十一日財務省令第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第百十八条及び第百十八条

の二の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（事業報告書及び決算事業報告書に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「新規規則」という。）第百十八条の規定は、平成二十七年四月以後の毎月末日現在の事業報告書の作成について適用し、同年三月末日現在の事業報告書の作成については、なお従前の例による。

2 新規規則第百十八条の二の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度の毎事業年度末日現在の決算事業報告書の作成について適用し、平成二十七年四月一日前に開始する事業年度の末日現在の決算事業報告書の作成については、なお従前の例による。

（経理単位に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際、この省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則（以下「旧規則」という。）第八十五条第二項の規定により読み替えて準用する第六条第一項第二号に規定する連合会（新規規則第二条に規定する連合会をいう。以下同じ。）の長期経理（以下「旧長期経理」という。）の資産及び負債は、新規規則第八十五条第二項の規定により読み替えて準用する第六条第一項第二号に規定する厚生年金保険経理又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号。以下「平成二十七年経過措置省令」という。）第二条第一項の規定により読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行規則第八十五条第二項の規定により読み替えて準用する平成二十七年経過措置省令第二条第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行規則第六条第一項第二号に規定する経過的長期経理に帰属するものとする。

2 平成二十七年四月一日に開始する事業年度における旧長期経理については、国家公務員共済組合法施行規則第八十五条第二項の規定により準用する同規則第八十四条の規定は、適用しない。この場合において、旧長期経理について損益計算上利益を生じたときはその額を平成二十

七年経過措置省令第二条第一項の規定により読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行規則第八十五条の六第一項に規定する国の組合の経過の長期給付積立金（以下「経過の長期給付積立金」という。）として、損益計算上損失を生じたときはその額を経過的長期給付積立金から減額して、それぞれ整理するものとする。

（厚生年金保険給付積立金の当初額）

第四条 旧規則第八十五条の二の四に規定する長期給付積立金のうち被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十七条第一項の規定により平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の二に規定する実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額に相当する部分は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において国家公務員共済組合法施行規則第八十五条の六第一項に規定する厚生年金保険給付積立金として整理されたものとみなす。

（経過の長期給付積立金の当初額）

第五条 旧規則第八十五条の二の四に規定する長期給付積立金のうち平成二十四年一元化法附則第四十九条の四の規定により国の組合の経過の長期給付積立金とみなされた額に相当するものは、施行日において経過の長期給付積立金として整理されたものとみなす。

（連合会の平成二十七年四月一日に開始する事業年度における事業計画及び予算に関する経過措置）

第六条 連合会の平成二十七年四月一日に開始する事業年度における新規則第八十五条第三項及び附則第三十七項の規定の適用については、同条第三項第一号中「前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度の推計並びに」とあるのは「当該事業年度の推計及び」と、同項第二号中「前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度」とあるのは「当該事業年度」と、新規則附則第三十七項中「前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度の推計並びに」とあるのは「当該事業年度の推計及び」とする。

2 連合会の平成二十七年四月一日に開始する事業年度における新規則第八十五条第二項の規定により準用する新規則第二十四条の規定の適用

については、同条第三項中「前前事業年度」とあるのは「厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過の長期経理（附則第三十五項において読み替えて適用するものとされた附則第三十四項に規定する経過の長期経理をいう。以下この条において同じ。）以外の経理単位については前々事業年度」と、「推計を」とあるのは「推計を、厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過の長期経理については当該事業年度における推計を、それぞれ」と、同条第四項中「前前事業年度末日」とあるのは「厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過の長期経理以外の経理単位については前々事業年度末日」と、「推計を」とあるのは「推計を、厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過の長期経理については当該事業年度末日における推計を、それぞれ」とする。

附則（平成二十七年六月二四日財務省令第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

（様式の特例）

第二条 この省令による改正前の別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受療証、別紙様式第二十一号の三による限度額適用認定証及び別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の三及び別紙様式第二十一号の三の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の三及び別紙様式第二十一号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成二十七年九月三〇日財務省令第七三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（退職等年金給付に要する費用を計算したときの財務大臣への報告の特例）

第二条 国家公務員共済組合連合会は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第八十五条の三に

規定する国家公務員共済組合法第二十一条第二項第二号ロの計算を、財務大臣の定める様式に基づき、財務大臣に報告することができるものとする。

2 前項の規定による報告は、施行日において財務大臣に報告されたものとみなす。

（特別支給の退職共済年金の受給権者に係る老齢厚生年金の裁定請求に関する経過措置）

第三条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち退職共済年金（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十二条の三又は第十二条の五の規定による退職共済年金に限る。）の受給権者であつて厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による老齢厚生年金について同法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者については、この命令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十四条により適用することとされた厚生年金保険法施行規則第三十条の二の規定を適用する。

第四条 前二条に定めるもののほか、この命令の施行に伴う必要な経過措置については、別に財務大臣が定める。

附則（平成二十七年一〇月一六日財務省令第八一号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十七年十月五日から適用する。

附則（平成二十八年三月四日財務省令第七号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月三一日財務省令第一四号）

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中国家公務員共済組合法施行規則第八十五条第二項の表第四十五条第一項第五号の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「改正後規則」という。）の規定（改正後規則第二十七条の二、第八十五条第二項及び第九十七条第二項の規定並びに次

項に規定するものを除く。）、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（以下「改正後平成九九年省令」という。）の規定（改正後平成九九年省令第四条第二項及び第十七条の二の規定を除く。）、第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の規定、第四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の規定及び第五条の規定による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（以下「改正後平成二十七年省令」という。）の規定（次項に規定するものを除く。）は、平成二十七年十月一日から適用する。

3 改正後規則第百十四条の二十五の規定並びに改正後平成二十七年省令第十八条第一項の表第百十四条の三の六第一項、第百十四条の三の七第一項各号列記以外の部分及び第百十四条の三の七第二項の項、第百十四条の四第一項各号列記以外の部分及び同条第三項各号列記以外の部分の項、第百十四条の四の二の項及び第百十四条の三十一第一項の項の規定は、平成二十七年十月五日から適用する。

附則（平成二十八年九月一二日財務省令第六五号）抄

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附則（平成二十八年一二月二八日財務省令第八五号）

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附則（平成二十八年一二月二八日財務省令第八六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年二月二八日財務省令第二号）

第一条 この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次条の規定は、同年三月一日から施行する。

（老齢厚生年金等施行日前請求手続に係る経過措置）

第二条 老齢厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金に係る老齢厚生年金等施行日前請求手続については、この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十四条の規定により読み替えられた公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第十一号）による改正後の厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三十条の規定の例による。

附則（平成二十九年三月三十一日財務省令第九号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の表中第百十三条の三の二を加える規定は、平成三十年一月一日から施行する。

附則（平成二十九年五月一九日財務省令第四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（様式の特例）

第二条 この省令による改正前の別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受療証、別紙様式第二十一号の三による限度額適用認定証及び別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の三及び別紙様式第二十一号の三の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の三及び別紙様式第二十一号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成二十九年五月二九日財務省令第四三号）

この省令は、平成二十九年五月三十日から施行する。

附則（平成二十九年七月三十一日財務省令第五二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、第一条中国国家公務員共済組

合法施行規則第百十一条の二第二項の改正規定、同条に一項を加える改正規定及び同令別紙様式第二十一号の三の改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条 第一条の規定による改正前の別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の別紙様式第二十一号の三の様式によるものとみなす。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日において現に存する第一条の規定による改正前の別紙様式第二十一号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成二十九年一月九日財務省令第五九号）

この省令は、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第二百二十二号）の施行の日から施行する。

附則（平成三〇年三月二日財務省令第三号）

この省令は、平成三十年三月五日から施行する。

附則（平成三〇年六月二九日財務省令第四六号）

この省令は、平成三十年七月二日から施行する。

附則（平成三〇年七月三〇日財務省令第五八号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条 この省令による改正前の別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定証及び別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の様式によるものとみなす。

附則（平成三〇年二月二八日財務省令第七一号）

1 この省令は、平成三十一年八月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

2 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百七条の八若しくは第百八条の八、平成九省令第十四条の二又は平成二十七年経過措置省令第十条に規定するなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の二十四、第十二条に規定するなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の三十二若しくは第十八条第一項に規定するなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の十二の二、第百十四条の二十四若しくは第百十四条の三十二の届出を行う者（その誕生日が八月一日から九月三十日までの間にある者に限る。）は、この省令の施行の日においても、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定の例により当該届出を行うことができる。

附則（平成三十一年三月二九日財務省令第三号）抄

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条及び第六条の改正規定 平成三十一年四月十五日
二 第三条、第四条及び第七条の改正規定 平成三十一年七月一日

附則（令和元年五月七日財務省令第一号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（令和元年五月一五日財務省令第二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和元年五月二十三日から施行する。

（様式の特例）

第二条 この省令による改正前の別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受療証、別紙様式第二十一号の三による限度額適用認定証及び別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の三及び別紙様式第二十一号の三の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の三及び別紙様式第二十一号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（令和元年六月二四日財務省令第七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年八月三〇日財務省令第二〇号）

（施行期日）
第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条第二項の規定は、公布の日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後国共済法」という。）

第二条第一項第二号及びこの省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「改正後規則」という。）第二条の二の規定の施行により被扶養者の要件を欠くに至る者であつて、この省令の施行の際現に国家公務員共済組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関に入院しているものの当該入院の期間における被扶養者としての資格については、その者が引き続き当該組合員と同一の世帯に属し、主としてその組合員の収入により生計を維持している間（その者が当該組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹である場合にあつては、主としてその組合員の収入により生計を維持している間）に限り、改正後国共済法第二条第一項第二号及び改正後規則第二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 組合は、この省令の施行の日においても、改正後国共済法第二条第一項第二号及び改正後規則第二条の二の規定の施行により被扶養者の要件を欠くに至る者を有する組合員から、令和二年四月一日における状況を記載した改正後規則第八十八条の規定による被扶養者申告書の提出を受けることができる。

附則（令和元年九月六日財務省令第二五号）

2 前項の請求書には、国共済規則第百七条の六第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

3 第一項の請求書を提出する者が、同時に前条第一項による障害厚生年金（当該公務員障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の改定請求をするときは、前項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の改定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

（障害特例年金給付の額の改定等に関する経過措置）

第五条 改正令附則第三条第三項の規定による厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この項及び次項において「平成八年改正法」という。）附則第三十三條第一項に規定する特例年金給付のうち障害を給付事由とするもの（平成八年改正法附則第三十二條第二項に規定する存続組合（以下この項及び次項において「存続組合」という。）が支給するものに限る。）の額の改定の請求は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（平成九年大蔵省令第二十一号。第三項において「平成九年省令」という。）第十四條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第七十三号。第一條の規定による改正前の国共済規則（以下「改正前国共済規則」という。）第百十四條の十七第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を存続組合に提出することによって行わなければならない。）

2 平成八年改正法附則第四十九條第一項の規定により平成八年改正法附則第四十七條第一項に規定する特例業務を行う平成八年改正法附則第四十八條第一項に規定する指定基金が存続組合とみなされた場合における前項の規定の適用については、同項中「が支給する」とあるのは「又は平成八年改正法附則第四十八條第一項に規定する指定基金（以下この項において「指定基金」という。）が支給する」と、「存続組合に」とあるのは「存続組合又は指定基金に」と読み替えるものとする。

3 前二項の請求書には、平成九年省令第十四條第一項の規定により読み替えられた改正前国共

済規則第百十四條の十七第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

（旧職域加算障害給付の額の改定等に関する経過措置）

第六条 改正令附則第三条第三項の規定による被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。次条第一項において「一元化法」という。）附則第三十六條第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの額の改定の請求は、平成二十七年経過措置省令第十條の規定により読み替えられた改正前国共済規則第百十四條の十七第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出することによって行わなければならない。

2 前項の請求書には、平成二十七年経過措置省令第十條の規定により読み替えられた改正前国共済規則第百十四條の十七第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

3 第一項の請求を行う場合において、当該給付と同一の給付事由による附則第三条第一項による障害厚生年金の請求については、前二項の規定にかかわらず、当該規定による請求書及び書類の提出を省略することができる。

第七条 改正令附則第三条第三項の規定による一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち障害共済年金の額の改定の請求は、平成二十七年経過措置省令第十八條第一項の規定により読み替えられた改正前国共済規則第百十四條の十七第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出することによって行わなければならない。

2 前項の請求書には、平成二十七年経過措置省令第十八條第一項の規定により読み替えられた改正前国共済規則第百十四條の十七第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

附則（令和四年三月三十一日財務省令第七号）
（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（会計処理に関する経過措置）
第二条 この省令による改正後の第八十一條の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る会計処

理について適用し、施行日前に開始する事業年度に係る会計処理については、なお従前の例による。

（加給年金額対象者の不該当の届出）

第三条 老齢厚生年金（国家公務員共済組合連合会が支給するものに限る。以下同じ。）又は障害厚生年金（国家公務員共済組合連合会が支給するものに限る。以下同じ。）の受給権者（施行日において経過措置政令附則第五条第一項の規定により厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。第四十六條第六項（同法第五十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けない者に限る。以下この条及び次条において単に「受給権者」という。）は、その配偶者が、同法第四十四條第四項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を国家公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
二 受給権者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「個人番号」という。）に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。第十四條に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。））
三 老齢厚生年金又は障害厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種類及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）
四 配偶者の氏名及び生年月日
五 配偶者が厚生年金保険法第四十四條第四項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った年月日及びその事由

（加給年金額支給停止事由の該当の届出）
第四条 受給権者は、施行日の属する月以降の月分の老齢厚生年金又は障害厚生年金について、経過措置政令附則第五条第二号に該当するに至ったとき（当該受給権者の配偶者に対する老齢厚生年金が施行日の前日において厚生年金保険法附則第七条の四第一項（同法附則第十一条の五及び第十三條の六第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であって、施行日以後に同法附則第七条の四第一項の規定による支給停止が解除されたときを除く。）は、速やかに、次に掲げる事

項を記載した届書を国家公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
二 受給権者の個人番号又は基礎年金番号
三 老齢厚生年金又は障害厚生年金の年金証書の年金コード
四 配偶者の氏名及び生年月日

五 配偶者が支給を受けることができることとなった経過措置政令第五条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号。第三条の七各号に掲げる老齢又は退職を支給事由とする給付（以下「老齢又は退職を支給事由とする給付」という。）の名称、老齢又は退職を支給事由とする給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書の年金コード又は記号番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号）
受給権者は、施行日の属する月以降の月分の老齢厚生年金又は障害厚生年金について、経過措置政令附則第五条第三号に該当するに至ったとき（当該受給権者の配偶者に対する老齢厚生年金が、障害厚生年金又は国民年金法による障害基礎年金（受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金の受給権を有するものに限る。）の支給を受けることにより支給を停止されるに至ったときを除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を国家公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
二 受給権者の個人番号又は基礎年金番号
三 老齢厚生年金又は障害厚生年金の年金証書の年金コード
四 配偶者の氏名及び生年月日
五 配偶者が支給を受けることを選択した年金たる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関並びにその支給を受けることとなった年月日並びにその年金証書の年金コード又は記号番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

（改正前国共済法による加給年金額対象者の届出）
第五条 前二條の規定は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職

を記載した届書を国家公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

共済年金又は障害共済年金について準用する。この場合において、附則第三条中「附則第五条第一項」とあるのは「附則第五条第四項におい

給を受けることにより支給を停止されるに至つたときを除く。」とあるのは「とき」と読み替えるものとする。

附則（令和四年三月三十一日財務省令第八号）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(様式の特例)

第二条 この省令による改正前の様式は、当分の間、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（令和四年六月二四日財務省令第
四三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年八月三日財務省令第四五号）

(施行期日)

第一号の省令は、令和四三月一日から施行する。

第一條 この省令は、令和四年十

（育児休業等に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の国家公務員共済

組合施行規則第二百二十條
の二において準用する場合

の二においては適用する場合を含む。第四項及び第五項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する国家公務員共済組合法第四十条第十二項に規定する育児休業等について適用し、施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（継続被保険者に係る届出）

第三条 厚生年金保険法第二条の五第二項第二号

該繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者に限る。）は、施行日以後速やかに次の掲げる事項を記載した届書に、経過措置政

令第十五条第一項第一号に規定する者に該当することを証する書類を添えて、これを国家公務員共済組合連合会に提出しなければならぬ。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 受給権者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（規定する個人番号又は国民年金法（昭和

三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

三 老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）

四 継続被保険者に該当する旨（厚生年金保険の被保険者の資格の取得事由を含む。）

(特定法人以外の行政執法人等に係る届出)

第四条 国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法の一部を改正する法律の施行に関し、必要な経過措置その他の事項は、別表第一に掲げる法律で定める。

長期給付等に関する経過措置に関する政令の一号を改正する政令（令和四年政令第二百六十五号。以下「改正令」という。）附則第三条第一項ただし書、第四項又は第六項の規定による申出は、公的年金制度の財政基盤及び最低生活保障機能の充実に資するものとして、関係法令に

能の強化等のための国民年金法等の一部を改正

る法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「金機能強化法」という。）附則第十七条第二

項ただし書、第五項又は第八項の規定による申出をすることができるときは、当該申出と同時に
行わなければならない。

（提出書類に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日から令和四年十二月三十一日までの間において、この省令による改

正後の国家公務員共済組合法施行規則第九十七
条、第九十九条の三、第九十九条の四、第二百
条、第二百三条、第二百五条の四、第二百五条の四の
二、第二百五条の四の三、第二百五条の十一、第五
条の十二、第二百六条、第二百八条、第二百九条

とする預金口座として公金受取口座を利用する旨とする。

附則
(令和五年三月三〇日財務省令第

四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から

する。

(産前産後休業期間中の掛金の免除の申出に関する経過措置)

附則（令和五年九月二九日財務省令第
五三三號）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する（経過措置）

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用する事ができる。

この省令は、令和六年三月一日から施行する。

[illegible][illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible]

別紙様式第10号	削除
別紙様式第11号	

- [illegible]

(表)

☐ 具讀照會內容之聲明書及聲明書									
年 月 日 交付									
經手人姓名									
區 及 里 年 月 日	區 及 里 年 月 日	經手人 姓 名	年	月	日	性 別			
和 合 經 手 人 姓 名	區 及 里 年 月 日	區 及 里 年 月 日	經手人 姓 名	年	月	日	性 別		
經手人姓名與地址 姓 名 職 位 年 月 日 計上之資格									
組合名及住址									

(五)

- [illegible]

(六)

[illegible]

(五)

- [illegible]

別紙様式第37号

- [illegible]

國立政治大學 社會工作學系 社會工作碩士班 社會工作碩士學位考試(社會工作專業類) 考試日期：102 年 4 月 27 日

姓名：_____ 學號：_____

考場：_____

科目：社會工作專業類

時間：120 分鐘

注意：1. 本試卷共 10 題，每題 10 分，共 100 分。

2. 請在 10 分鐘內，將答案填在答案卷上，逾期不得填答。

3. 請在 10 分鐘內，將答案填在答案卷上，逾期不得填答。

4. 請在 10 分鐘內，將答案填在答案卷上，逾期不得填答。

5. 請在 10 分鐘內，將答案填在答案卷上，逾期不得填答。

6. 請在 10 分鐘內，將答案填在答案卷上，逾期不得填答。

7. 請在 10 分鐘內，將答案填在答案卷上，逾期不得填答。

8. 請在 10 分鐘內，將答案填在答案卷上，逾期不得填答。

9. 請在 10 分鐘內，將答案填在答案卷上，逾期不得填答。

10. 請在 10 分鐘內，將答案填在答案卷上，逾期不得填答。

圖 1 臺灣省各縣市 1990 年 1 月 1 日人口總數及人口密度

臺灣省各縣市 1990 年 1 月 1 日人口總數及人口密度

縣市	人口總數 (萬人)	人口密度 (人/平方公里)
基隆	0.25	1,100
新竹	0.20	1,000
苗栗	0.15	900
桃園	0.30	1,200
台中	0.40	1,300
南投	0.10	800
雲林	0.12	850
嘉義	0.10	800
台南	0.20	900
高雄	0.30	1,200
屏東	0.15	900
花蓮	0.10	800
台東	0.05	400
澎湖	0.02	200
金門	0.01	100

資料來源：臺灣省統計局，1991 年。

1. 環境省「環境省の環境政策の基本的な考え方」(平成17年12月16日現在)
2. 環境省「環境省の環境政策の基本的な考え方」(平成17年12月16日現在)
3. 環境省「環境省の環境政策の基本的な考え方」(平成17年12月16日現在)
4. 環境省「環境省の環境政策の基本的な考え方」(平成17年12月16日現在)
5. 環境省「環境省の環境政策の基本的な考え方」(平成17年12月16日現在)

別紙様式第39号

20	公	附	正	備	知
19	公				
18	公				
17	公				
16	公				
15	公				
14	公				
13	公				
12	公				
11	公				
10	公				
9	公				
8	公				
7	公				
6	公				
5	公				
4	公				
3	公				
2	公				
1	公				

[illegible]

[illegible]

- [illegible]

[illegible]

備考 様式の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙様式第41号及び別紙様式第42号 削除

一 呼吸器系結核
二 肺化のう症
三 けい肺（これに類似するじん肺症を含む。）
四 その他認定又は診査に際し必要と認められるもの